

令和 5 年

第 3 回 東峰村議会定例会会議録

開会：令和 5 年 6 月 13 日

閉会：令和 5 年 6 月 15 日

福岡県東峰村議会

令和5年 第3回東峰村議会定例会

招集年月日 令和5年6月13日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和5年6月13日 9時30分
議長 伊藤 均
閉会日時及び宣告 令和5年6月15日 10時01分
議長 伊藤 均

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	和田 将幸	○	2番	樋口 朗	○
3番	佐々木 孝	○	4番	高倉 美紀恵	○
5番	梶原 伯夫	○	6番	高橋 弘展	○
7番	大蔵 久徳	○	8番	佐々木 紀嘉	○
9番	黒川 隆康	○	10番	伊藤 均	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

6月13日 9名	6月14日・15日 10名
----------	---------------

欠席議員

6月13日 8番 佐々木紀嘉議員

地方自治法第121条の規定により説明のため
会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	眞田 秀樹	副村長	菅 義範
教育長	縄田 淳一		
総務企画課長	城 辰也	ふるさと推進課長	岩橋 俊典
農林建設課長	白井 耕平	住民福祉課長	樋口 修一
教育課長	國松 直美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	坂本 浩志		

村長提出議案の題目

議案第21号	東峰村村民センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号	東峰村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第23号	損害賠償の額を定めることについて
議案第24号	令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第3号）
議案第25号	令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）
報告第1号	令和4年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告
報告第2号	令和4年度東峰村事故繰越し繰越計算書報告
同意第4号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第5号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第6号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第7号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第8号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第9号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第10号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第11号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第12号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第13号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第14号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第15号	東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
同意第16号	東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
同意第17号	東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
同意第18号	東峰村教育委員会委員の任命について

議員提出議案の題目

発議第 1号	東峰村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
--------	----------------------------

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。(会議規則125条)
9番 黒川隆康議員 1番 和田将幸議員

第3回 東峰村議会定例会会議録

令和5年6月13日
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和5年 第3回東峰村議会定例会議事日程

令和5年6月13日開議

開会宣言

議事日程報告

- | | | |
|--------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 議案上程報告 |
| 日程第 4 | | 村長のあいさつ及び提案理由の説明 |
| 日程第 5 | | 一般質問 |
| 日程第 6 | 議案第 2 1 号 | 東峰村村民センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 2 2 号 | 東峰村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 2 3 号 | 東峰村損害賠償の額を定めることについて |
| 日程第 9 | 議案第 2 4 号 | 令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第3号）について |
| 日程第 10 | 議案第 2 5 号 | 令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について |
| 日程第 11 | 報告第 1 号 | 令和4年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告 |
| 日程第 12 | 報告第 2 号 | 令和4年度東峰村事故繰越し繰越計算書報告 |
| 日程第 13 | 同意第 4 号 | 東峰村農業委員会委員の任命について |

- 日程第14 同意第 5号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第 6号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第 7号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第 8号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第 9号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第19 同意第10号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第20 同意第11号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第21 同意第12号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第22 同意第13号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第23 同意第14号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第24 同意第15号 東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 日程第25 同意第16号 東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 日程第26 同意第17号 東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 日程第27 同意第18号 東峰村教育委員会委員の任命について
- 日程第28 発議第 1号 東峰村議会の個人情報保護に関する条例の制定について

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、9名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、令和5年第3回東峰村議会定例会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>本会議に先立ち、議長の諸般報告を行います。</p> <p>報告は、お手元にお配りしております議案書の最後のページの、議長諸般報告をもって代えさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番 黒川隆康議員、1番 和田将幸議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>議会運営委員会委員長に、議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>9番 黒川隆康議員</p>
9 番	<p>今期定例会の議会運営にあたり、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告を申し上げます。</p> <p>本日招集に係る令和5年第3回東峰村議会定例会の運営につきましては、6月6日に議会運営委員会を開催しました。</p> <p>まず、議案につきましては、条例の一部改正が2件、損害賠償が1件、補正予算が2件、報告が2件、同意が15件、発議が1件、合計23件の議案が予定されています。</p> <p>会期につきましては、慎重に審議をいたしまして、本日13日から19日までの7日間と決定いたしました。</p> <p>会期日程につきましては、お手元に日程表を配布しております。</p> <p>まず、議案上程後、村長のあいさつ及び提案理由の説明を聴取し、各課長の補足説明の後、通告順に一般質問を予定いたしております。</p> <p>14日には、引き続き一般質問を行い、15日には、議案の審議、質疑、討論、採決を予定いたしております。</p> <p>以上、簡単ではありますが、議会運営委員会の協議の概要であります。</p> <p>本定例会が円滑に運営されますように、特段のご協力を賜りますようお願いいたします。報告といたします。</p>
議 長	<p>ただ今、議会運営委員長より報告がありました。</p> <p>本定例会の会期は、本日13日から19日までの7日間といたしたいと思っております。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、6月13日から6月19日までの7日間と決定いたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。</p> <p>事務局長</p> <p>(事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>事務局長より議案の上程報告が終わりました。</p>

日程第4	
議 長	日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 村長
村 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。</p> <p>本日ここに、令和5年第3回東峰村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃から村政の円滑な運営をはじめ、関係する政策全般につきご理解、ご尽力をいただき、深く感謝を申し上げます。</p> <p>さて、本年は、平年より6日早く、また、昨年より13に早い5月29日の梅雨入りとなり、翌30、31日は2日間で120ミリ弱の降雨がありました。</p> <p>また、6月2日からの梅雨前線及び台風2号による被害が、九州から関東までの広い範囲で発生しており、現在、死者6名、行方不明1名、負傷者48名、住宅の全半壊40棟、床上・床下浸水まで含め、8,785棟の被害が報告されております。亡くなられた方のご冥福をお祈りしますとともに、被害に遭われた皆様に深くお見舞いを申し上げます。</p> <p>まだまだ長い梅雨が続きます。いつ大雨が降り、災害が発生するか分かりません。テレビやネットでの気象情報や村からの情報を確認しながら、危険を感じたら、まずは自分で安全の確保をはかる行動をお願いしたいと思っております。</p> <p>先日5月28日には、朝倉地区を会場に福岡県総合防災訓練が実施され、東峰村でもいずみ館と東峰学園グラウンドにおいて、訓練に参加しました。参加いただいた皆様に改めてお礼を申し上げます。</p> <p>この訓練の様子は東峰テレビでも放送されます。ぜひ、ご覧いただき、防災への心構えや非常用持出袋などの確認をしっかりとお願いしたいと思っております。</p> <p>新型コロナウイルスの5類移行以後、コロナ前の賑わいと人流を取り戻したと感じているところですが、これまで自粛していたイベントなど、今年4月の岩屋祭りと6月のほたる祭りは、本年も中止という判断がなされました。来年こそはの再開を望むものでありますが、先週の竹地区棚田景観保全委員会主催の竹棚田の火祭りは、関係各位のご尽力により4年ぶりに開催され、開催前からたくさんの来客がありました。途中からは少し雨に見舞われましたが、大変にぎやかに開催されましたことに、嬉しく感じているところでもあります。</p> <p>この火祭りは、準備に大変な労力を伴い、聞くところによりますと、長崎大学、筑紫女学園大学、竹棚田社員の浜砂氏のコミュニティなど、たくさんの外部の方の応援で開催されたと聞いております。</p> <p>人口減少や高齢化で、地域の祭りやイベントの存続が厳しくなっている中、地域外のコミュニティの協力や福岡県の中山間応援サポーター制度などを活用して、活動を継続しているところです。</p> <p>中山間応援サポーター制度は、本年4月16日に岩屋地区のツツジの植栽の活動を行っています。地域で希望されるときには、役場農林建設課に相談いただければ、県にお繋ぎいたしますので、ぜひ、ご検討いただきたいと思っております。</p> <p>また、日田彦山線もようやく8月28日にBRTひこぼしラインとして開通が決定しました。来る7月2日は、宝珠山駅から筑前岩屋駅までの専用道を歩けるファンウォークが開催されます。一般参加150名、関係自治体枠として各50名の定員で募集され、一般枠は定員に達し締め切られたと聞いております。村の枠はまだ少し空きがありますので、役場ふるさと推進課までお申し込みをお願いしたいと思っております。</p> <p>それでは、本定例会に執行部から提案しております議案等について、説明を申し上げ</p>

ます。

本定例会には、条例改正について2件、損害賠償の額を定めることについて1件、補正予算について2件、繰越計算報告2件、同意について15件、計22件の議案等を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。

議案第21号、東峰村村民センターの条例の一部を改正する条例の制定につきましては、東峰村村民センターに整備したダイレクトクーラーの導入に伴い、使用料を定める必要が生じたため、東峰村村民センター条例の規定の整備を行うものであります。

議案第22号、東峰村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般廃棄物の処分を生業とすることへの許可を行うため、東峰村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正するものです。

議案第23号、損害賠償の額を求めることにつきましては、令和5年5月14日に発生した公用車の物件損害事故について、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第24号、令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれに781万8千円を追加し、歳入歳出総額を41億1,576万7千円とするものです。

歳出では、職員の配置替えに伴い、職員手当57万3千円を減額し、国民健康保険事業特別会計へ繰り出すものです。

財産管理費につきましては、旧宝珠山小学校プールのポンプ交換230万円、公用車事故賠償金5万8千円、美星保育所のコピー機リース料15万円、危機管理マニュアル策定業務委託料531万円をそれぞれ増額計上しております。

歳入としては、財政調整基金繰入金781万3千円、諸収入5千円をそれぞれ計上しております。

議案第25号、令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれに57万3千円を追加し、歳入歳出総額を3億1,951万9千円とするものです。

歳出では、職員手当57万3千円を増額しております。

歳入としては、一般会計繰入金57万3千円を計上しております。

報告第1号、令和4年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告につきましては、令和4年度予算から令和5年度予算に繰越明許費として繰り越す予算につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

報告第2号、令和4年度東峰村事故繰越し繰越計算書報告につきましては、令和4年度予算から令和5年度予算に事故繰越しとして繰り越す予算につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告するものです。

同意第4号から14号につきましては、農業委員会委員の任期が7月19日で満了するのに伴い、11名の委員の任命にあたり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意第15号から17号につきましては、固定資産評価審査委員会の任期が6月22日で満了するのに伴い、3名の委員選任にあたり、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意第18号につきましては、教育委員会委員の任期が6月24日で満了するのに伴い、1名の委員任命にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様には慎重審議いただき、ご可決、ご同意賜りますようお願い申し上げます、私の提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議 長	日程第5 一般質問につきましては、日程第6から日程第27までの補足説明終了後に行います。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第21号「東峰村村民センター条例の一部を改正する条例の制定について」 補足説明を担当課長に求めます。 教育課長
教育課長	16ページをお願いいたします。 議案第21号「東峰村村民センター条例の一部を改正する条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和5年6月13日提出、東峰村長名でございます。 提案理由といたしまして、東峰村村民センターに整備したダイレクターの導入に伴い、使用料を定める必要が生じたため、東峰村村民センター条例の規定の整備を行うものでございます。 この使用料を定めるにあたり、係る経費の電力、水道料等から試算をいたしました。 17ページをお願いいたします。 東峰村村民センター条例の一部を改正する条例でございます。 東峰村村民センター条例の一部を次のように改正する。 東峰村村民センター条例、新旧対照表でございます。 左側が改正案になります。 別表1、第6条関係で、東峰村村民センターの使用料の一覧表でございます。1時間当たりの単価を記載してございます。 その中の、表の一番下の欄の空調費をご覧ください。 料金区分としまして、基本料金、使用料としまして、村内、村外いずれも400円と提案いたします。 附則、この条例は、公布の日から施行する。 説明は、以上でございます。
日程第7	
議 長	日程第7 議案第22号「東峰村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 補足説明を担当課長に求めます。 住民福祉課長
住民福祉課長	18ページをお願いします。 議案第22号「東峰村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和5年6月13日提出、東峰村長名でございます。 提案理由、一般廃棄物の処分を業とすることへの許可を行うため、東峰村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する必要が生じたため。 19ページをお願いいたします。 東峰村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例。 東峰村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。 新旧対照表が19ページから21ページにかけて記載されております。その中で20ページをご覧くださいと思います。

	<p>20ページ中段、一般廃棄物処理業の許可の条文につきまして、上位法であります廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項において、処分業の許可は市町村において行うものと規定していますが、条例上に処分業の文言が不足しておりますので、文言の追加及び、その下段になります。許可の取消し等につきましては、条例上に条文が不足しておりましたので、追加するものでございます。</p> <p>第17条、村長は、法第7条の3又は浄化槽法第41条第2項に定める場合のほか、許可業者が次の各号のいずれかに該当するとき、21ページをお願いします。は、その許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その事業の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。</p> <p>(2) 条例の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 村の指導及び監督に従わなかったとき、でございます。</p> <p>その他、2条、6条、14条につきましては、文言の修正並び追加でございます。21ページをお願いします。</p> <p>附則、施行期日、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。以上でございます。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 議案第23号「損害賠償の額を定めることについて」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>議案第23号「損害賠償の額を定めることについて」 令和5年6月13日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、令和5年5月14日に発生した公用車の物件損害事故について、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。</p> <p>1 損害賠償の額 57,200円</p> <p>2 相手方 そちらに記載しているとおりでございます。</p> <p>3 事故の概要 令和5年5月14日、日曜、午前10時頃、村道栗林線において、村の委託業務として受託者が運転する保健福祉センター利用者送迎用巡回車が運転中、上記相手方が所有する草刈り機の所在に気づかず、後部右側車輪と接触し、草刈り機が損傷したものでございます。以上です。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 議案第24号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第3号）」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>23ページをお開きください。</p> <p>議案第24号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第3号）」 令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ781万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1,576万7千円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和5年6月13日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>次の24ページをご覧ください。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正。</p>

	<p>1 5款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額4億3,755万8千円。これに補正額781万3千円を追加しまして、4億4,537万1千円とするものです。</p> <p>17諸収入、4雑入、2,755万2千円が補正前の額でございます、補正5千円を追加しまして2,755万7千円。</p> <p>補正後の額41億1,576万7千円でございます。</p> <p>続きまして、25ページ、歳出をお開きください。</p> <p>2総務費、1総務管理費、補正額としまして178万5千円。</p> <p>3民生費、1社会福祉費、57万3千円の補正額、2児童福祉費、15万円の補正額。</p> <p>9消防費、1消防費、531万円の補正額。</p> <p>補正額合計としまして781万8千円、補正後の金額としまして41億1,576万7千円とするものでございます。</p> <p>続きまして、28ページをお開きください。</p> <p>歳入でございます。</p> <p>15款繰入金、財政調整基金繰入金としまして781万3千円、17款諸収入、雑入としまして5千円を計上しておるものでございます。</p> <p>続きまして、29ページをお開きください。</p> <p>歳出でございます。</p> <p>2款総務費、1目一般管理費につきましては、職員手当57万3千円を減額するものでございます。</p> <p>5目財産管理費、需用費としまして、旧宝珠山小学校ポンプ交換としまして230万円、公用車事故賠償金としまして5万8千円。</p> <p>3款民生費、国民健康保険基盤安定費としまして、先ほどの一般管理費の減額分相当をですね、同額を、57万3千円、職員給与等操出金としてするものでございます。</p> <p>3款民生費、これにつきましては、児童福祉施設(直営分)ということで、美星保育所のコピー機リース料15万円を計上するものでございます。</p> <p>9款消防費、非常備消防費につきましては、委託料としまして、危機管理マニュアル等策定業務委託ということで531万、今回補正を計上させていただいております。以上でございます。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 議案第25号「令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>30ページをお願いします。</p> <p>議案第25号「令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)」</p> <p>令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,951万9千円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和5年6月13日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>31ページをお願いします。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正、歳入。</p>

	<p>10款繰入金、1項他会計繰入金、補正額57万3千円。 補正後、歳入合計3億1,951万9千円。 32ページをお願いします。 歳出、1款総務費、1項総務管理費、補正額57万3千円。 歳出後の額、3億1,951万9千円。 35ページをお願いします。 2歳入、10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額57万3千円、3節職員給与等繰入金でございます。 36ページをお願いします。 3歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額57万3千円。 3節職員手当、説明としまして、扶養手当が37万3千円、児童手当20万円。以上でございます。</p>
日程第11	
議長	<p>日程第11 報告第1号「令和4年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>37ページをお開きください。 報告第1号「令和4年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告」 地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度東峰村繰越明許費繰越計算書を次のように報告する。 令和5年6月13日提出、東峰村長名でございます。 その下の欄に計算書を付けてございます。 2款総務費、1項総務管理費におきましては、財産管理一般事業としまして、2列目になります。繰越額4,274万9千円でございます。 続きまして、総務費の企画管理一般経費としまして3,458万2千円、電算事務費としまして71万円、その下の緊急経済対策地方創生臨時交付金事業としまして826万8千円。 続きまして、農業費でございます。 農村環境整備事業としまして2,800万円、林業費、林道施設整備事業費としまして150万円。 続きまして、土木費でございます。 土木管理費、水源地域整備事業一般経費としまして5,850万円。 続きまして、教育費でございます。 教育総務費、スクールバス管理運営費としまして32万6千円。 続きまして、災害復旧費、災害復旧総務費としまして800万円。災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業費としまして2,217万1千円。災害復旧費、農地・農業用施設災害復旧事業としまして7,740万円。 それらの合計としまして2億8,220万6千円を繰り越すものでございます。以上でございます。</p>
日程第12	
議長	<p>日程第12 報告第2号「令和4年度東峰村事故繰越し繰越計算書報告」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>38ページをお開きください。 報告第2号「令和4年度東峰村事故繰越し繰越計算書報告」 地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和4年度東峰村事故繰越し繰越</p>

	<p>計算書を次のように報告する。 令和5年6月13日提出、東峰村長名でございます。 事故繰越し計算書は、そこに書いております。 まず土木費、河川費、緊急自然災害防止対策事業費としまして、5列目になります。 翌年度繰越額3,000万円、災害復旧事業費、農地・農業用施設災害復旧事業としまして3,600万円、合わせまして6,600万円とするものでございます。以上でございます。</p>
日程第13～ 日程第23	
議長	<p>日程第13 同意第4号から日程第23 同意第14号「東峰村農業委員会委員の任命について」 補足説明を担当課長に求めます。 農林建設課長</p>
農林建設課長	<p>39ページをお開きください。 同意第4号「東峰村農業委員会委員の任命について」 下記の者を東峰村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。 令和5年6月13日提出、東峰村長名でございます。 委員の住所ですが、朝倉郡東峰村大字小石原215番地。 氏名ですが、熊谷弘枝さん、生年月日は記載のとおりです。 提案理由としまして、現委員の任期満了に伴い、新たに任命したいため。 同意第5号「東峰村農業委員会委員の任命について」 下記の者を東峰村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。 令和5年6月13日提出、東峰村長名でございます。 住所 朝倉郡東峰村大字小石原579番地の1 氏名 西徹 生年月日は記載のとおりです。 提案理由、現委員の任期満了に伴い、新たに任命したいため。 続きまして、41ページをお開きください。 同意第6号「東峰村農業委員会委員の任命について」 下記の者を東峰村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。 令和5年6月13日提出、東峰村長名でございます。 住所 朝倉郡東峰村大字小石原鼓2683番地 氏名 柳瀬圭三 生年月日は記載のとおりです。 提案理由、現委員の任期満了に伴い、新たに任命したいため。 続きまして、42ページをお開きください。 同意第7号「東峰村農業委員会委員の任命について」 下記の者を東峰村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。 令和5年6月13日提出、東峰村長名でございます。 住所 朝倉郡東峰村大字小石原鼓3219番地 氏名 高倉寛視 生年月日は記載のとおりです。</p>

	<p>提案理由、現委員の任期満了に伴い、新たに任命したいため。 43ページをお開きください。</p> <p>同意第8号「東峰村農業委員会委員の任命について」 下記の者を東峰村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。 令和5年6月13日提出、東峰村長名でございます。 住所 朝倉郡東峰村大字小石原鼓857番地 氏名 阿波範良 生年月日は記載のとおりでございます。</p> <p>提案理由、現委員の任期満了に伴い、新たに任命したいため。 44ページでございます。</p> <p>同意第9号「東峰村農業委員会委員の任命について」 下記の者を東峰村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。 令和5年6月13日提出、東峰村長名でございます。 住所 朝倉郡東峰村大字宝珠山4965番地1 氏名 梶原昭徳 生年月日は記載のとおりです。</p> <p>提案理由、現委員の任期満了に伴い、新たに任命したいため。 45ページをお開きください。</p> <p>同意第10号「東峰村農業委員会委員の任命について」 下記の者を東峰村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。 令和5年6月13日提出、東峰村長名でございます。 住所 朝倉郡東峰村大字宝珠山2137番地 氏名 室井政春 生年月日は記載のとおりでございます。</p> <p>提案理由、現委員の任期満了に伴い、新たに任命したいため。 46ページをお開きください。</p> <p>同意第11号「東峰村農業委員会委員の任命について」 下記の者を東峰村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。 令和5年6月13日提出、東峰村長名でございます。 住所 朝倉郡東峰村大字宝珠山3204番地3 氏名 伊藤幸春 生年月日は記載のとおりでございます。</p> <p>提案理由、現委員の任期満了に伴い、新たに任命したいため。 47ページをお開きください。</p> <p>同意第12号「東峰村農業委員会委員の任命について」 下記の者を東峰村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。 令和5年6月13日提出、東峰村長名でございます。 住所 朝倉郡東峰村大字福井528番地 氏名 熊谷和典 生年月日は記載のとおりです。</p> <p>提案理由、現委員の任期満了に伴い、新たに任命したいため。</p>
--	--

	<p>48ページをお開きください。</p> <p>同意第13号「東峰村農業委員会委員の任命について」 下記の者を東峰村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。 令和5年6月13日提出、東峰村長名でございます。 住所 朝倉郡東峰村大字福井1864番地 氏名 熊谷譲二 生年月日は記載のとおりでございます。 提案理由、現委員の任期満了に伴い、新たに任命したいため。 最後になります。49ページをお開きください。</p> <p>同意第14号「東峰村農業委員会委員の任命について」 下記の者を東峰村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。 令和5年6月13日提出、東峰村長名でございます。 住所 朝倉郡東峰村大字福井2736番地3 氏名 高倉栄 生年月日は記載のとおりでございます。 提案理由、現委員の任期満了に伴い、新たに任命したいため。以上でございます。</p>
日程第24	
議長	<p>日程第24 同意第15号「東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」 補足説明を担当課長に求めます。 住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>同意第15号「東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」 下記の者を東峰村固定資産評価審査委員会の委員に任命したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。 令和5年6月13日提出、東峰村長名でございます。 氏名 重石豊臣 住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。 提案理由、固定資産評価審査委員会委員の重石豊臣氏の任期が令和5年6月22日をもって満了となるため、引き続き同氏を選任することについて議会の同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。 51ページをお願いします。 略歴書がありますので、お目通しをお願いしたいと思います。以上でございます。</p>
日程第25	
議長	<p>日程第25 同意第16号「東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」 補足説明を担当課長に求めます。 住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>同意第16号「東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」 下記の者を東峰村固定資産評価審査委員会の委員に任命したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。 令和5年6月13日提出、東峰村長名でございます。 氏名 元永彰一 住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。 提案理由、東峰村固定資産評価審査委員会委員の元永彰一氏の任期が令和5年6月2</p>

再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (10時40分)
日程第5	
議 長	<p>日程第5 一般質問を行います。</p> <p>一般質問は、7名の議員より提出されております。</p> <p>なお、一般質問に際し、会議規則において、質問者は質問、答弁者の時間を含め持ち時間は60分以内となっております。</p> <p>通告順に従いまして、順次一般質問をお願いいたします。</p> <p>答弁者、村長以下執行部の皆さんの明瞭、明確な答弁を期待いたします。</p> <p>それでは、質問に入ります。</p> <p>2番 樋口朗議員の質問を認めます。</p> <p>2番 樋口朗議員</p>
2 番	<p>私は、選挙公約に関係する質問を3件、それ以外のことを1件質問します。</p> <p>まず、人口減少の原因分析と今後の対策について、質問します。</p> <p>平成17年3月の合併時に2,895人だった人口が、令和5年2月末で1,895人です。18年間で1,000人減少していますので、1年平均56人減少したことになります。</p> <p>15年前の平成20年3月末から今年3月末までの人口の減少率を5年ごとに計算すると、平成25年3月末が5年間で10%の減少率、平成30年3月末で11.8%の減少率、今年3月末で13.4%の減少率になり、5年ごとの減少率が高くなっています。これは、5年に一度の国勢調査でも同じ傾向です。</p> <p>平成27年国勢調査で10.6%の減少率、令和2年の国勢調査で12.65%の減少率となっています。</p> <p>福岡県内のもう1つの村である赤村は、直近の令和2年の国勢調査で8.2%の減少率です。東峰村は赤村より4.4%高い減少率になっています。</p> <p>この人口減少の原因を分析しなければ、次に打つ政策の方向性が定まりません。長い間職員として、そして今、村長として村政に携わり、この人口減少の原因をどのように分析しているか、考えを伺います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>人口の減少につきましては、ちょっと自分が総務課長のときに、地域コミュニティの会議を1回目したときに、やっぱり人口の減り方、地区ごとにですね、どういうふうに減っているか、そういったところをお示しをしながら、あのときはですね、やっぱり集落のあり方という部分を中心に言ったところではございますが、先ほど議員さん申されました人口の減少、具体的な数字につきましては、いわゆる人口減少については自然増減、また、社会増減があるというのはご存じのことかと思っております。</p> <p>その辺りについてですね、18年分の推移を見たとき、5年ごとの分は、ちょっとこちらのほうでは通常ですね、弾いておりませんでした。自然減、いわゆる出生者から死亡者を引いた自然減というものが大体、ほぼ年間35人少々の減少率、転入者から転出数を引いた社会減と言われるものが年間20人程度となっているところでございます。</p> <p>人口の減少につきましては、東峰村にとって最大の課題ということは、もう間違いないことだと思っているところでございます。</p> <p>その分析といたしましては、やはり高齢化率により亡くなる方が多いというのは、これは致し方ない部分かなというところ、出生者については、やはり転</p>

	<p>入と言いますか、若い方たちの定住がなかなかできていない。村に住む若い方もやはり高校、大学等で行ったときに、やはりそのまま、一部ですね、Uターン等で帰ってくる方もおりますけど、なかなかその呼びかけもですね、現在のところはさまざまな部分で、村の魅力の発信とか応援団とかですね、また、新規に関係人口、交流人口等の取り組みを行っておりますが、やはり村に住んでいる方で高校、大学で出て行かれた方がなかなか戻って来ない、そういった部分、それと、災害以降やはり転入される方がですね、その前に比べると、そんなに大きくはございませんが、転出に比べて転入の方が少ない、そういった複雑な要因が絡んでこの数字、減少の状況になっているというふうには、自分といたしましては、分析をしているところでございます。以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>村は、まち・ひと・しごと総合戦略を平成27年度から5年ごとに2期にわたり、多大な経費を費やし実施しています。</p> <p>しかし、先ほど申し上げたとおり、実績として人口減少の流れが改善したとは思いません。むしろ減少率が高くなっているのが現状です。</p> <p>令和2年度から6年度までの総合戦略に、次のように記載しています。村外へ転出した人が考える村の問題点として、「交通の利便性が悪い」「買い物をする場所がない」「医療機関が不十分」など、生活基盤整備の不足を指摘しています。</p> <p>これは、村を転出した人の指摘ですから、人口減少が進む東峰村にとって極めて重要な課題だと思えますし、住民にとっても切実な問題です。私の議会だよりで実施しているアンケートにも同様の意見があります。</p> <p>逆に、この課題が少しでも解決すると、村への移住を検討する人の背中を押すことになるし、住民に安心感を与えるものになります。</p> <p>村が平成27年に策定した総合戦略に記載されたこの3つの指摘を解決するために、今まで実施してきた具体的な施策と成果、そして今後の具体的な計画を村長に伺います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員さんにご指摘いただきましたとおり、総合戦略で3つの問題点が示されております。これは、一次計画、二次計画ともにですね、同様の形で示されているところであります。</p> <p>3つの部分ですね、交通の利便性が悪いという交通につきましては、これまでは西鉄バスの継続的な運行のための支援や高齢者の移動支援のためのタクシーチケットの交付や充実を行ってきております。</p> <p>また、昨年度東峰村地域公共交通計画を策定し、本年度は BRT 等の広域公共交通に繋げることができる、村内をくまなく走るAIを活用したオンデマンド交通を整備することとしております。地域交通の利便性の向上に努めているところです。</p> <p>また、買い物をする場所がないということにつきましては、既存の商店との調整などがありなかなか進まなかったところではありますが、令和3年度より移動スーパーを稼働させて買い物の支援を行っております。</p> <p>ただ、村内の商店自体がですね、閉店と言いますか、廃業されたという経過もでございます。村としてもコンビニが欲しいとか、やっぱり商店がないという課題に対してですね、今のところは移動スーパーという形で行っておりますが、拠点スーパーと言いますか、村の中でもなんとか喫緊と言いますか、すぐではございませんが、やはり地域交通との絡みもでございますが、商店の充実、つづみの里等での東峰百貨店等もでございます。そういったところへ、これには交通の関係で繋</p>

	<p>いっていくとかですね、そういったところ、あと住民の要望に応える形で、やはり買い物をする場所というものは、やはり何とかしなければいけないのかなというふうに思っているところでございます。</p> <p>あと、医療機関が不十分ということにつきましては、東峰村立診療所、これがですね、ずっと終日開所しているということで、そちらのほうですね、切れ間なく医師の確保を県のほうにお願いする形ではございますが、確保を行っております、医療機関、ちょっとそれで不十分と言われるかもしれませんが、村としてはやはり継続という形ですね、行っておるところでございます。</p> <p>今後は地域交通等の利用によりですね、今、往診等でフォローしている部分もでございますが、受診される方ですね、利便性を向上させていければというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>今から8年前の平成27年に策定した第2次東峰村総合計画には、将来人口の目標として、令和元年に2,200人を挙げていましたが、実際は2,119名で目標より81名少なく、来年の令和6年の目標が2,050人でした。既に5月末で1,868人ですので、目標を182名下回っているのが現状です。</p> <p>今後、村は、すべての事業を見直し、不退転の覚悟で、人口減少に歯止めをかける政策に集中しなければならないと思います。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>8月28日に日田彦 BRT が開通します。JR大行司駅のすぐ近くにある旧宝珠山小学校の活用について、私は、昨年6月議会の一般質問で、活用検討委員会(仮称)を設置して、協議していただきたいと質問しました。</p> <p>村長は、「駅の周辺整備の中で住民の意見を伺う」と回答しています。3月に待望の BRT 駅周辺整備計画基本構想ができました。その構想に大行司駅の整備コンセプトが「だれもが便利で使いやすい東峰村の交通拠点」と記載されています。</p> <p>しかし、旧宝珠山小学校については、「活用と駅との連携」と記述しているだけで、具体的な活用を構想したものはありません。</p> <p>今年度、村内3つの駅ごとに、地元住民を交えて基本計画を協議すると聞きました。私は、大行司駅の基本計画の話し合いでは、協議項目が9つもあり、旧小学校の具体的な活用策まで議論が深まらないと思います。</p> <p>大行司小学校の活用が今後の宝珠山地域のまちづくりを大きく左右するものになります。駅の基本計画とは別に、旧宝珠山小学校校舎・グラウンド及び周辺の活用検討委員会を早急に組織して協議を始める必要があると思います。村長の考えを伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>先ほどお話ございました駅周辺の整備計画、昨年整備構想を策定いたしまして、今年整備計画を行うという形で行っております。昨年皆様に参加していただいたワークショップを踏まえて構想を作成したところでございます。</p> <p>今年の計画については、構想の中からですね、短期、中長期という形で、ちょっと設定をさせていただいている部分の、主に短期に係る部分をですね、基本計画の中で具体化していくという形で、今年度の計画策定を考えているところでございます。</p> <p>これについては、第1回の協議会の中でですね、日程についてお示しをしたところでございます。その中で旧宝珠山小学校、また、その周辺の活用については、中長期という形で設定をさせていただいていたところでございます。</p> <p>これはあくまで目安でございますが、その構想の中でも、旧校舎の具体的な活</p>

	<p>用方法や使用について、要望やアイデア等が出てきておりませんでした。この分については、議員さんおっしゃるとおりだと思っております。</p> <p>大行司地域の一体的な振興の考え方、やはり計画を作るにあたって駅前のにぎわいという形と、駅の周辺の一体的な整備の仕方、また、大行司の商店街等ですね、酒屋、醤油屋、米屋さん、いろいろありますが、そういった部分との繋がりとかですね、そういったものを今年度行っていくという形になっております。</p> <p>それで、今年度ですね、基本計画の策定の中で、大行司また宝珠山小学校、小学校のグラウンド、そういった部分の一体的なご意見や計画策定の中でのご意見をいただきたいというふうに思っているところでございます。</p> <p>その中で出てきたもの、それがですね、学校については、すぐ整備という形はなかなか難しいかな。構想、地域での話し合い等が必要だとは思っておりますので、そこを踏まえてですね、同じ年に計画の基本構想の委員会と言いますか、部会と大行司駅周辺の活用委員会ですかね、を2つ作るというのは、たぶん同じ方等のだぶり等がありますので、今年度については、計画の策定の中で行いたい。その議論の深まりに応じてですね、次年度以降の方向性を定めていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
5番	<p>次に、旧美星保育所の解体・撤去について、質問します。</p> <p>旧宝珠山中学校の解体・撤去が終了しました。</p> <p>私は、昨年9月議会の一般質問で、旧美星保育所の解体・撤去について、質問しました。</p> <p>村長は、「周辺の整備計画・活用・振興等の範囲の中で、事業絡みでもし解体できるのであれば財源の確保もできます。」と答えています。</p> <p>旧中学校は、村の自主財源で解体・撤去しています。旧美星保育所の解体・撤去に何らかの財源が付くならありがたいことです。そうであるなら、なおさら旧宝珠山小学校校舎・グラウンド、村民センター、慰霊塔、そして、新旧二つの美星保育所を一つのゾーンとして、活用や解体・撤去について、住民が議論する場の必要性がより高まったと思います。村長の考えを伺います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員さんのおっしゃるとおりであると思っております。</p> <p>財源の確保ができますというのは、旧美星保育所を解体した後に何らかの施設整備等を行うのであれば、過疎債なり交付金なりの財源が充てられるということで申したものでございます。</p> <p>今回の、今年度の事業の中でも、そういった部分について議論をいただきたいというふうに思っておりますし、1つは保育所がございまして。村民センターもございまして。旧宝珠山小学校をどう活用するかという中で、学校とも近いということで、先日来からの議員さんの質問にもございました。住宅の整備等もですね、この中で考えられるのではないかな。これは、ちょっと計画の中で議論と言いますか、意見をいただきたい部分ではございますが、なかなか適地がない中で、そういった部分も1つの考え方ではないかな。そういった部分をですね、周辺整備基本計画の策定の中でご意見を伺いながら、どのような形がいいのか、一緒に考えていきたいというふうに思っているところです。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2番	<p>私は、東峰村のさまざまな施設の活用計画策定に、コンサルタントに委託することが多いと感じています。コンサルタントの専門知識や情報は大切です。しかし、多くの住民が参加して、さまざまな意見がぶつかり合い、議論したものでな</p>

	<p>いと、村民の愛着心が湧かないと思います。立派な施設ができては何かよそよそしく、私たちの待望の施設ができた、大いに活用しよう。住民や村外の友人にも伝えようという気持ちにはならないと思います。せっかく多額の税金を使って整備しても施設の価値が高まりません。</p> <p>そうならないために、旧宝珠山小学校を中核とした活用計画に、住民の多様な意見、考え、アイデアを話し合う場が必要だと思います。村長の考えを再度伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>施設の整備や改修等につきましては、もちろん利用者からの視点、また、運営にかかわる視点、そういった部分が重要なことだということは、自分としては認識をしているところでございます。</p> <p>宝珠山小学校の件を先ほど言っていました。</p> <p>小学校につきましてもですね、建物自体は昭和48年ということですからかなり古い建物ではございますが、屋上にあったプールがなくなって、建物の強度的には耐震改修も行っております。やっぱり何らかの形で活用をする。公共用地の活用検討委員会、10年前ぐらいにですね、定められた部分の話もございましたが、もう10年ほど経っておりますので、また新しい視点でですね、どういう形で活用を行うかという部分については、やはりさまざまなご意見を頂戴いたしながら、やはり最終的には村のほうで決断する形にはなりますが、行っていきたいというふうに思っているところでございます。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>次に、村広報紙の充実・発展について、質問します。</p> <p>昨年6月議会の一般質問で、私は、村の広報紙を「住民が主人公」を基本理念に、見たくなる、読みたくなる、住民の誇りになる、村に住みたくなるものに充実・発展していくために、多くの人々の意見を聞く場やアンケートやモニターを実施することが必要ではと尋ねました。</p> <p>村長は、「アンケートの実施により、より良いものにしていく必要がある。」と回答しました。あれから1年になります。村民アンケートを実施するよう担当課に指示したのか、村長に伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>広報紙についてのご意見等をいただきました。</p> <p>広報紙をより良いものにしていくためにですね、村民からの意見を聴取することはとても重要と考えている形で、前回はですね、答弁をさせていただいたところであります。</p> <p>アンケートについては、自分が就任してから、やはり情報力を高めなければいけないということで、情報の収集、また、情報の発信、広報紙は情報の発信のほうになると思いますが、そのコンビネーションと言いますか、組み合わせの中で充実したものにしていかなければという形で、アンケートの部分もですね、検討させていただくという形で言っておりましたが、現状としては、今のところ広報の中でアンケートという形で出されてはいないというところではありました。</p> <p>ご意見いただいておりますので、担当のほうとですね、話して、何が負担となるのかとかですね、そういった部分をちょっと話した中で、広報紙の半ページぐらいを、これ毎回、年に1回とかじゃなくて、本来から言うと、毎回の広報紙の中でそういった意見とか情報の収集を行うということが習慣になって、その時その時の雰囲気と言いますか、出た中でですね、ご意見を頂戴できるかなというふうに思っておりますので、これについては、早くというか、今月はちょっと</p>

	<p>と無理ですけど、させていただきたいというふうに思っております。</p> <p>また、発信について、今、東峰テレビのほうで広報紙の内容等をですね、説明したりしている部分もありますが、あれについて、ご意見等がある部分ではございませんが、テレビの審議会等でのアンケートでですね、そういった部分も話が出るかなと思いますけど、それはちょっと趣旨が違いますので、ちょっとこれは余計な話でございました。以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>アンケートの収集はそんなに難しいことではなく、先ほど村長も言いましたように、広報紙を利用すれば簡単にできます。</p> <p>村は令和3年12月に、東峰村における移動や公共交通に関するアンケート調査を実施しています。</p> <p>手前みそで大変申し訳ありませんが、私は議会だよりで、年4回発行のたびにアンケートを実施し、アンケートをまとめたものを村長に提出しています。アンケートに寄せられた回答を読んで、初めて住民の思いが分かる場合が多く、広報紙作りに欠かせない手段だと思います。</p> <p>今後定期的に、最低年に1回は、先ほど村長、毎回でもできると申しましたが、毎回であればなおさらいいんですけども、今後アンケートを実施することで、伝える広報紙から伝わる広報紙、住民の皆さんが待ち望む広報紙に脱皮していくことを期待しています。村長の考えを伺います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>村における情報発信のですね、重要性をご指摘いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>言われますとおり、住民目線に立った広報紙を作成し、多くの人々の意見を聞くことはとても重要なことだと思います。</p> <p>村からの情報を一方的に伝えるのではなくですね、読んだ方に伝わる広報紙となるよう、今後もさまざまな手法を検討という形を取らせていただきたいと思います。</p> <p>先ほどちょっと議員さんの話を聞いてて思ったんですけど、やっぱり広報紙に書いて、紙で返してもらうというのも一つの手ではあるんですけど、今、村としてもデジタル化のほうを強力に進めております。スマホを持たれている方がですね、広報紙を読んで、QRコード等でアンケートのサイトに行き、そこでいろんなご意見をいただくという形にすると、やはり気軽にそういう回答もできるのかなというふうに思っておりますので、これについては、ちょっとこの場でやりたいと思っておりますので、それについては十分検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>スマホによるアンケートもありますけど、まずはやはり高齢化率の高い東峰村ですから、紙によるアンケートから始めていただければと思います。</p> <p>次の質問ですが、私が所属する議会広報特別委員会では、議会ウォッチを発行する前に、広報委員会を何度も開催し、掲載する内容、ページ割、取材・編集の役割分担等を協議しています。</p> <p>その後、5人の委員が持ち寄った原稿を、大型スクリーンを利用して、文章・写真、全体構成などを協議・調整し、印刷発注前に広報デザイナーを交えて再調整を実施しています。最終的には、発行責任者である議長の点検を経て、発行しています。</p> <p>村の広報紙は、どのような編集経緯で発行しているのか、編集方針、編集会議、</p>

	最終的な点検責任者など、編集の実態を村長に伺います。
議 長	村長
村 長	<p>まず、議会広報につきましては、先ほど議員さんの説明がございました。常に定例会の翌月に発行ということで、ものすごいタイトなスケジュールの中でですね、充実した紙面を作成していただいていること、これについては感謝と申しますか、素晴らしいことだというふうに思っております。</p> <p>村の広報につきましては、編集の実態については、担当課としてふるさと推進課が所管しておりますので、担当課長より説明をさせたいと思っております。</p>
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>広報紙の政策につきましては、ふるさと推進課が担当しておりますので、流れにつきましてはですね、少々ご説明のほうをさせていただきたいと思えます。</p> <p>まず、村の広報紙は、広報担当のほうが事前にですね、各課から掲載する内容等を聞き取りまして、ページ構成や提出された原稿の編集のほうを行っております。</p> <p>その後ですね、初稿としまして、課内でまず回覧をいたしまして、内容の確認を実施しております。</p> <p>次に、それが済みまして第2稿といたしまして、村長はじめ各課に回覧しまして、内容の確認を実施しております。</p> <p>そのとき修正等があった場合にはですね、広報担当課のほうでまた修正のほうを行い、さらに第3稿という形で各課に回覧をしまして、その中で最終的な修正確認等を行いまして、最終的には村長の確認を得て発行のほうを行う。こういった流れをもちまして、広報紙の発行のほうをさせていただいているところになります。以上でございます。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>村の広報紙の発行経緯について、若干分かりました。</p> <p>村長のときにも質問しましたように、アンケートの実施をよろしくお願ひしたいと思えます。</p> <p>それでは、次の質問に入ります。</p> <p>P F Iによる公営住宅建設について、質問します。</p> <p>公営住宅の建設が止まっています。</p> <p>村は、令和3年度予算の住宅建設事業費に設計委託料400万円を計上していましたが、猿喰住宅B棟の改修工事設計委託料44万円を支出しただけで、残額を令和4年度に繰り越ししています。</p> <p>この繰越金356万円も住宅設計委託に支出されずに、88万円がP F I導入可能性調査委託料として支出されています。令和5年度は、なんとP F I導入支援業務委託料330万円だけを計上し、住宅設計委託料は予算化されていません。2年間もP F Iを検討しています。P F Iを検討しなければ、令和3年度に住宅を設計、令和4年度に完成し、現在入居が進んでいる状態ではないかと思えます。</p> <p>人口減少や東峰学園の複式学級対策としても、住宅建設は急ぐべきだと思いますが、現状は2年も遅れています。今年度予算どおりP F I導入支援業務を委託するのか、村長の見解を伺います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>P F I導入による公営住宅建設について、ご質問をいただきました。</p> <p>議員さんおっしゃるとおり、住宅建設については、先ほど議員さん言われる理由も当然でございますが、急ぐべきであることというのは認識をしているところでございます。そのためにも、また行財政面も考えてP F Iという導入をですね、</p>

	<p>検討していたということが実情でございます。</p> <p>P F I 導入についての昨年度までの検討については、民間の企業力を活用すれば、財政面の縮減、また、工期の短縮等が可能になるというところで、検討を行っていたところでございます。</p> <p>ただ、早急な住宅建設に繋げるためにはですね、まず、そのP F Iという事業所を決めるためにですね、実施方針の策定、また、民間ヒアリング、募集要項、要求水準書の作成などの手順が必要というところ、ここにですね、当初想定した以上に、非常に期間を要しているというところが、実情であるところであります。</p> <p>公営住宅の早急な建設については、先ほど議員さん申されましたとおり、人口減少対策や担い手の確保など、移住・定住を促進することに繋がり、東峰村にとって重要な喫緊の課題だと思っておりますので、今話しているのはですね、やっぱりP F Iの検討はこれまでどおり進めるとしても、従来方式による住宅建設により、早く実現できるようなことを念頭に置いて、進めていかなければならないというところをですね、今、農林建設課のほうと確認をしているところであります。以上でございます。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>今、村長さん、話しましたが、非常に曖昧なところがあってですね、今年度はどうするのか、従来の住宅建設に着手するのか、あるいはP F Iの検討を330万使った予算でやっていくのか、そこをきちんと明確に答えてもらいたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>スケジュールについては、まだ予算等のもので、計上の予定が上がっておりませんので、今のところ村のほうで想定している部分でございますが、今年度中には設計を終わらせて、来年度中従来方式で、単世帯の住宅をまず造って、本来であれば若いファミリー向け、自分としてはファミリー山村留学という、ちょっと名前を使っているんですけど、子どもたちがいる村外の方たちの移住を進めるための住宅、これについてはその後になるかもしれませんが、少なくとも本来から言うと6年度中に2つとも実現したいところではございますが、ちょっと予算の都合もございますので、まずは単身向けの住宅を今年度設計、来年度建設という形で進めていきたいというふうには考えているところでございます。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>確認ですけど、今の住宅整備は、従来の整備手法による設計・建設ということですか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>私は、P F Iについては、さまざまな問題があるということで、今回ですね、指摘をさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>P F Iによる住宅整備は、平成25年3月に作成した公営住宅長寿命化計画、平成27年3月に作成した第2次総合計画、令和2年3月に策定した第2期まち・ひと・しごと総合戦略、以上3つの主要計画、いずれにも記載されていません。</p> <p>このP F Iによる住宅整備は、令和2年6月の福岡県日田彦山線沿線地域振興推進基本構想の中に、P F I方式などの民間活力を活用した住宅整備を進めたいと記載しています。</p> <p>私は、住宅整備を進めたいだけの記述であれば理解しますが、住宅整備の手段を、今まで東峰村で経験したことのないP F I方式などに限定した書き方に違和感を覚えます。何か意図があるのではないのでしょうか。</p>

	<p>平成30年に上町住宅10戸、令和元年に中原住宅16戸を従来の手法で建設したばかりです。今までの住宅整備方法に何か問題があるのでしょうか。</p> <p>民間活力の活用と言えば印象はいいのですが、民間は初期投資の建設費を家賃収入で採算を取ります。現在、建築費が非常に高騰しています。PFIで整備した公営住宅が、村外から移住していただく方が満足する上質なものになるのか、大いに疑問があります。</p> <p>このような事例は随分前に、大手リース会社が建設予定だった公営住宅建設が、議会の理解が得られなかったことで分かっていると思います。</p> <p>村は、令和2年11月4日から議会代表、区長会代表、沿線住民代表などが出席する東峰村日田彦山線沿線地域振興協議会をはじめました。令和3年度は、私も区長会代表として出席しました。</p> <p>私は、この協議会の議事録をほとんど調査しましたが、PFIによる住宅整備の説明記述を見つけることができませんでした。県の沿線地域振興推進基本構想到にPFIの住宅整備を記載していながら、村の沿線地域振興協議会で説明しないとは疑問です。</p> <p>昨年度住民が参加した3回のワークショップでも説明がありませんでしたので、今年3月に完成した基本構想の冊子にも掲載されていません。</p> <p>つまりPFIによる住宅整備は、住民への説明や理解を得ずに役場だけで推進しているのです。駅周辺整備基本構想にないものは、今年度策定する基本計画に策定することはできません。</p> <p>以上のようにPFIによる住宅整備は、村の総合計画をはじめ主要な上位の計画に記載がないどころか住民の説明や理解を得ていません。総合計画は、村づくりの憲法にあたるものです。このままPFIによる住宅整備を実施することは、行政の進め方として非常に問題が多いと思います。</p> <p>行政は、村民の信頼があって初めて成り立つものです。主権者である村民の理解を得ようとしないう村の姿勢は問題だと思います。村長の考えを伺います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>PFIに関する部分のご意見ですね、1つの考え方として、村としては受け止めさせていただきたいと思いますが。</p> <p>基本構想と基本計画については、3駅と言いますか、駅の周辺整備の基本計画、基本構想でございますので、それとは別の形で県の日田彦振興計画の中での計上という形で、ご理解いただきたいというふうに思っております。</p> <p>住宅整備について、先ほどちょっと大行司駅周辺という形でもし入るのであれば、駅の基本計画の中に入ってくるかなとは思っておりますが、今のところ第1次として考えております小松住宅の空いているところをですね、そちらのほうで、一応場所としては、現状、あそこをまず、最初に建設するという分については結論を見ておりますので、ここにどういう形で建てるか、住宅を建設するというのはですね、目標というか、目的としては、やはり移住・定住を進めるという形になります。その手段として住宅を建設、一つの手段としてですね。</p> <p>また、空き家等の活用等も、また次の議員さんの質問等にもあると思いますが、そういった部分の活用、その手法として、従来方式でやるか、PFIを導入するかということで、PFIについては、住宅建設だけではなく、さまざまな行政の業務の中でのPFIの検討、要するに民間活力の検討というものは、縷々ですね、過去の会議録等を見てもいろいろと議論されてきたところではございます。</p> <p>先ほど議員さん申されました活性化住宅ですね、平成25年、そのときの経過も申されました。そのときについては、やはりあそこがプレハブ的な、ちょっと</p>

	<p>構造がですね、すぐ建つと言いますか、建設期間が短いというメリットはあったんですけど、やはり東峰村に住んでもらうのにやはり木造じゃないと、という話の中でですね、あと地場産業の振興、そういった視点から協議がですね、そういう結論を見たというふうには、私のほうも理解しておりますので、その辺りはきっちり抑えたいうで、手法としてPFIのメリットもございます。</p> <p>今のところ着手が遅れているという現実はございますが、やはりPFIについては、今後とも検討、研究をさせていただきたいというふうには思っているところでございます。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>昨年、PFIの研修会があるころ、私が、小さな村でPFIは考えられないと発言したとき、PFIは業者からの提案でもあると聞きました。全く不思議なことです。先ほど説明したように、住民に全く伝えてない住宅整備手法のことを、どうして一民間業者が知っているのでしょうか。PFI事業を知っている役場の誰かが、一民間業者に伝えたのでしょうか。一民間業者が、村にPFIを提案する権限があるのでしょうか。</p> <p>役場はすべての民間業者に対し、公平な情報提供をする義務があります。一業者だけに情報提供すると、利益誘導を疑われることもあります。このままPFIの検討が進んで、PFI業者の公募や選定が適切に行われるか疑問です。</p> <p>国民の税金を使い、公平が大原則である役場にとって、あってはならないことだと思いますが、村長の考えを伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>先ほどの、PFIを業者からの提案でもあるというところのやり取りがですね、どの場で行われたか、ちょっと私の記憶にはですね、全くないんですけど。</p> <p>そういった形ではなかったというふうに理解しております。</p> <p>PFIについては、元々過去から議論がされていた部分でありますし、PFIを本格的に導入するにあたって、日本PFI協会という公益的な団体のほうに相談を申し上げて、どういう形で行うものなのかというですね、そういった部分は事前の準備として行った分でございますので、当然、業務の着手、また、振興について、一特定業者に利益を共有するということは絶対あってはならないし、やってはおりませんので、この部分については、そういうふうに認識をいただきたいというふうに、村として、自分としてもですね、思っているところでございます。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>私は、PFIの検討そのものが悪いと言っているのではありませんが、この事業は、やはり先ほど言いましたように、村が作った主要な計画、総合計画、まち・ひと・しごと総合戦略、長寿命化計画、すべてに掲載されていません。そういうのを突然ですね、持っていることに私は違和感を感じています。</p> <p>ですから、現在の総合計画やまち・ひと・しごと総合戦略は令和6年度に終了します。PFIを検討したいのであれば、現在のPFIの検討を一旦中止して、令和7年度からの第3次総合計画策定のときに、もっと時間をかけて住民が理解できるように議論に参加して、小さな自治体でPFIによる住宅整備をしているところがあるのか、PFI手法のメリットやデメリットなどを慎重に議論、検討することが、最も道理にかなっていると思います。</p> <p>先ほど村長が、従来の手法でですね、住宅を整備するという事は少し安心しましたけど、検討は、私の言ったとおりですね、次の総合計画でどんなふうにするかを検討していただければというふうに感じております。村長の考えを伺いま</p>

	す。
議長	村長
村長	<p>すみません。議員さんのお話をですね、否定するわけではございませんが、総合計画、第2次総合計画、今、現に有効な部分ですね、後期計画。その中で住宅という括りではございませんが、効率的な行財政運営という中に、企業経営的発想による財政運営の推進、これは考え方でですけど、また、民間委託の推進により経費の削減、そういった部分等ですね、あと民間代行とか、民間の力を活用するという部分については、PFIと決めたセリフは入っておりませんが、検討としては行うという形では掲げておりますので、その分については、検討にあたっての内容になりますので、ご理解をいただきたいなというふうに思っております。</p> <p>何よりやっぱりスピードというかですね、それが一番だというふうに思っておりますので、PFIでのスピードアップを期待したところであったんですけど、現実として、そこに着手するまでの手間が結構かかっているということで、その分については十分反省を行いながら、やはりそういった定住促進とかですね、目的がございますので、それに係る推進につきましては積極的に行っていきたい、そういうふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>公営住宅整備は、経済政策でもあります。村内に本社のある建築業者に受注の機会を与え、村内で経済を循環し雇用の機会を増やすことが、村政の極めて大切な役割です。</p> <p>人口減少が止まらない東峰村に、なんとか踏みとどまり住み続けてもらうためにも、住民を重視した経済政策が必要ではないかと思えます。公営住宅の戸数や部屋の数が増えればPFIでもいいというわけではありません。</p> <p>ですから、この移住・定住住宅の建設計画を、従来どおりの手法でぜひやっていただきたいと思えます。村長の考えを再度伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>もう先ほどの繰り返しにはなりますが、まず、一つはやはりスピードと申しますか、また、効率的な運営、効果的な運営、そういった部分を考えてうえて、今回はですね、従来方式で行いたいというふうな答弁をしたところでございます。</p> <p>ずっと従来方式かと言うと、そこについては、ちょっとまだ検討の余地があるなというふうには思っておりますので、現状の回答といたしましては、先ほどの繰り返しにはなりますが、こういう答弁になるということでご了解いただきたいというふうに思っております。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	以上で、私の質問を終わります。お疲れ様でした。
休憩	
議長	13時まで休憩します。 (11時35分)
再開	
議長	休憩前に続き、会議を再開します。 (13時00分)
議長	6番 高橋弘展議員の質問を認めます。 6番 高橋弘展議員
6番	<p>今回の一般質問、大きなテーマで4つ質問させていただきます。</p> <p>まず、1つ目、地域交通について、お伺いしたいと思います。</p> <p>前回の3月議会の折にも、この地域交通、質問させていただきました。</p>

	<p>予算委員会も引き続き、さまざまな質疑、意見が出て、ようやく今年度始まるとされる地域交通の、大体の概要が見えてきたのかなと思いつつも、先日5月の臨時議会の後に行われました全員協議会の折にも、このデマンド交通のコンサルの事業者からの説明があった折にも、まだまだ未定稿な部分が多く、どう進んでいくのかという部分が、分からない部分があります。</p> <p>そこで1点、今回ちょっと大きな質問としてさせていただきたいのが、今年度実施のデマンド交通についての料金体系について、質問をさせていただきたいと思います。</p> <p>今年度実施予定であります、開始直後は村内のみのデマンド交通ということになることから、実証実験、去年1カ月間、1カ月足らずしかしておりませんので、実証実験も含めて、開始後は当面無料にできないかという部分をお聞きしていきたいと思います。</p> <p>今後の計画を聞いている中では、村内のデマンド運行もしていくことも視野に入れているという話もありました。そういう開始する際に、有料化及び村内の移動との差別化を行っていけば、より村内の村民の方も分かりやすいのかなという部分はあるかと思えます。</p> <p>そうすることで、開始当初にデマンド交通は村内での利用、そしてタクシーチケットも併用されるということなので、タクシーチケットに関しては村外への利用という形、前回の一般質問でもご答弁がありましたけれども、いずみ館バスは廃止といったふうに、今ある交通体制を整理していくうえでも、この料金体系を整えていくことは非常に大事かなと思っております。</p> <p>もし無料にしたらという部分においては、今回このデマンド運行に関しては、自家用有償旅客運送という、白ナンバーにおいて料金を徴収して、運行するという形態をとると聞いております。</p> <p>その辺に関しても登録業であったり人員の確保、研修・講習であったりする部分を加味すると、無料にすることにおいて自家用有償旅客運送自体も登録することなく、現状のいずみ館バスの延長線上のような形で運行できるということで、そういうコスト減であったり運行委託者の労力減に繋がるのではないかなという部分で、このデマンド交通、無料化ができないかという部分に関して、村長の見解をお尋ねいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど議員さんのお話にございました、無償化した場合の自家用有償旅客運送については、登録が不要というのはですね、確かにそのとおりでございます。</p> <p>ただ、村としての基本的な考え方といたしまして、このオンデマンド交通については、利用者の負担ですね、当然必要だというふうに考えておりますので、運行に際し、ずっと無料という考え方はですね、村としては、持っていないということは、まず、ご了解いただきたいというふうに思っているところでございます。</p> <p>先ほど提案ございました料金についても、今、先日、法定会議のほうの第1回が行われまして、料金については、今の想定では、他の「のるーと」というシステムを使っている宇美町とか他の自治体を見てですね、無償というところはございませんでした。</p> <p>大体概ね200円から300円というところで、今のところはもう、この会議の中で言っております。300円で、小学生以下と65歳以上の方については半額という通常料金を設定したい。それに基づいて有償旅客運送の登録のほうの手続きを行いたいということで、会議にお諮りをさせていただいたところでございます。</p>

	<p>先ほどご提案がございました開始当初、ちょっと時期としては想定はございませんが、利用促進のために数カ月程度減額にするという形でサービスを提供するというのは考えられることですので、これについてはふるさと推進課のほうに検討の指示を出したところであります。</p> <p>また、期間についてですね、例えば往復の利用のときに、同じルートで利用するときには帰りの運賃を無料にする。それとまた半額になるとか、そういうインセンティブがございましたので、そういうクーポンなどをですね、さまざまなメリットと言いますか、そういったインセンティブを考える必要があるのではないかと考えているところでございます。</p>
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	<p>大体の流れ等も決まってしまうということに関して、なかなか申し上げにくいところはあるんですけども。</p> <p>開始当初に、今ある交通体系とのクロスというか、要は、その併存・共存という形を整理していかないと、なかなか難しいのかなと。</p> <p>というのが、今の、現状のいずみ館バスは廃止されるという話は、それでいいのかなと、まず確認しなければならぬんですけど、廃止としまして、無料で運行、要は、いずみ館に来れる手法がなくなる。デマンド運行は有料、タクシーチケットに関しては、チケット分に関しては、支給される分は手出しがなしというふうな形で、すごい村内及び村外に移動をする交通体系の料金がちぐはぐなんですよね。</p> <p>例えば、タクシーチケットを持たれている方が「いずみ館に行きたいです。」となった場合に、じゃあ、150円高齢者の方で、往復だと300円になりますか、払って行くのか、じゃあ、タクシーチケットがあるからタクシーチケット使ったほうがただよねと、いう形でなるのか。この辺がすごく重要になってくると思うんですけども、その辺の、じゃあ、今あるタクシーチケットとの共存、併用という形については、どのように村は考えているのでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>タクシーチケットについては、これまでの経緯もございます。ご存じのことと思いますが、元は初乗り料金の補助でした。</p> <p>その中で、元々最初がですね、交通空白地域の免許を持ってない方の足をどう確保するかというところから始まって、大体バス停から1km以上という形で始まった。</p> <p>その中で、やはり利用について、距離があるところもたくさん負担をしなきゃいけないということで、ちょっと枚数を増やして120枚という500円のチケットにしたという経緯はですね、ご存じのこととっております。</p> <p>タクシーチケットについても、例えば、今、西鉄バスの路線と重複している地域においても、やはりそれぞれの判断でどちらを使うか、残りの枚数等の兼ね合いとか、自分がお医者さんに行くときにどれぐらい使うとか、そういった部分も加味して考えていると思われしますので、タクシーチケットの枚数自体は減らすとかいう、そういう考えは全く持っておりません。</p> <p>その中でそれぞれの方が、その中で選択をしていくものであるというふうに、今のところは考えております。</p>
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	うがった見方をすれば、そのタクシーチケットでいずみ館に来られても、それは仕方がないという話でよろしいでしょうか。
議 長	村長

村 長	そういう形になるところでございます。
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>先ほどの同僚議員の中にも、やはり村内の移動という部分をどう考えていくのか、村民が移動しやすいふうな交通体系にどうしていくのかという主眼が本当に立っているのかなという、ちょっと思わざるを得ないんですけども、一つ、何回も前回から申し上げているのが、いずみ館に、今、来られている方、いずみ館バスに乗って来られている方に関しては、今、無料で来られています。65歳以上であれば館内の利用、村内の65歳以上であれば200円という負担になっているかと思えます。回数券を買えば、よりその負担額は減るかと思えますけれども。</p> <p>じゃあ、このデマンド交通、乗合タクシーになるのか、あれですけども。言い方はあれなんですけれども。それに乗ってきた場合は、往復で、今のところ計算上300円かかるのかなと思えます。300円と200円。</p> <p>いずみ館で交通手段、いずみ館バスがなくなった後は300円の負担増になるということになるんですけども、その辺はどのように考えられているのでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>これまでの経過とですね、そういった料金体系であったということは現状でございます。</p> <p>今回オンデマンド交通を実施するにあたって、応益負担と言いますか、そういう利用される方に対する負担については、もうご理解をいただきたいというところでございます。</p>
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>一番やっぱり心配しなければならないのが、やっぱり村民の健康維持であったり健康増進という部分に関して、いずみ館がある中で、やはりそれに対する負担増になっていくという部分に関しては、村として少しちょっと考えが浅いのかなと思ってしまわざるを得ません。</p> <p>やはり今まで来らっしゃっていた方々が健康維持のため、あるいはコミュニケーションであったり、そういう機能をいずみ館が有しているにもかかわらず、1日と言えば300円かもしれませんが、やはり来られている方、毎日のように来らっしゃっています。そこでやはり安否確認であったりする中で、300円掛ける20日でもですね、6千円の月間の負担増になるわけです。そういった部分をしっかり検討されているのでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>利用者に対する現状に比較しての負担増という分については、協議の中でやっぱり料金を設定するという中で、何と言いますかですね、考慮と言いますか、村としてはやはり一定額の負担はしていただきたいということで、結論が出ている分であります。</p> <p>いずみ館の利用にかかわらず、いろんな健康増進、いきいきサロンの拡充とかですね、そういった部分も取り組んでおりますので、さまざまな形でフレイル予防もございまして。お出かけになる機会というものを増やせると形でやっておりますので、ちょっといずみ館についての部分だけをですね、ピックアップして言われると、やはり議員さんの指摘をいただくそのとおりのことだと思っております。</p>
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>そのとおりですと言われたら、「どうするんですか」というのがないんですね、と言わざるを得ないので、ちょっとどうかしてください。</p>

	<p>やっぱり村として健康増進を、いずみ館を軸にどう考えているんだというのが足りないから、こういう話になってくるのかなと思います。</p> <p>ぜひ、いずみ館という立ち位置をどういうふうに考えていくのか、また、これは次回ご質問させていただきたいと思いますけれども。</p> <p>やはりなければ、今まで来ていた方がやはり足が遠のかざるを得ないのかな、回数が減ったりとか、そういった部分に繋がるのかなという部分もあります。</p> <p>なぜ、この無料化、無料化というのかと言うと、やはりやるからには乗っていただく便利な交通でないと、やる意味がないという僕の思いはあります。</p> <p>なので、やるからにはやはり多くの方に乗っていただく体系になっていただきたい。</p> <p>その中では、やはり最初から料金設定してしまうと、なかなか乗らないのかなと。実証実験のときも、要は、12月の定例会のときに同僚議員の方が一般質問の折に言って、やはり広報していかないと、そこでようやくどんどん広報して、最後しり上がりのように乗客数が上がっていったという経緯もあるかと思えます。何もしなきゃ乗らないんですよね。でも、乗ったら便利だという話もあるかと思えます。</p> <p>やはりアンケートの中でも「便利ですね」と、「こういうことをもう少し幅広くやってほしいですね」という話も出ているのは事実だと思います。</p> <p>その中で、なぜこの話を言うかと言うと、5月の臨時議会の後の全員協議会で事業者さんが言っていたのが、「大体こういう地域交通をやるときには1カ月ぐらい無償で実証実験して、3カ月ぐらい有償で実証実験して、それをやってから導入するかどうか決めるんです。」というのをさらっと言われていました。</p> <p>うちは、その1カ月の無償をやって、やりますというふうな話でやっているもので、非常に、じゃあ住民の方にも根付いてないですし、じゃあ、どう乗ったらいい。もちろんゼロベースの中で始めていくわけなんで、そういった意味では、可能な限り、今、割引等を考えられているというのであれば、当初は無償であったり、段階を経て、慣れていくごとに料金を徴収していくとか、そういう形を踏んでいかないと、なかなか村民の人も、元々ですね、自動車運転に慣れた方々が公共交通を使わないというのは、どこの市町村でもありがちな話なので、根付くには時間がかかるかと思えます。</p> <p>それを踏まえて、もう一度割引の体制について、どうお考えなのか、もう少し移行期間、要は、今ある現状の体制から移行するという部分を踏まえて、村長のご見解をお尋ねします。</p>
<p>議 長</p>	<p>村長</p>
<p>村 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>最初にどういう形で、まず乗っていただくかという観点は非常に大事なことだと思っております。</p> <p>最終的に、やっぱりコストの面を言うと、いずれにしても地域交通は利益の出るものではないので、だからと言って無料でという考え方は、ちょっと村ではないというところを踏まえたうえで、その期間についてはあれなんですけど、無償でまず利用促進を図るとするのは、一つの良いアイデアだと思っております。ぜひ実現できれば。</p> <p>そこについては、まだちょっと協議の場がありますが、自分としては実現したいなというふうには思っております。2カ月か3カ月ぐらいにはなるかと思いますが。</p> <p>その中で、ちょうどうちもデジタル、デジタルというわけではございませんが、</p>

	デジタルクーポンとか、また、例えば事業所さん、目的になる事業所さんとか医療機関とか、そういった、医療機関は村立になりますので結局村の負担にはなりません、そういったところへの導引と言いますか、誘導のために、そこに利用する方に、その利用機関からのクーポンを出すとか、そういったいろんなアイデアがございますので、そういった部分も一緒に考える場というかですね、そういったものがあればというふうに思っておりますので、先ほど議員さん提案いただきました呼び水としての無料の関係、それについては、ぜひ検討と言いますか、させてほしいというふうに思っております。
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>ぜひ、利用したくなるふうな仕掛けと、利用したらやはり次も使ってみたくてという仕組み、今の自家用車を超えることというのはおそらく無理だと思うので、それに近く便利だと思ってもらう第2の足となることを、ぜひ、訴えかけていただきたいと思います。</p> <p>これをなぜ言うかという、事業者の方の説明の中では、年間のコストが大体2千300万か500万に対して、その料金を取っても200万程度しか収入として上がってこない。その200万をかけているような設備を導入するのであれば、そもそも無償にしたほうが早いんじゃないかという論理で、これ質問しています。</p> <p>200万のためにどこをこだわっているのでしょうかと、私は、その法定協議会の方々にご意見をさせていただきたいなという思いで、質問させていただきました。</p> <p>運行について、お伺いしていきたいと思えます。</p> <p>民間事業者に委託をする形になるのでしょうか。あるいは、いろんな交通事業者、村内にもありますが、そういう合併と言いますか、協議体のような形での運営を考えているのか、どういうふうな形か、お尋ねいたします。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	運行の方式としましてはですね、現在、村内の事業者さんに車両の運行、それから管理、こちらのほうを含めてですね、委託というところで、今のところ考えているところでございます。以上です。
議長	6番 高橋弘展議員
6番	ということは、確認ですけど、1社の運行事業者に委託するような形なんでしょうか。
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>申し訳ございません。</p> <p>委託はですね、運行の委託は村内のタクシー事業者さん、2社ございますので、そちらの方それぞれに委託をするというところで、今考えているところでございます。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	運行の実施主体というか、要は計画を立てたり、オペレーション、運営というところに関しては、どこが受け持つ形になるのでしょうか。
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>基本的な運営主体というのは村になりまして、基本的なところは村のほうが行う。</p> <p>実際の運行ですね、お客さんを乗せたり料金収入、それから車両の管理、こちら辺を業者さんのほうにお願いするということで、今、考えているところでございます。</p>

議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	1点ちょっと、さっきのタクシーチケットと絡む部分ではあるんですけども、今回のデマンド運行をした際に、タクシーも併存されるということで、要は、運転手さんの雇いの関係ですね。その辺の人員配置というのは大丈夫なんでしょうか。
議 長	村長
村 長	<p>それぞれの今、2つのタクシー事業所がございます。</p> <p>一応、運行にあたって、先ほど申しましたとおり、運営主体としては、協議体の検討もいたしました。当初からですね、村営、直営で行うという形で今決定しているところで、運行については地元の交通業者、先ほどのタクシーとの兼ね合いにつきましては、ドライバーさんと言いますか、自分は普通プレイヤーさんと言うんですけど、の登録をしたうえで予約を受けて、その分について、AIであれば自動的にルートが設定されて、それを誰が運行するというところを決定して行って、行うという形になります。</p> <p>そういったところで、今のところは、運行としては、それぞれのタクシーの事業所を拠点として、そこからオペレーターが村の中でそのルートを設定して、ドライバーを決定して運行するという形で、行うという形になっております。</p>
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>先ほどの自家用有償旅客運送が使われるので、基本的には1種免許でいけるという形だと思います。</p> <p>今の、おそらく両タクシー事業者さんの人員配置を見ていると、ある程度新たにそういうプレイヤーと言われました。村長言われた方々が増えていかないと難しいのかなと。それは誰が育成するんですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>現状、スタートのときにですね、今のところ2つ運行の事務所があるという想定で、1名ずつは1種免許と言いますか、普通の一般の方ですかね、タクシーの運転手さんではなくて、そういう方を登録して、タクシーの事業所の運転手さんと、その方でシフトを組むような形で対応をする。</p> <p>その後の需要に基づいての車両の増車とか、そういった形になったときに、一義的には村と事業主体である「のる一と」さん、そちらのほうの教育と言いますか、安全管理、その辺りの教育については、そういった関係機関を利用して、最終的には村が行うべきものであるというふうに認識しております。</p>
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>また、ぜひ、この進捗については、議会のほうでも説明いただきたいなど。</p> <p>ホームページ見てたら、もうバスの一般競争入札の告示がされてましたので、「あれ、いつの間にバス決まったのかな」と思うところですね。そういった部分の議会への報連相を、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>次の質問にまいりたいと思います。</p> <p>職員採用について、お尋ねしたいと思います。</p> <p>近年、東峰村でも毎年2名、もしくは3名程度の新規採用という形で、職員採用、正職員の方々続いているかと思ひます。一般事務職員ですね。</p> <p>今後、地域コミュニティ再編というところも、本当に近々に近づいて来る。足音が近づいて来る中で、やはりこの職員の採用、体制という部分もすごく考えていかないといけないかな。</p> <p>近年、よく職員の部分見させていただきますと、やはり村外からの方、村内出身者ではなく、村外からの職員採用というのが多くなっている傾向かなとい</p>

	<p>うことと、プラスして、やはり採用から数年で退職されるケースも出てきているのかなというところが、すごくちょっと目立っては来ている中で、なかなか一般企業も同じではあるんですけども、公務員、この東峰村にあっても同じような傾向が出てきているのかなと。</p> <p>その中で、やはり公務員の方々、役場職員の方々がやはり村づくり、まちづくりの中心となっていかれる方々であるので、やはり村にしっかりと地に足を付けていていただける人材を、本当に村民の方も望んでいるかと思います。</p> <p>その中で、さっき言った村外の方、そして持続性という部分を考える中で、今、地域おこし協力隊という制度を導入されていますけれども、地域おこし協力隊を3年間経験していることというのを一般事務職員の採用の条件にできないか、という質問をさせていただきたいと思います。</p> <p>そうすることでコミュニティに配属されたり、あるいは村の施設で3年間経験することで、住居は村から支給というか、提供がある体であれば、村には3年間確実に住んで、地域のコミュニティに触れることができる。そしてまた、村外出身者であるので、村内の方と3年間しっかりとコミュニケーションを取ったうえで、職員として晴れてなることができるという、かなりWin-Winなことも可能ではないかなと思います。</p> <p>その中で村長の見解ですね、この協力隊の制度というのを、使用期間という形にするのか、いろいろ考え方はあるんですけども、こういう制度を活用したうえで人材育成、あるいは採用に繋げていけないかという質問です。</p>
<p>議 長</p>	<p>村長</p>
<p>村 長</p>	<p>村の職員につきましては、先ほど議員さん言われましたとおり、例えば、村内からの受験者がなかなか少なくなっている状況でもある。また、採用試験のときにですね、村内居住を条件にできないかとかいう、これまでもですね、質問をいただいた中で、やはりそれは絶対条件というか、採用にあたっての条件とすることについてはいろいろ問題があるということで、それについては、一応意向としてはですね、面接のときにお尋ねしたりはするんですけど、だからと言って、それで住みたいと言った方が住まないからといって、じゃあ、「職員採用をなしね」という話もちょっとできないという実情もございまして、なかなかやっぱり防災面とかいろんなコミュニティの関係とかを考えたら、やっぱり地域に根差した方が職員として活躍していただくというのが、最も理想に近いというのは重々理解しているところではございますが、職員採用につきましては、応募の門戸は広く開かれるべきであって、応募条件上ですと、限定を設ける場合、例えば、障害者枠とかであったり、就職氷河期時代の年齢層の職員採用とか、そういう設ける場合であってもですね、あくまでも適正と能力に関する合理的な基準によって、限定をかけることが求められているということ。</p> <p>そういう観点から、東峰村の地域おこし協力隊を3年間経験しているということを経験にすることは、なかなか難しいのかなというふうなところは、実感として思っております。</p> <p>他の例で、地域おこし協力隊卒業生という募集をかけた例もあるみたいでございまして、それは、その市ではなくて、やっぱり協力隊という経験をした方を広く一般的に募集をかけて、職員採用を行うという形であったようでございまして、ちょっとその広く一般的という部分の解釈を持ってすると、なかなかこの点については悩ましいですけど、難しいのかなと。</p> <p>議員さんの言われることはですね、自分としても考え方としては非常に共感できる部分ではあるんですが、ちょっと現状いろんな形で勉強させていただいたと</p>

	<p>ころでは、こういう考え方に今のところ落ち着いておりますので、まだいろんな形で、地域で活躍いただける人材の確保については、さまざまな勉強をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>今の、その、村の地域おこし協力隊の制度の流れで、これを実施していったら、ちょっと協力隊の方もピントがずれた形になってそぐわないと思うので、その形を作ったという思いでは質問したんですけど、ちょっと制度上の難しさというのは、もちろん重々承知の中ではあるんですけども、なぜ、地域おこし協力隊がその後職員がいいのかという部分に関しては、村長もいろいろ検討された中では、村づくりの最前線にいた方がそのまま行政内で企画立案していける、その力を発揮できるという場所においては、村内で民間事業者限られてますので、民間で残るよりかは、力を養ったうえで行政に入ってもらおうという、その流れを作ることが大事かなと思っております。</p> <p>ですので、基本的に協力隊の方、経験された方に下駄をはかせるまでは言わないですけども、うまくルートを作るということで定住を促す。3年間しっかり住んだうえで、公務員にもなれる道というのをしっかりと採用時に謳うということはできるはずなので、そこをしっかりと可能性としてあるのかどうか検討をいただきたいなと思います。</p> <p>採用時にそれを条件にというのは、僕も無理だとは思っていましたが、やはり問題提起として、こういうことは必要じゃないかなと思っております。</p> <p>最後に、人材育成という面に関して協力隊の公務員への活躍の場というか、そういう体制は検討いただけますでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>協力隊で3年間地元で根付いてですね、活躍していただいた方、そういう人材が基本的には起業するのが最もいいんですけど、そういう選択肢の一つとして役場職員への採用試験への挑戦というものをですね、紹介とか、ちょっと後で同僚議員さんの質問にもありますが、紹介という形ではできるのではないかな。斡旋とまで行くとちょっと違ってきますので、難しいなというのは、今のところ率直な感想でございます。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>なかなか採用試験の面接では、人柄というのは一瞬しか見れないですので、3年間見た人柄というのは絶対はずさないと思いますので、ぜひ、そういった部分は活用していただきたいなと思います。</p> <p>定住・移住施策について、お尋ねしてまいります。</p> <p>空き家について、特にお伺いしていきたいと思っております。</p> <p>先ほど同僚議員の質問の中では公営住宅の部分、私は空き家の部分で、やはり全般的に住宅のストックが足りていないというのが、この村の大きな移住が進まない現状だと思います。</p> <p>その中で、僕もたまたま5月23日の農業新聞、12ページのところに載ったので、これはすごい良い制度だなと思って見たところで、ちょっと質問を立てさせていただきました。</p> <p>高知県梶原町というところの空き家を活用した制度について、少し読み上げさせていただきます。</p> <p>高知県梶原町は、住む人がいなくなった家を改修し、移住希望者に貸し出す仕組みを構築、若者世代を中心に、現在111人が暮らしている。</p> <p>町は、賃料を抑えることを重視している。町が所有者から家屋を借り上げ、9</p>

	<p>30万円を上限に水回りなどを改修。町が4分の1を、残りは国や県が負担するようにして、移住希望者、そこの定住希望者には月1万5千円から1万8千円で貸し出すという仕組みだそうです。</p> <p>町のホームページ上で改修した家屋の情報を提供、現在改修済みの家屋はすべて埋まり、空き家待ちが出るほど人気だという。仕事を探す移住希望者向けに求人情報も掲載している。</p> <p>ただ、要は、改修して貸すという部分に関しては、所有者の負担を少なくという部分の仕組みづくりが、空き家を貸してもらうために重要ということで、町は家屋を提供しやすい条件を整備、改修にかかった町の負担分は、賃料から町が、定住した人の賃料から負担分を回収していくと。持ち主には求めませんということで、無償で家の持ち主から町が借り上げています。それを改修して、移住・定住希望者に貸していると。その内の半分が国だったと思います。4分の1が県、町が4分の1を負担しているというふうな形だそうです。</p> <p>費用回収後、大体10年から12年と言われているんですけど、持ち主に返します。持ち主が引き続き貸与すれば、その分の家賃収入も持ち主さんが得られるような形にしていると。もうだいぶ年数が経って2024年からこの返却が始まっていくという流れで、この梶原町進んでいるかと思います。</p> <p>こういうふうに、やはり行政がタッチをして、空き家活用に踏み込んでいかないと、なかなかこの東峰村も動かないのかなと。空き家バンクをしているけれども、やはりそこに一步踏み込むということに対しては、宅建業を持った方もいない、不動産業をしている方もいないという中の状況においては、頼れる一番信頼性が高いところというのは、もう役場しかないのかなというところで、東峰村でもこういう行政が借り上げて貸すような形の空き家の活用ができないか、村長の見解をお尋ねします。</p>
<p>議 長</p>	<p>村長</p>
<p>村 長</p>	<p>高橋議員さん提案のありました梶原町の空き家の対策、他にもさまざまいろんな地域の対策を行っている町で、ホームページを見れば見るほど非常に参考にしたいなところではですね、ちりばめられておりました。</p> <p>今回、空き家についての提案、ご質問をいただきましたので、空き家の部分で、先ほど申された2つのポイントがあると思っています。</p> <p>通常空き家バンクって、やっぱり自治体というのは紹介とマッチングから、あとは不動産会社が仲介するという形で、現状としては、なかなか村が直接言ってくれるなら貸せるけどとかですね、不動産会社通すのはちょっとねとかいう意見があるのも確かというところで、梶原町については、やはり町が積極的に動いて、そういった案件をですね、どんどん事業として取り組んで進めているという部分。</p> <p>もう1つが、その財源として、国の2分の1についてはですね、国土交通省の関係と推進事業交付金ですね、たぶん社交金の関係の交付金だと思うんですけど、それを利用されているというところですね。</p> <p>県の4分の1については高知県独自ということで、いろんなページを見ましたら、他の自治体でも梶原町を参考にして、うちの市と、それは市でしたけど、でもこういった事業ができないかという提案とかがですね、議会の会議録で見つかったりしておりました。</p> <p>そのときには、梶原町は4分の1だけど、うちであれば2分の1の自治体負担ということで、県の負担については、いろんな制度があるんだなというふうに思っております。</p> <p>村で考えれば、日田彦の基金が使えるとかか、そういった話にはなりますが、</p>

	<p>これについては、まだ勉強しなければいけないというふうに思っております。</p> <p>この事業について、村が借って、村が整備することで、そういった財源が生まれてくる。ただ、そのメニューの中で、どういう括りで事業を、要するに社交金の事業に採択されているのか、ちょっとそこまで勉強する時間がございませんでしたので、たぶん事業の中で滞在体験施設、または集会施設とか交流施設、こういったメニューに限定されているんですよ。</p> <p>なので、あくまで滞在体験で10年間という形で一つの事業計画を結んでいるのかな。これはもうちょっと勉強させていただきたいと思います。</p> <p>そういった形で行われておりますので、この事業に関しては、非常に興味があるところでもあります。もうちょっと内容について、相手方のほうとのですね、意見交換を行って、村としても取り組めるものなのか、また、これを行うことで職員の負担とか自治体の負担、そういった部分も想定をしながら、それでもやっぱり定住促進のためにやるんだというですね、意気込みと言いますか、やると決めるのは楽なんですけど、その後、結局また事業がグダグダと言うと失礼なんですけど、中途半端に終わってしまっはいけませんので、きっちりこれに関しては、時間をかける必要もありませんが、制度が分かった時点で、そういった越えるハードルを確認しながら、空き家の定住対策についてということで、ちょっと前向きに検討というか、勉強させていただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>これ広島大学のほうで研究もされてて、空き家の借上げ転貸事業に関する研究というのをたまたま見つけてしてたら、飯南町というところと奥出雲町というところの比較をしてみたりとか、非常に可能性があるけれども、難しい部分ももちろん書かれていますので、ぜひ研究をしていただいて、2016年の時点では15団体ほど自治体で、こういう転貸事業をしているという実績もあるようなので、ぜひ、何かのネットワークで、どこがどうやっているのかという、また、ここに聞けば分かると思いますけど、調べていただきたいなと思います。</p> <p>すみません。いつもこのリバースモーゲージに入れたいんですけども、ちょっとごめんなさい、学校教育のほうに行かせていただきたいと思います。</p> <p>5月の臨時議会におきまして、縄田教育長が2期目の再任という形で議案が可決されました。</p> <p>ちょっと直接聞ける最初の定例会ということで、この3年間の任期中の、行っていくべき教育行政に対するビジョンとミッション、どのように縄田教育長考えられているか、まずお尋ねしたいと思います。</p>
議長	教育長
教育長	<p>まず、答弁の前に、前回の臨時議会で承認をしていただきましたこと、誠にありがとうございます。</p> <p>ビジョンとミッションということでございますが。</p> <p>まずビジョン、めざす教育の姿、これについては、主体的に学び続ける児童生徒。簡単に言えば自立です。将来やっぱり自立をしていく子どもを育てないと、絶対に駄目です。</p> <p>学校教育においては、それを中心にします。</p> <p>そのためにICT教育、それからEdTech、遠隔授業のバージョンアップ、そして、子どもたちが将来こんな職業に就きたい。そのためには、今勉強を頑張るとかないかん、というようなキャリア教育。それが2つ目です。</p> <p>3つ目が、これからもう外国人がどんどん入って来て、もう英語を喋れないと</p>

	<p>仕事ができないような世の中になると、確実に思います。</p> <p>ですから、英会話能力、これを鍛えたいと思っています。</p> <p>もちろん一番頭の痛い部活動の地域移行というのは、この3年間で基盤づくりをしたい。そう思っています。</p> <p>社会教育については、「もう一度、村人同士の繋がりを」です。そういうキャッチフレーズでいきたいと思っています。</p> <p>コロナ禍の3年間で、なかなか村人が顔を合わせて活動することが少なくなりました。それをもう一度村人のそういったふれあい、その場を少しずつ充実させていきたいと思っています。</p> <p>そのためにも公民館活動の充実、スポーツ・レクリエーション活動の工夫、それから、阿蘇4等の文化財保存、活用の充実、そういったことに取り組んでいきたいと思っています。</p> <p>教育長としてのミッション、つまり使命ですが、それは、学校教育においては、東峰学園に通いたくなるような特色ある教育活動、それから、社会教育においては、村人同士の繋がりを再構築する環境づくり、どちらも環境づくりに力を入れたいと思っています。</p> <p>そしてへき地圏に行ったときに、「へき地にひかりを」というキャッチフレーズがありました。非常に、私はそれがあんまり好きではありません。へき地をなんかこう、もっと照らしてよという受け身の姿勢に思えました。</p> <p>だから、やはりへき地にへき地から光を届けると。</p> <p>だから、東峰学園の先生方とタッグを組んで、キャッチコピーで「東峰からひかりを」というキャッチコピーを作りました。それでいろんな場所に、いろんな地域に、東峰学園の良さを広げていきたいということで考えております。以上です。</p>
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	<p>教育長の3年間の意気込みというか、思いが伝わってくる答弁だったかと思えます。</p> <p>やはり受動的じゃなくて能動的に進めていく教育というのは、今、東峰学園でもすごく伝わってくる形が、本当に外からも中からもあるのかなと思っています。</p> <p>その中で東峰学園も10年を経過して、今年13年目ぐらいになるんですかね、なります。</p> <p>小中一貫校としてこの10年歩んできた中での総評、あるいは今後の課題という部分に関しては、どのように捉えていますでしょうか。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>まず、13年間小中一貫校としてスタートして、もうやっとなんか落ち着いて教育活動が展開できるようになってきたかと思えます。</p> <p>成果としましては、やはり小学校6年間、中学校3年間の系統的、それから、連続発展的なカリキュラム、そして、小学校、中学校の先生方のかかわりによって、非常に子どもたちは落ち着いています。そして、学力的にも、北筑後管内でも上のほうに位置しています。</p> <p>具体的には、小学校の教師が、6年育てた後の中学校での様子とか、そういったものを想定しないで大体卒業させるんですけど、やっぱり15の春を泣かせないという中学校の先生の思いをちゃんと受け止めて、やっぱり6年間でしっかり力付けとかと中学校で泣くぞ、という思いを共有しました。</p>

	<p>もう1つは、中学校の先生方が、1年から6年までこれだけ頑張っただけで子どもたちが成長したのに、自分たちが潰しちゃいかんなどいうことを共有しました。</p> <p>そういった意味で、その相乗効果が出て、非常に良い関係でいっていると思います。</p> <p>また、中1ギャップ、よその学校ではですね、中1になるとどうしても躓くんですね。部活の違いとか文化の違いとかで。それが、ほぼ、ここではあんまりありません。</p> <p>また、異学年交流の機会が増え、人間関係調整能力と言いますが、そういった力が付いております。</p> <p>また、小さな中学校の場合はですね、美術とか技術とか家庭とか、そういう時数の少ない先生は常駐できないんですよ、時数が少なくて。つまり教科欠と言います。</p> <p>それは、他の学校と掛け持ちでやって来るんですね。それを、校長先生2人を1人、養護教諭2人を1人、事務の先生2人を1人ということで、その分浮いたところを教科欠に充てて、そして、充実した教育環境というのをつくっています。それが非常に、小中一貫の良さだと思います。</p> <p>課題としましては、やはり9年間ずっと同じ固定的な人間関係ですので、どうしても序列とかになってしまう。それから、自分がそんなふうに思われたら、それからなかなか抜け出せない。そういった問題が若干あります。</p> <p>それから、中学校への進級の新鮮さが失われる面が若干あります。うちの場合は結構やっていますからね、それはあれなんですけど。</p> <p>もう1つは、これは人数の割に不登校傾向の子どもが出て来やすいということもあって、あまりに少人数で大人が周りに多いから、手をかけすぎて、なかなか自立の芽が育ちにくい面があるのではないかなと。これは、私の全くの私感です。</p> <p>最後に、現在複式学級になってしまいました。これ、当初はなかったんです。</p> <p>ところが、これからは、小学校はもちろん、中学校でもそういうことが起きてくる可能性があります。それがちょっと課題ですね。これは、もう小中一貫の課題というわけではありませんが。</p> <p>最後、これを声高に言いたいんですけど、昨年度東峰学園、ICT関係で福岡県でもトップランナーとして走っています。いろんなところから視察が来ています。</p> <p>そのようになったのは、やはり指導主事配置、これを実現したからです。間違いありません。</p> <p>実際に指導主事が来て、非常に先生方喜んでます。今年から学校に行って、ちゃんとその辺の指導もしていただき、これをですね、合併時からしといたらですね、ものすごく教育の質は上がっていたのは間違いありません。それだけは声高に申し上げておきます。以上です。</p>
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	<p>東峰学園の現状と課題の整理をしていただいたんですけども。</p> <p>やはり9年間、1年生から9年生、要は、6・3制と言いつつも、もう9年間という流れがすごくできてきたのが、今の東峰学園の良さでもあり、狭間がないというか、区切れがないという部分のデメリット感もあるんでしょうけど。</p> <p>一貫した9年間の育ちを考えるうえでは、別に悪いことでもないのかなと、思っている中で、逆に言うと、その6・3という意味合いの、そもそも小学校、中学校という区分を、逆にもう超越した形のカリキュラムを、今、おそらく構築しようとしている部分もあるのかなという中で、教科担任制的な部分で、その5・6</p>

	<p>年生である部分に中学校の教科の先生が入ってくるというのを実践をされている中で、より踏み込んで子どもたちの育ちに合わせた学年制というのを組んでいけないのかなと。</p> <p>これを想ったのが、もう数年前になるんですけど、鳥取県の若狭町というところに議員視察に行った折に、たまたま小中一貫校のところを見たら、4・3・2制を引かれていまして、なぜ、そういうことをしているのかというと、やはり4年生までが一旦学習レベルの到達点があって、そこからかなりの学習レベルが上がる狭間があったりという部分で、一旦そこで区切りを付けて、5・6・7という、一番ちょっと難しい年代というか、揺れ動くところに関しては、そこを3つの学年揃えて、あとは2つの8・9年生という形を取っていたというのを引かれております。</p> <p>それは、その所々で、全然学年制を変えてもいいと思うんですけども、東峰学園に合わせた、より東峰らしさの学年制というのを組んでいってもいいのかなと。</p> <p>でも、合併当初から状況が変わってきているかと思います。もちろんICTの部分も変わってきてますし、教員不足の部分も大きく、教育長ずっと常々言われていらっしゃいますけど、そこのやり繰りも考えると、そこも踏まえて、子どもたちがより先生とともに学習できる環境づくりも踏まえて、できないかなという質問で、そういった6・3制ではないような考え方というのは、今、ご検討というのもされたりしてるんでしょうか。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>私が以前、野上教育長が小石原の教育長だったときに、4・3・2というのが非常にありまして、実際、東京の品川区、それから呉の小中一貫学校に実際に視察に行きました。</p> <p>あそこの場合にはかなり大きな母体なんですね、人数が、全校児童、全校生徒がですね。その場合なら結構カリキュラムを柔軟にして、やっていくことが効果があるということ、私は聞いていました。</p> <p>ただ、ここはもう、元々は小石原に4年、宝珠山に3年、そして東峰中に2年という、4・3・2というふうなところで考えてまして、小中一貫、1つの併設校にするならば、それよりも6年、3年ということで、少人数でもあるし、それが一番効果的ではないかということで、今のようになっています。</p> <p>実際、人間関係とか、そういった小学校1年から9年までのあれを見ていく中で、現在のところはですね、6年生、3年生という区切りでもそんなに問題はなかなと思います。</p> <p>ただ、将来的に、やはり4・3・2とカリキュラムも大変でですね、それにしたほうが効果があるという歴然としたデータが出ればですね、私も考えます。</p> <p>ただ、現在のところ日本全国、小中一貫校で4・3・2制を取っている、または5・4制を取っているところはですね、40%です。あとはほとんど6・3制です。</p> <p>その理由は2つ、1つは、小学校の6年を卒業したという達成感がなくなるんですよ。小学校頑張って6年間卒業したという達成感がなくなる。それが1つ。</p> <p>もう1つは、本村が頑張ろうとしているように、よそからの移住者が来たときに、カリキュラムを変えていますから、よそから来たけど、「僕は掛け算なるとらん」とか、「まだなるとらん」とかですね、だから、ちょっとその辺りで、ちょっと不整合が出てきます。カリキュラムを変えますから、4・3・2制度ではですね。</p>

	<p>だから、その辺りはちょっと懸念材料だと思います。</p> <p>だから、今の時点ではあれですけど、高橋議員が言われるように、もうものすごくメリットがあればですね、そういうふうに変更していくこともやぶさかではないと思います。以上です。</p>
議長	<p>最後の質問とします。</p> <p>6番 高橋弘展議員</p>
6番	<p>この学年制に関しては、ぜひ、私も学んでいきたいなという部分もありますし、4・3・2制の良さという部分では、4の部分、やはり今、発達障害というところが、かなり都会のみならず、どんなところにおいても1クラス当たり1人、2人というふうな時代があたりまえようになってきている中で、この4年生までの精神状態の育ちという部分がかなり今後の学習面での影響というのがあるかなと思っています。</p> <p>ぜひ、教育委員さんの中でも議論していただきたいなというところで、提言させていただきました。</p> <p>最後に質問させていただきたいと思っています。</p> <p>大きな質問を最後にちよびっとさせていただくのは非常に申し訳ないんですけども。</p> <p>文部科学省も経済産業省も内閣府も、これからの時代という部分 Society 5.0 というふうな言い方で表現されてきております。</p> <p>どういうことかという、Society 1.0 が狩猟社会、農耕社会が2.0、工業社会が3.0、今、情報社会ということで4.0、その次の今、5.0 に向けて教育というのが進んできていると。</p> <p>5.0 がどういった部分かという、サイバー空間、仮想空間と現実空間を高度に融合させてシステムにより経済発展と社会課題の解決を両立する人間中心の社会。よく分かるような、分からないような社会ではあるんですけども、それに向けて子どもたちの力を伸ばしていかないといけない。まだ見ぬ世界を見ながら教育をしていかないといけないという部分ですけども。</p> <p>最近、チャットGPTというAIが世界へ登場して、大きく世の中の流れが変わる中であります。その中で、今説明のあったEdTechの採用であったり、されているかどうかあれなんですけど、STEAM教育という部分も言われてきております。</p> <p>今後、子どもたちが社会に出たときに対応できる力という部分に関しては、今どのように教育長お考えか、最後にお尋ねいたします。</p>
議長	教育長
教育長	<p>時間もございませんので、簡単にお話いたします。</p> <p>今、東峰学園がやっている授業におけるタブレット学習、ICT教育、そしてEdTech、そして、教科の中にも入りましたプログラミング学習、これはすべてSTEAM教育、今、議員がおっしゃったことを、一つの想定してですね、その素地的な力を小学校、中学校の段階で付けようというところでやっております。</p> <p>ただ、簡単にプログラミングということでプログラマーを養成するということではなくて、やはり理科教育とか理数教育を中核に、この社会の課題をどのように解決していくか、それがSTEAM教育です。</p> <p>ですから今、東峰学園がやっていることは、非常にSTEAM教育に合致した教育の流れ、その素地的な、非常に先進的なことをやっていると思います。</p> <p>ただ、一般的にまだ、経済産業省があんまり広げてませんので、学校ですとね、</p>

	<p>STEAM教育と言って、ご存じの方ってそんないません。</p> <p>ですから、ギガスクール構想ということで、まず、第一段階の第1ステージをクリアしておるということで、今やっている最中でございます。以上です。</p>
休憩	
議長	<p>高橋議員の一般質問を終了します。</p> <p>2時10分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(14時00分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(14時10分)</p>
議長	<p>3番 佐々木孝議員の質問を認めます。</p> <p>3番 佐々木孝議員</p>
3番	<p>今回は、移住・定住に向けた村の取り組みについて、質問をいたします。</p> <p>村のホームページを書き換えたということで、早速見てみました。</p> <p>確かに以前より見やすくなったと感じてはいますが、移住・定住促進サイトを見て、数点気になるところがありましたのでお尋ねをいたします。</p> <p>まず、はじめに、移住者紹介ですが、牟田氏ご一家が掲載されておりました。この方たちはもうずっと前から掲載されていたんじゃないかなと思います。村にはまだ他にもたくさんの方が移住して来ておられますし、先ほどから話に出ております地域おこし協力隊の隊員経験者の方たちも数名定住しています。</p> <p>この方たちの同意があれば、掲載したほうがいいと思っっているんですけども、いかがでしょうか。</p>
議長	<p>ふるさと推進課長</p>
ふるさと推進課長	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>おっしゃいますとおりですね、移住者紹介をされる方、数名いても良いというふうには考えています。</p> <p>今現在、載せている方が、確かにですね、少し前の情報になっているためですね、今後ですね、他の移住者の紹介と、そちらのほうをしていきたい。そういったふうには考えているところです。</p>
議長	<p>3番 佐々木孝議員</p>
3番	<p>いろんな方を掲載することは、ほんと大切なことですので、よろしく願いいたします。</p> <p>また、東峰学園のページを見ますと、学園の様子はよく分かるものでした。</p> <p>しかし、地域の概要というところを見ましたら、かなり前から書き換えができていないのか、今の実態と違う文章の部分がありました。見直しはされているのでしょうか。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>ホームページをリニューアルしたということですね、今回のホームページはユーザーインターフェース、見やすいホームページ、情報が探しやすい、そういったところで改修を行った。</p> <p>その中で情報については、アップデートと言いますか、それも合わせて行ったところではありますが、一部やっぱりできてなかったところのご指摘のところの部分で、少しある。</p> <p>特に、移住のページについては、元々誰のために、何のために紹介しているのかを考えると、やっぱり1人をずっと紹介するというのは、やっぱり見る人も飽きが来ますので、これについては、紹介をするのが主体じゃなくて、もう広報活</p>

	<p>動の一環として積極的に、本人の合意は要りますが、紹介するべきであるというふうに思っております。ご意見ありがとうございます。</p> <p>先ほどの学園紹介の件についてですが、あれは今回のリニューアルいたしましたホームページのほうから東峰学園のホームページのほうにリンクを貼って飛んで行っているという事情がございまして、元々東峰学園のほうで作られたページですので、今回の改修の対象にはなっていないということで、内容については確認したうえで、かなり古い情報でございましたので、これについては、学園のほうで、ちょっとどなたが作ったか、子どもが作ったのか、先生が作ったのかというのはちょっと確認できませんけど、やっぱり最新の情報を載せるところですね、指示と言いますか、それは出したいというふうに思っています。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>内容については、たぶん大人の方が作られたものだというふうに考えますので、これ、たぶん役場のほうだろうと、私は想像しておりました。学校ではなくてです。よろしく願いいたします。</p> <p>それから、移住支援事業の中からいくつか質問したいと思います。</p> <p>これをいくつか見てましたら、いろいろな助成制度がありますがけれども、保険料負担軽減事業の中に、一人当たり1万5千円となっておりますけれども、これは数年前から無料になっているんじゃないかというふうに、私は認識しているんですが、物価高騰等の補助金がなくなったら、また元に戻すのでしょうか。お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>保育料の無償化については、地方創生まち・ひと・しごとのときにですね、出された方針で、物価高騰の関係ではございませでしたので、この情報の更新についてされてない分については、こちらのほうがですね、修正と言いますか、更新をしていないということでございますので、その修正に対しては担当者のほうに指示は出しております。ホームページの業者のほうと今打ち合わせていると思いますので、数日中に更新されるものというふうに、ご理解いただきたいと思っております。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>やっぱり何カ月かにいっぺんぐらいは更新をする習慣をですね、ぜひ、付けていただければと思います。村の大事な情報ですので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>それから、学校等給食支援事業についてですけれども、これは、私が知る限り、一人当たり1,200円、数年前は1,200円でしたが、今は1,400円とかいう話も聞いております。</p> <p>これだけ多くの金額を補助しているのは、近隣自治体ではないんじゃないかと思うくらい東峰村は優遇しているんじゃないかというふうに思います。こういったこともしっかりアピールしていいんじゃないかというふうに思うところです。</p> <p>それよりも、今、全国的にも動きが出ておりますけれども、給食費をもう無料化すると。これは、たぶん教育総合会議の中にも出てたんじゃないかと思いますが、もう思い切って、全国を先んじてやってみるのもいいんじゃないかと。</p> <p>財源についてはですね、村長が頭を痛めるかもしれませんが、ふるさと納税の一環もあると思いますので、そういったところを有効活用していただければと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議 長	村長

<p>村 長</p>	<p>給食費の無償化等については、総合会議の中でも、ちょっとテーマとして上がっている分はあります。</p> <p>給食関係で言えば、もう1つ公会計化ですね。</p> <p>今、学校の給食費というのは保護者の方が集めて、保護者が管理という形で、学校が会計を持っております。</p> <p>それがですね、公会計化ということで、一部、まだ3割、4割まで行っていないと思いますけど、自治体のほうが管理するという形になってきております。</p> <p>そうなったときに、本来であればそのときに、自治体であればいろんな住宅使用料とか水道代とか、そういったシステムがございます。そういったのに組み込むとかいう形で行っている分がありますので、それと色々な形で、無償化だけではなくて、そういった部分も含めて検討しなければいけないのかなというふうに思っているところであります。</p> <p>ちょっと無償化だけを先んじるというのは、ちょっとどうかな、というふうに思っておりますが、それについては前向きに検討させていただきたいというふうに、回答させていただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>3番 佐々木孝議員</p>
<p>3 番</p>	<p>ぜひ、お願いをいたしますし、また、他の部分もありますので、教育行政の中での1つの課題ということですので、しっかり前向きに検討いただければと思います。</p> <p>次に、こども館事業ですが、3月議会の質問で、新1年生は入学式まで預からないというような回答がありました。村長もですね、子育て支援の部分なので、村としてはなかなか対応ができないというようなことを言われましたけれども、4月1日からは文科省のほうの管轄に入りますので、やっぱり教育委員会のほうで、入学前の子どもさんたちですね、入学式前の子どもさんたちの面倒は、何らかの形で見ていくというのが必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>教育長</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ご質問ありがとうございました。</p> <p>こども館の運営につきまして、基本的に、この前も申し上げたと思いますように、こども館は放課後の居場所づくり、これが目的でつくられた機関です。</p> <p>平成24年から始まって、今まで入学前の子どもさんは預かってはおりません。</p> <p>ただ、今の子育て政策の延長の中で、村としてそういったことも必要かということになればですね、また考えていかなければいけないと思っておりますが、そうなった場合、やっぱり学童の設立といったものが、一番適切ではないかなとも思っております。</p> <p>実際、近隣の自治体に全部聞きました。そしたら保育園の卒業までは、3月31日までは保育園、4月1日から学童に申し込んでいる場合は、今年4月から1年生の場合も預かります。ただし、それは申し込んでいるところです。制限もあります。おうちにおじいちゃん、おばあちゃんがおるところは駄目です。</p> <p>そういう中で、やっぱりそういった教育委員会という形ではなくて、そういうふうな厚生労働省の管轄でやっていると。</p> <p>今後どのように変わるか分かりませんが、今、厚生労働省と文科省が一体となってですね、それをやれと、国から言われているような、子ども・子育て政策もありますけど、現在のところはそういう形です。</p> <p>ただ、私、村外の立場として言いますけど、こども館のようなですね、すばらしい子育て支援をやっているところはあります。実際に大刀洗とか朝倉市とか、いろんなところに電話しましたけど。</p>

	<p>お宅はどうなんですかと聞かれたときに、うちはこども館というところで預かっています。放課後。そして、金銭はと言ったら、ありませんと言ったら、うらやましい。ぜひうちの子もやりたいとか、そういう声がいっぱい聞こえたんですよ。</p> <p>だから、ある意味この東峰村の、そういったこども館の良さというのもですね、確かに入学前の4、5日が預かれないということで、非常にピンポイントで切り取られてあれですけど。この1年間、全部放課後預かって、子育て支援をやっているというところは、まずない。これはほんと東峰村が発信していることだと、私は、村外の者しか分かんと言われますけど、村外者だからこそ分かったということで、お答えしておきます。以上です。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>今、放課後の預かりということですが、長期休業も預かってますよね。これも放課後に、教育長、入れてあると捉えているわけ。</p> <p>そうしたら前もって新1年生もね、同じような扱いでいいんじゃないかというふうに捉えるんですね。</p> <p>今、学童の話が出ましたけれども、なかなかこの村において学童を作るのは難しいというような部分もあってですね、はっきり言ってこども館はグレーゾーンで運営をしております。もし大きな事故があれば大変なことになりますので。今までなかったのが本当に良かったんですけども、そこ辺りも考えて、今後やっぱり学童、どうするか分かりませんが、しっかり子どもの見守りをどうするかという、安全を含めて考えていただきたいと思います。</p> <p>ある自治体ではですね、新1年生も4月1日から、もちろん希望する子どもさんですが、送り迎えまでしてくれる、というようなところもあるんですね。</p> <p>だから、それだけやっぱり東峰村が「子育てしやすい環境にあるんだよ、移住・定住どうぞ」ということをするならですね、そういったこともぜひ考えていただきたいと思うわけです。</p> <p>そういうことで、今後前向きに新入生の取り扱いもですね、お願いしたいというふうに思うところです。</p> <p>ただ、これまで東峰村は、わりと3世代の家庭が多くて、おじいさん、おばあさんたちが家で見てくれるというようなことがあったのでですね、あんまり問題にはこれまででなかったという点もありますが、今後移住・定住をしていくなら、当然移住して来られる方たちは、おじいさん、おばあさんまで連れて来るとは、まずないと思うんですね。</p> <p>そうすると、どうしても核家族と言いますか、そういった方で来られるということが多々あると思うんですね。そうすると、どうしても見れないというかな、土曜日も含めて、お父さん、お母さんたちだけでは見きれないという事情の方も当然おられますので、そういった方たちが来られやすいような環境をつくっていくことが大事だと、私は思います。</p> <p>今年5月からボランティアの方も来られるようになってるので、ぜひ、そこも含めて、今後考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>先ほど教育長が答弁された部分、その部分については、やはり子どもの居場所づくりという観点からのこども館だったと思っております。</p> <p>議員さんの言われた部分については、やはりどうしても親の仕事の関係で、家で見るのが難しい、そういう子どもたちをどうフォローするかという観点での話だと思っておりますので、考え方としては、ちょっと別に考える必要があるのか</p>

	<p>など。</p> <p>それを全部こども館で括ってしまうと、村がそこまでの手厚い部分をするにあたっての、今、こども館利用されている方もきちんと申し込みをして、承諾を受けたうえで、保険に加入したうえで利用しているというふうに聞いておりますので、そういった部分を公的にすべてサポートする。それに対する費用負担とか、今は子どもの居場所ということですので、結構何十人という方が利用されております。ケガとか事故がないのが、ほんとありがたいことだというふうには思っております。</p> <p>実際に土曜日、また、1年生入学前不安なときに、いきなりこども館というのもあれですので、やっぱり福祉的な観点の面から、そういうフォローができる施設、それを本当に民間の力と言いますか、やはりそういった苦労を共有する方々でそういう流れができて、その場所としてこども館を土曜日に使うとか、そういう期間に使うという形での検討はできるかなというふうには思っておりますが、ちょっとこれについては、やはり議論というかですね、検討が必要な部分であるというふうに認識をしているところでございます。以上です。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>ぜひ、前向きにお願いをいたします。</p> <p>次に、学習支援補助、あるいはスキルアップ支援事業についてです。</p> <p>東峰学園の児童生徒は、学習支援の補助を受けてですね、英語検定などを受けておりますよね。</p> <p>事情があつて、他の自治体の学校に通っている子どもさんも、これまでもおりましたし、今もおるんじゃないかと思えます。</p> <p>そういった方たち、他の自治体の学校に通っている方は、この補助の対象にはならないんでしょうか。</p>
議長	教育長
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>もう結論から言って、外れます。</p> <p>検定関係についてはですね、1つは、東峰学園の子どもたちに力を付ける、鍛えるための制度、かつ東峰学園に通わせたい移住者を増やすための制度、こんなふうに私は考えております。</p> <p>これにつきましては、もう数年前から、もうだいぶ前から検定については半額補助をするということで、ずっと継続しております。</p> <p>もう1つのイングリッシュキャンプ、これにつきましては平成29年度から始まりました。もう議員さんが一番ご存じだと思いますけど、その当時は村内に住んでいる中学生も対象でした。</p> <p>ただ、残念ながら、この29年から昨年の令和4年度まで参加された例はありません。それはもうそれぞれの私立の中学校、また東峰学園の部活、なかなかですね、人数が集まらないんです。</p> <p>大体多いときは、たまたま日にちがあれのときは、結構何人か、10名近くいたことがありましたけど、あとはほぼ4人ぐらいで、前回の議会でもですね、佐々木孝議員からご指摘をいただきまして、あんまり費用対効果が上がってないんじゃないかということを言われましたので、もう本年度からはイングリッシュキャンプは、もう学校のカリキュラムの中に入れて、そして、先ほど私申しました英会話能力を高める。東峰学園の特色の一つにする。というところで、本年度そういう形に変更をいたしました。発展的な取り組みを継続していこうと思っております。</p>

	<p>もう1つは、基本的に東峰学園にずっと残ってもらわないと、中学校で今度複式が増えてくるんです。中学校が8名以下になったら、もう複式になります。そうなったらですね、非常に厳しい状態になります。何年かしたら、そうなる可能性があると思います。</p> <p>だから、できるだけ東峰学園までは通ってほしい。そのためには東峰学園に来たらこんな良いことがあるよということで、特色を出したい。実際学力を上げたい。</p> <p>なかなか私立のほうに行かれる場合はですね、レベルが低いからということの声も聞きますけど、決してそんな低くはありません。みんな先生方頑張って学力は上げておりますので、そういった意味合いで、東峰学園に特色を持たせると、移住者を増やすというところが一番の趣旨でございます。以上です。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>教育長の言われることはよく分かります。</p> <p>ただですね、子どもさんによっては、中高一貫教育にぜひ行きたいという子どもさんもおられますね。こういう子どもさんについては、高校受験でその学校に入るのはなかなか難しいという実態も、もう教育長ご存じだと思います。</p> <p>そういったことも含めて、子どもさんの学ぶ権利と言ったら言い過ぎかもしれませんが、そういった子どもさんも実際この村におられるということだろうと思います。</p> <p>そういった方たちには、やっぱり将来行きたいですよ。だから、中学校から行ったという事実はあるのかもしれない。</p> <p>また、過去には学園に通えなくて、違う自治体のほうの中学校に通ったという子どもさんもおられます。</p> <p>そういった子どもたちも、やっぱりよその学校には行ってるけども、この東峰村の住民であり、大事な宝ですね。そういった子どもさんを、確におっしゃる趣旨は分かるんですが、そう多くもないしですね、よその自治体に行く子どもさんはね、多くないし、前向きに考えていただきたい。</p> <p>ただ、移住・定住の1つのアピールというようなことも、確におっしゃるとおりあると思います。そういう子どもさんは当然来てくれると思います。</p> <p>ただ、一人ひとりの学ぶ権利もね、大事にしたいなというのが私の意見としての、今の言っている部分なんですけどね。そういうことです。</p> <p>イングリッシュキャンプについては、今、カリキュラムに入れられたということなので、それはそれで方針としてですね、良いことなので。そうなるともう学校の教育になりますから、対象は、もう東峰学園の子どもさんということになるかと思います。</p> <p>ただ、今おっしゃったようにですね、東峰学園が、レベルが低いからどうのこうのというふうなことは考えないほうがいいと思います。</p> <p>おっしゃったように、東峰学園、子どもさんがよく頑張ってますね、全国平均もかなり上回っておるし、よく頑張っていると思いますので、東峰学園のレベルが低いからよその学校に行くとかいう発想ではないと、私は思います。ちょっと、捉え方の違いでしょうか。</p>
議 長	捉え方の違いでしょうかから、質問をきちっとしてください。
3 番	すみません。捉え方の違いがあるかもしれませんので、教育長の意見を伺います。
議 長	教育長
教 育 長	レベルが低いからというのは、私の発想ではございません。

	<p>やはり、それはもう一般的に私立に行かれる方、実際の声というふうにお考えください。</p> <p>決して私がそういうふうなことを言っているわけではありません。</p> <p>それが絶対間違えないように伝えていただきたい。私は、東峰学園は立派に頑張っていると思います。先生方も一生懸命やっていると思います。そのことは、ぜひ、間違えないように、重々お願いします。以上です。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>教育長も一生懸命やっておられるんでね、力入れて言われるのはよく分かりますけども、そういう間違った考えというか、を言われる方がおられたら、ぜひ、教育委員会のほうでもですね、ぜひ訂正をしていただきながら、理解を貰えるようにお願いをいたします。</p> <p>私のほうも、またそういう意見を聞いたときには、伝えていきたいと思っておりますけども。よろしくお願ひいたします。</p> <p>そういうことでですね、自分の気持ちとしては、移住・定住をしっかりとやっていくためには、やっぱりきめ細やかな手厚い手立ても必要だという気持ちがありますので、そういう話でさせていただきました。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>地域おこし協力隊の募集を今もしていますが、今回村長も支援していくと言われていた木工塾の隊員募集が非常に遅れたということがありましたので、敢えて質問をさせていただきます。</p> <p>これまで隊員の募集はどのようにしてきたのか、必要があるときにしてきたのか、それとも4月とかの節目でやってきたのかを、まずお聞きします。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>基本的に木工塾関係を例に出されてご質問されたというふうに思っておりますけども。</p> <p>基本的にですね、まず、対象のところからですね、協力隊の募集依頼、こういったのがまずこちらのほうにあります。</p> <p>その後ですね、こちらとしましては、指定管理者や施設の所管課、この辺と協議をして、まず、募集要項のほうを作成、案等をこちらで作成をさせていただいております。</p> <p>それを決裁の後、募集のほうをかけさせていただくというところの流れになっております。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>確認です。</p> <p>そしたら、必要なときにその都度決裁をして、募集するということですね。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>そうです。</p> <p>特に4月だとか、月に何回だとかいうふうに決めているわけではなくて、必要な募集。あと、予算の関係等もございまして、その辺の絡みも見ながら募集のほうはかけさせていただいているところになります。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>予算等々があるということでした。</p> <p>そういった事情があるときには、早めに対象者とかですね、要求してきたところとかには、説明をしていただければというふうに思います。今後よろしくお願ひいたします。</p> <p>村長に伺います。</p>

	<p>この協力隊の制度は、8年ほど前から実施されてきたんじゃないかというふう に思いますが、隊員の住まいは村が提供するということになっているので、最初 の募集をかけたときから独身者用の住宅を準備する必要があったのではないかと 思います。</p> <p>しかし、そういう住宅は、独身者用の住宅は建てないで、一軒家を用意してき た経緯があると思いますが、それはどうしてでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>住居の確保については、今、特に指定管理施設のほうから要請と言いますか、 があったときについては、いずれにしても村のミッション、村の方向性と合致し ているかどうかという基本の原則がございますが、基本的には、その指定管理を 受けているところ、要するに協力隊を要請するところがですね、確保するという 形で、今のところはですね、やっております。</p> <p>村が確保している分で空いているときには、そちらのほうに入るというところ もございます。これは、ちょっと柔軟に対応させていただいているところでござ います。</p> <p>元々当初の地域おこし協力隊、発端と言いますか、当初のときはですね、まず 村に来ていただく、地域に溶け込んでいただく、地域活動の中でやっぱり定住を 目指すという形で、やはり1カ所に住むというよりは、いろんなところに住んで いただいて、そちらのほうで活動していただきたいという思いがありましたので、 当初から今のところ、いろんな空き家をですね、相談をいたしまして、村のほう で借り上げるという形で、協力隊の住まいを確保しているところでございます。</p> <p>ただ、議員さんが言われるように、現状といたしまして、なかなか空き家もで すね、確保が難しくなってきた。また、やっぱり家が大きいということで、 協力隊さんが入ったときに、やっぱりちょっと不安を覚えるとか怖いとか、いろ んなご意見もございますので、やはり単身向け等の住宅の整備の必要性というと ころは、感じてはいるところでございます。以上です。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>失礼なことを言いますと、気づくのが遅すぎたというぐらい、遅いような気が しますが。来年建てるということでありますが、ちょっと遅きに過ぎているのか なという感想です。</p> <p>協力隊員の仕事内容、また、採用というか、する課の違いもあるんですが、そ れぞれ全然、今まで住んでいたところと違うこの東峰村にやって来て、情報交換 や困ったことなどを出し合うような場所とかですね、機会も必要かと思うんです が、採用後の支援などはどのようにされていますでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ここ数年の協力隊員につきましては、指定管理施設への派遣が結構多いという ことで、実際にそこでの話等で、いろんな情報があったときには村のほうに入っ てきます。そのときには面談という形で行ったりします。</p> <p>また、定期的な面接という形では、今のところここ数年は、もう災害以降にな りますかね、行っていないという形になっておりますので、やはりそういった継 続のためのフォローアップという取り組みはですね、やはり絶対必要なものであ るということは、過去の一般質問等でもお答えさせていただいたとは思いますが。</p> <p>ただ、現状として、まだそっちのほうには取り組めてないというところがござ いますので、これはもうちょっと課題として捉えさせていただきたいと思いま す。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	隊員の中にはですね、住む家はここですよと言って教えてもらったけども、そ

	<p>の後のフォローをいただかなかったので、「ガスはどこに頼めばいいっちゃろうか」とかですね、「どうしたらいいんだろう。地域のことも全く知らないけど」というようなことの感想を漏らした方もおられました。</p> <p>その辺り、やっぱりきめ細やかに教えてやらないと、隊員さん困るだろうなという感想を持ったことがあるんですが、その辺はいかがですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>基本的に、赴任されるときは初期のレクと言いますか、基本的なことはやっぱり手厚くというか、しなければいけないと思っております。</p> <p>あと、定期的な声かけ、「何か困っていることはないですか。」とか、そういったところも必要なことだと思っております。</p> <p>あとは、基本的には、その辺りについては、できてない分については、やはりやらなければいけない。そういう声が、直接こちらのほうに、担当課のほうで把握できているかどうか分かりませんが、やっぱりそういう声があるということは、やはりそういうふうな、せっきく東峰村で頑張ろうとして来ていただいている方がですね、やっぱり充実して、その場で活動ができる環境というのはですね、今回協力隊さん、10名程度でございますので、やはりきちんとやらなければいけない。</p> <p>それは、現に担当所管、今、所管する課、全体的にはふるさと推進課になっておりますが、施設によって所管する課も違いますので、課の中と言いますか、庁内の中できっちり共有させていただきたいと思っております。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>ある協力隊員の方が先頭に立ってですね、協力隊員を何人か集まって食事会をしたことがあるようですが、なんかのときに、昼食会に私も参加したことがありますけども、結構いろいろな困っていることとかが、その場で出されてたんですね。</p> <p>「それはちゃんと役場に言わな」というようなことも言ったことがあったんですけども、今、村長が言われたように、これから、今の隊員さんたち、困らないように、できるだけ手厚くと言ったらおかしいけど、しっかり担当の方たちとの交流、あるいは協力隊員同士の意見交流とかもできるような場を、機会を作っていただければと思います。</p> <p>それには担当課の担当者あたりが主になるのもいいかなと思っておりますので、ぜひ、お願いをしたいと思います。</p> <p>協力隊の任期は、今言われました3年です。この間に次へのステップを考えないといけません。自分なりに考え、着実にとりかかる人もいますが、そうでない人もいると思います。次の職の世話や、そのまま定住する人の住いの支援はどのように考えておられましょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>地域おこし協力隊、任期は最大で3年ということで、基本的には1年ごとの更新になります。1年以上超えた方が、退任されて起業をして定住される場合には、起業支援補助金の支給対象にもなるということで、それは少しでも早く、村での定住策を見つけれられた方、こういった分については、村としては積極的な支援を行っております。</p> <p>協力隊の在任中に退任後の、どういうふうにご過ごされるか、村に残るか、どういう形で今後のことを考えているか、この辺りのフォローアップについては、やっぱりちょっと村としては現状、受け身という形になっておるところが現状でございます。</p>

	<p>ですので、あと特に住宅の分とかもですね、やっぱり相談があったら、できるだけそれにお応えするように、関係者とですね、調整等は行っていたんですけど。</p> <p>先日の一例で言うと、やはりちょっと成立はしなくて、協力隊のときに住んでいたところですね、継続して、起業というか、退任後に村で頑張れるという決断をされた方の住宅については、ちょっと成立ができなかった、調整ができなかったという例はございます。</p> <p>ただ、相談があったときには、できるだけ希望に沿うような形で、村としては、支援をさせていただいているというところは、理解していただきたいと思います。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>先ほども同僚議員が質問をしておりました。若い隊員が3年隊員として活動した後、村職員にというようなこともありましたけれども、なかなかそれは難しいかもしれないということではありますが、先ほどの相談に乗りながらですね、じゃあ、村の役場を受けませんかというようなお誘いはあっていいと思うんですね。</p> <p>そういったことも含めたところの、協力隊を村の職員として雇う意思があるのかどうかということも含めて、今後どうされるか、再度お伺いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど同僚議員さんの質問の中でもお答えしたところではございますが。</p> <p>やはり一般職員、要件ですね、年齢要件とかございますが、それを満たしている方であれば、広く門戸は開かれているということで、一般職員への受験を行うということに対しては、ご紹介と言いますか、選択肢としてはお示しができると思っております。</p> <p>それからやっぱりあくまで、皆さん一緒に受験される方の中での選考競争という形になりますので、これについては、やはりそれぞれの方がそれぞれの中で努力をしていただかなければいけない、ということにはなると思っております。以上です。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>やっぱり積極的に関わることで、やっぱり3年したら出て行こうと考えていた隊員の方たちもですね、いろんな話をする中で、じゃあ、自分も受けてみようかという気持ちになることもあろうかと思っておりますので、いろんな相談に乗りながら、そういった部分も視野に入れていただければと思います。</p> <p>それから、先ほどからも住宅のことが出ておりました。私もPFIについてはかなり心配をしてきたところですけど、来年独身者用の住宅を建てるということですね、いくらかあれなんですけど、解消すると思っておりますけども、協力隊員の方にはできるだけ独身者用の、そういう住宅に住んでいただいて、そして、今借りているところの一軒家については、家族向け、ファミリーで移住して来られる人たちにできるだけ提供していくという方向で、今後考えていただければと思うところです。</p> <p>それから、空き家バンクについても、先ほどから出ておりましたけれども、以前質問したときは、広報とか固定資産税の通知書等で呼びかけているということでしたけど、なかなか進んでいないように感じます。</p> <p>ホームページを見ても、土地の紹介はありましたけど、住屋の紹介はなかったように感じております。もう少し積極的に村が関わってもいいんじゃないかなというふうに思います。</p> <p>ある地区の方に、ちょっとお話ししたときにですね、うちの家は災害の指定地域に入っているから、これは、空き家バンクには登録できませんと、というようなことも言われたというふうなことを聞いております。</p>

	<p>実際そういうことがあるのかどうか、あれば、村からもそういう広報もですね、する必要はあるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>空き家バンクの広報につきましては、先ほど議員さん申されたとおりでございます。</p> <p>その中にも先ほどありました、やはり空き家の登録をどう増やしていくか、これは村としての課題でもございます。</p> <p>やはりいつも出てくるのが、一応相談とかですね、意向を確認したときに、やはり盆と正月は帰って来るからとか、仏様がいるから、やっぱり守っていかなきゃというところで、なかなか「いいよ」という良い返事がいただけない。そして、そこから先に踏み込めないというのが、今実情であるところでございます。</p> <p>というところで、先ほど同僚議員さんの質問にもございました。やはり村がきちんと方針を示したうえで、ちょっとどういう戦略になるか検討しなければいけません、空き家をですね、どうにか確保できるような方策は、今後村として考えていかなければいけないと思っております。</p> <p>その後の活用については、さまざまな勉強をしなければいけないと思っております。</p> <p>その中で、先ほど申しました土砂災害警戒区域、いわゆるレッドゾーンに入っている分については、空き家バンクの登録の対象外となるところは、空き家バンクの事業の中で明示されているところであります。</p> <p>今のところ空き家の実態調査等行った中で、概数でございますが、今80件程度の空き家がございます、その内48件が特別警戒区域外にあるというところで、調査ができています。</p> <p>ですので、逆に言えば、引いた数がですね、警戒区域にあるということで、そういった部分は現状としてあるというところであります。</p> <p>それを踏まえても、まだ48件の方、それがですね、家の状態がやっぱり外観からしか見れませんので、中を見た感じで住めるかどうか、どれだけの改修が必要かどうかというのは、この48件の中でも調査と、意向を聞かなければいけないというところには、なっているという現状でございます。以上です。</p>
議長	<p>3番 佐々木孝議員</p>
3番	<p>空き家バンクについては、よく分かりました。いろんな事情もありましようけどですね、村が積極的にかかわっていただければと思います。</p> <p>それから、先ほどの住宅の件ですが、前の議会のときにも質問しましたが、今、古くなった村営住宅が何箇所かありますね。</p> <p>その中に、例えば、合坂の住宅であれば、4棟ぐらいある中の2棟は全然もう住んでおられないですね。だから、あそこを利用するのであれば、改修が必要だろうし、しなければ、もう崩して、あそこに新居を建てるということも考えられると思うんですが、そこはいかかでしょうか。</p>
議長	<p>農林建設課長</p>
農林建設課長	<p>先ほど申された合坂というところについては、一部古いところがございます、また、新たに募集をかけるというところには、なかなか今の状態のままではですね、難しいところがあって、募集停止をしているところでございます。</p> <p>この住宅全体の計画につきましては、村営住宅等の長寿命化計画という中で、補修計画ですとか、例えば同じ場所に建てるのか、それとも、ここはもうお住いの方々の募集停止を掛けつつ、別の場所に移すのかとか、そういったところを計画立ててですね、その計画書に取りまとめたところでございますので、その辺は</p>

	また、皆様のほうにお知らせしたいというふうに思います。
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	次の質問に移ります。 3月の議会に折、農林建設課長から栗松地区がモデル事業になっているというように聞きました。栗松地区が指定と言いますか、モデル事業の対象になったのはなぜか、その理由をお聞かせください。 また、引き続き、どんな目的で、どんなことをするのかですね、それも一緒に聞かせていただければと思います。
議 長	村長
村 長	モデル地区というのは、令和元年度にですね、農地中間管理事業の推進に関する法律というものが改正されたことに伴いまして、地域の関係者が一体となった「人・農地プラン」、名前は聞いたことがあるかなと思います、の実質化と実践が求められたというものでございます。 これに基づいて、村と普及センターと農林事務所等と一緒になりまして、それぞれ各地区に入ってですね、農業をどう守っていくか、継続していくか、農地をどう守るか、そういうワークショップを全地区で行ったところでございます。 その中でモデル地区という形で栗松地区を選ばせていただいて、さまざまな、ちょっと詳しい計画づくりと言いますか、農林業振興協議会で新たに営農推進特別委員会というものを設置いたしまして、「人と農地の予測地図づくり」と題して実施をした。これは全体的な分ですね。 その中で、地域内の農業者の年代分布状況や後継者の有無等を把握をいたしまして、その結果を地図で示して話し合いを進め、農地の利用状況等を地図化、地図の上に落としていくことで対象地区の共通課題が認識され、それが「人・農地プラン」として、そういったところが先ほど申しました、農地、営農を守っていく、続けていく、そういったことをですね、進めていく方針を決めるというところをですね、実施したところで、そのところで、それを全地区で行いました。 そのときに、アンケートと地図を基にですね、今後の活動を検討した結果でございますが、一応27集落行って、その中で栗松地区と板屋地区について、引き続き農地整備を含めて検討するというところで、集落座談会という形で継続を行って、モデル地区として重点支援をしていくという形で、行ったという経緯ということになっているところでございます。以上です。
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	モデル地区の方たちにはより良い成果が出るよう取り組んでいただきたいというふうに願うところです。 この事業は、成果がある程度上がれば、他の地区にもまた紹介をしていくということで捉えとっていいんでしょうか。
議 長	農林建設課長
農林建設課長	議員申されたようにですね、こちらのモデル地区で取り組んでいる取り組みを進めてまいりまして、そこで成功と言いますか、出た事例につきましては、また、各中山間のところの事例としてお知らせしていこうと思っております。 特に、栗松地区のモデル事業の事例としては、先ほどの中でもですね、集落の農地を守るための計画づくりということと、あと農地整備といったところをですね、進めていこうということで支援をしているところでございます。 これが農振協議会の中の農振特別委員会のところで支援させていただいております。 特に、栗松地区の中でもですね、農地整備といたしましては、尾崎地区と奈良尾

	<p>地区というこの2カ所です、従前から地域で合意をされながら農地整備をしていこうというような合意形成がされておられました。</p> <p>そういった中でですね、こういう人・農地プランとか、そういうものを作っていく中で、さらにその農地整備の醸成がなされまして、村としてもですね、令和5年度の予算としまして、地域整備に係る測量設計等の予算も上げさせていただいて、可決をいただいているところでございます。</p> <p>この事業につきましては、農地整備というところにつきましてはですね、福岡県さんのほうから、新たな令和5年度の事業ということでですね、国の田んぼダムといったものを整備することによって、その農地整備ができるというような事業がございます。</p> <p>ただ、このような新しくできた事業でございますので、受益者の皆様ですとか、経営機関と情報交換しながらですね、進めてまいりたいというふうなことを考えているところでございます。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>農地がきれいになっていくことはとっても大事なことで、あれなんですけれども、先ほども人と農地を守るというようなことを言われましたけれども、後継者がですね、なかなか居ないということが現実的にあるわけなんですけれども、10年後を見据えたとき、私も危惧するところですが、村には新規就農者支援事業というのがありますですね、現状はどうなっていますか。</p>
議長	農林建設課長
農林建設課長	<p>新規就農者の支援事業につきましては、本村でもですね、村とですね、あと県の普及センター、それからJAの筑前あさくらの関係者の皆様と一緒にですね、朝倉地区担い手産地育成協議会といった会議の中でですね、新規就農支援部会といったものを作りまして、支援体制を構築しているところでございます。</p> <p>ただ、ここでですね、新規就農者の確保に向けた取り組みとしましてはですね、村が窓口となってですね、そこで農業を始めたいという方々に対して相談会等を開催して、皆様の要望とか、そういったものを聞き取ってですね、そこで支援をするような体制は整えているところでございます。</p> <p>実際その、そういった相談会といいますのは、大体年にですね、皆さんが帰省をされる時期、正月ですとかお盆と、そういったところで相談会をかけさせていただいているということと、あと随時のご相談があれば、そちらでも対応するような形を取っております。</p> <p>この相談会につきましては、全戸配布ですとか東峰テレビとか、そういったものでもお知らせしつつ募集をかけているところではあるところでございます。</p> <p>また、認定のですね、新規就農者となった方々につきましては、国の新規就農育成総合対策というものでですね、資金の部分のお金のほうのですね、資金の支援といったものもできるようになってございます。</p> <p>また、村の独自のですね、支援策としての村内に在住した方で、新たに農業を始めようとする方につきましてはですね、新規就農支援補助金という形ですね、支給ができるような仕組みを作っております。</p> <p>推進支援策というものがあるということで、以上ご説明させていただきました。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>朝倉地区で取り組んでいるというふうな大きな枠での部分だろうと思います。村長にお聞きします。</p> <p>先ほど、村独自でもやっているというようなこともありましたけれども、ライスセンターの職員がなかなか見つからないというような実態もあろうかと思いま</p>

	<p>す。新しく農業に従事しようという人を探すのは、本当に難しいことだろうとは思いますが、この制度をしっかりとアピールしてほしいというふうに思います。</p> <p>当然取り組んでいると思いますが、生産農業組合法人とも協力して、しっかりと次の就農者をですね、探す手立てを考えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>ありがとうございます。</p> <p>こういった部分について新規就農、なかなか条件の悪い農地の中で、新規にどれだけのものがあるかという課題はございますが、先ほど農林建設課長が申しましたとおり、相談事業の中でやはり数名相談された方がいてですね、起業の寸前まで行ったけど、ちょっと取り下げて、起業の支援金というか、そちらのほうまでできなかったという例もございますので、そういった方を含めてですね、いろんな、米作りだけではございません。施設災害とかいろんな形でですね、相談を受ける中で、やはり村としても、夢を持ってそういう相談に来られますので、実現に向けての支援体制というのは、やはり村単独でもできませんので、先ほど申しました協議会ですね、そちらのほうの力を借りながら進めてまいりたいというふうに思っております。ありがとうございます。</p>
議長	<p>最後の質問になります。</p> <p>3番 佐々木孝議員</p>
3番	<p>最後の質問ということです。</p> <p>前にも質問しましたがけれども、付加価値を付けた農産物の開発、これも実際、今、しっかり頑張っていてやっていただいているとは思いますが、「東峰村のイッピンはこれだ」というようなですね、生産品、農産物及び加工品、これをやっぱり宣伝できるような形で作り上げたらどうだろうかと、また、作ってほしいなと思うんですが、我々も作らなければいけないんでしょうけれども、そういうイッピンづくりに向けて、村長、いかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>地方創生の流れを受けて、村のほうでも、ちょっと途中で災害等があって途切れましたが、イッピンプロジェクトというものも行っておりました。</p> <p>そういう取り組みの中でもですね、やはり基本となるものは、やっぱり水だと思っております。水の中から何ができるか。</p> <p>農に限らずいろんな形でですね、特産品が出ているもの、それを小さな宝という形で認定した中でPRと販売の促進等を行っております。</p> <p>ただ、これまであるものをですね、追加して認定するような感じで行っているところがありますので、やはり加工品にしても新しい商品の開発、また、産物に対しても創意工夫と言いますか、やはり初期投資が必要な部分もございますので、そういった部分に対する支援策が農業関係でできないか、それは農林業振興協議会の中でも、その対応とかですね、推進に向けての話し合い等が行われればというふうには思っているところでございます。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>6月6日の西日本新聞のですね、川柳の中に、「物価高お米が日本を守ります」というような句がありました。</p> <p>今、デジタル化やBRT関係で大変なときでしょうけれども、村の基幹産業が揺らぐようではいけません。新規就農者支援事業にも力を入れてですね、農林業を守るということ、それから、先ほど教育長のほうにもお願いをしたところもありましたけれども、教育、福祉等にもきめ細やかですね、手厚い政策を進めて</p>

	<p>いかなければ移住・定住は進まないし、今住んでいる私たち東峰村民もですね、みんな笑顔になれないんじゃないかと思しますので、しっかり取り組んでいただければと思います。</p> <p>私の質問は、これで終わります。ありがとうございました。</p>
散 会	
議 長	<p>これもちまして、本日の日程は、すべて終了しました。</p> <p>明日14日は、午前9時30分から開会します。</p> <p>本日は、これにて散会します。</p> <p style="text-align: right;">(15時10分)</p>

第3回 東峰村議会定例会会議録

令和5年6月14日
(第 2 日)

東 峰 村 議 会

令和5年 第3回東峰村議会定例会議事日程

令和5年6月14日開議

開会宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達していますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。</p> <p>9番 黒川隆康議員の質問を認めます。</p> <p>9番 黒川隆康議員</p>
9 番	<p>今、日田彦山線の BRT 化工事が終盤を迎えております。また、8月28日には開業も差し迫っており、村民の皆さんも関心を持って注視していると思いますので、情報の共有という意味合いからですね、現在の沿線整備やそれに関連する事業等について、いくつかお伺いしたいと思います。</p> <p>まず、はじめに、8月28日の開業に向けての取り組みと進捗状況を伺いたしたいと思います。イベントはどういったものをするのかですね、そういったことを具体的にお答えしていただければと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>8月28日にですね、BRT ひこぼしライン開通が決定いたしましたので、それに向けてですね、JR、県、村、添田町、日田市等々と共同して、それに向けてのイベントとかですね、行っていくところでございます。</p> <p>村といたしましては、時系列的に申しますと、一番直近にございますのが、KBCで「ふるさとウィッシュ」というものがあっております。これを6月の25日から1週間、これは添田町と共同でですね、「BRT ひこぼしウィッシュ」という、確かそういう名前だったと思います。BRT 開通に向けた、いろんな地域の情報発信を行うところで1週間番組を取り組んでもらうことにしております。KBCについては、もっと開通直前に盛り上げてという話もしてたんですけど、それはそれで、ちょっと「別途考えます」ということで返事をいただいておりますので、メディア等ですね、開通に向けてのそういったイベントと言いますか、そういった分もですね、期待できるのではないかと考えているところでございます。</p> <p>それと、開会のあいさつで申し上げました、これは、県と町、村、JR共同の開催でございますが、ファンウォークという形で日田彦山線の専用道を歩くイベント、これは7月2日、これは決定しております。</p> <p>その日にですね、今、県がサイクルツーリズムをやっている関係もあって、そのときに自転車におけるサイクルイベントも同日行うということで、これはもうプレスで発表されておりますので、皆さんご存じかなと思っております。</p> <p>それから、あとについてはですね、開通前後のイベントになってまいります。開業前後にJRとしては小倉駅や博多駅で開業に向けてのイベントを積極的に行うという話、具体的にはまだ、詳細にはお伺いしておりませんが、行うという話を聞いております。</p> <p>あと、開通前にはEV車両の試乗会、これについては開業前にですね、福岡、大分の両県知事も招いて試乗会を行うということで、これについては、キャンペーンとしては非常に効果があるのではないかなというふうに思っております。</p> <p>それと、当然開業の前日にですね、開業セレモニーを行うというところは聞いています。</p>

	<p>それに向けて、村としてもですね、何らかのイベントができないか。大きなイベントというのはなかなか単独では厳しいので、ちょうど観光アクションプラン、観光の関係の協議会がございます。その方たちとですね、何か体験のイベントが少しできないか。これは、ちょっとまだ協議中でございますが、大きいイベントをするよりは、小さくてもいろんなイベントをやって情報発信を行うことで、やっぱり興味を引いてもらう、この取り組みの中でやれるのではないかとということで、ちょっと投げかけてはいるところです。</p> <p>また、観光プロモーションの事業の兼ね合いの中でいろんな団体の方がですね、開業に向けてイベントをするときには、この観光プロモーションの制度を使って、積極的に何かイベントを自主的に行いませんかとという形で、呼びかけはしております。</p> <p>これについては、今のところまだ反応というかですね、それはあっておりませんが、8月の下旬に向けてですね、そういった形で、村、県、そういった形で動きがあっているところでございます。以上です。</p>
議 長	9番 黒川隆康議員
9 番	イベントというか、開業の場所は、どこをメインにする予定なんですかね、岩屋と宝珠山駅と大行司駅とありますけど。
議 長	村長
村 長	共同で行う部分について、試乗会と開業セレモニーになりますが、これについては、現在、宝珠山駅で行うところで準備を進めているといるところでございます。
議 長	9番 黒川隆康議員
9 番	宝珠山駅がメインで行うと。 そうしますと、あとの2つの駅、岩屋駅それから大行司駅では、別に何もしないということでもいいんですか。
議 長	村長
村 長	<p>共同で行う部分については、どこで行うかという部分のやつですね、一応JRさんのほうにも、県境でもあるということで、宝珠山駅で行うという形で提案いただいて、それで準備を進めているところでございます。</p> <p>あと、他の駅、試乗会で言えば、たぶん彦山駅とか、そちらのほうにもなってくると思いますが、岩屋駅で何か行うかという部分については、試乗会はたぶん停車する時間等が、ちょっと今のところまだ設定が分かっておりませんが、降りてイベントをするとかいう形にはなりにくいのかな。</p> <p>開業セレモニーについても、セレモニーを行うことが目的ですので、関連イベントという形でちょうど今投げかけております。地域のイベントですね、自主的な。それができるのであれば、大きくPRをしたいなというふうには思っておりますが、現時点で、それぞれの各駅でイベントをするといるところまではですね、考えていないところでございます。</p>
議 長	9番 黒川隆康議員
9 番	<p>分かりました。</p> <p>できるだけですね、開業に向けて、いろんな形で、村全体で盛り上がっていけるようなことを考えていければいいのかなというふうに思います。</p> <p>それから2つ目の、次にですね、地域交通、デマンド交通のことが今検討されております。</p> <p>私が通告書に出したのがですね、今の現在の取り組みの状況と、BRT 開業に合わせるができるかということでお伺いしたいと思っていたんですが、昨日の定例会終了後全員協議会を開きまして、その中でですね、担当課のほうから説明がありました。現在の状況と、それから、8月にはデマンドバスを運行すると、開始するという</p>

	<p>ような説明がありました。</p> <p>それで、間に合うんだなということが分かったんですけども、ただ、これは大丈夫なんですか。8月、始めるということですけども、私たちも初めて8月に始めるということをお聞きして、今ですね、昨日の説明の中でも事業者と深く協議が進んでいないということもお聞きしました。それから、コールセンターのこともまだ全然打ち合わせというか調整もできてないと。</p> <p>それから、A Iの活用はどういうふうに考えているのかとかですね、それから、西鉄バスとの調整協議等もまだできてないというような中で、これはもう8月に、8月といっても、もう2カ月。8月初めなら2カ月ありませんので、時間的にあんまり余裕がない中で、もう見切り発車という形でするような形を取るのでしょうか。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>昨日ですね、地域交通の件でですね、全員協議会の中でご説明等を差し上げたところではございます。</p> <p>それで、数点と、まだ事業者等との打ち合わせ、この辺が確かに済んでいないところ、それから、コールセンターとこちらのほうの選定の中で最終的な確認等、こちら辺がまだ確かに済んでいない部分、こういったところはございます。</p> <p>今ですね、その点を含めましてですね、1つずつ調整それから詰めてですね、8月の運行に間に合わせるよう、そういったふうに進めさせていただいているところでございます。</p> <p>こちらの調整が済めばですね、開始自体はある程度できるのかなというふうには考えております。</p> <p>それから、西鉄との調整ということでございますけれども、こちらにつきましては、基本的には、昨日もご説明しましたけれども、意向等は伝えているところではございますけれども、関係団体等との話、それから西鉄本人さん、事業者本人さん、こちら等の話もございますので、こちらについては、すぐに協議が整うというものではございませんので、今後ですね、こういった協議を進めていくというところで行っていくところにしております。</p> <p>実際、乗合タクシーを走らせることについてですね、西鉄さんから反対とか駄目だとか、そういった意見をいただいているわけではございませんし、走らせることについては承認を受けているところというふうに認識しておりますので、この辺のところについては、当面問題はないものというふうには考えております。</p> <p>基本的にはですね、スケジュール感、こういったものを出さないとはですね、なかなか前にも進めてはいけませんので、8月開始、こちらのほうを目標にですね、進めさせていただきたいというところを考えています。</p> <p>それから、A Iの関係ですけども、こちらにつきましてもですね、実際始めまして、そういった運行の状況、こういったものを確認しながらですね、導入に向けて進めていければというふうには考えております。</p> <p>回答としては、以上になります。</p>
議長	9番 黒川隆康議員
9番	<p>ふるさと推進課長もですね、担当が替わって大変だろうと思うんですけども。今まで全然担当してなかった、急に替わって、それを引き継いでということで大変だろうと思いますけれども。</p> <p>こういうふうに何かを決めるというか、ある程度もう8月から始めるといったときに、僕らは全然聞いてなかったんですよ。だから、できれば、そういうふうに決まる時にはですね、議会に対してもやっぱり知らせてほしいと。</p> <p>私たちも住民の皆さんに、聞かれたらどうしてもやっぱり説明をしなければなりません。</p>

	<p>せんで、できればですね、こういう事業に対して、事前にやっぱり議会に対しても説明をしていただきたいというふうに思います。</p> <p>それから、昨日も同僚議員が、このバスのことについては質問をしていましたけども、料金としては片道300円で、小学生以下は半額、65歳以上も半額というようなことが謳われておりました。これはもう決定ですよ。</p> <p>ということで、それを、例えば今、タクシーチケットがありますけど、それも利用可能だということをお聞きしたんですけども、いいんですか。駄目なんですか。じゃなかったですかね。</p>
議長	村長
村長	<p>ちょっとそのやり取りがあれでしたけど。</p> <p>いわゆるオンデマンドバスを走らせるときの、タクシー業界との共存共栄という形で進めていた中で、タクシーチケットについては、これまで従前どおりの取り扱いを続けるということで、続ける中でどういった形がいいのか。</p> <p>本来から言うと、定率補助みたいな形のほうがいいのか、今の形のチケットがいいのか、これはちょっと検討してまいりますけど、それについては従前どおりということで、このタクシーチケットを地域交通のバスで使えるということは考えていないということで、ご了解いただきたいと思います。</p>
議長	9番 黒川隆康議員
9番	<p>それは私の勘違いでした。てっきり使えるのかなと思って、申し訳ありませんでした。</p> <p>それはですね、昨日の同じような繰り返しになりますので、この料金のことについては申し上げませんが。</p> <p>今、決まってない、確定してないことが多すぎるので、一番心配しているのは、そのところです。</p> <p>これから2カ月間で、今、課長説明されましたけども、それが本当にきちっと決定されて、実行されていくのか。それがきちっとやっぱり決まっていくことが必要なんで、それは本当に実行できるのかという、私たちも心配しておりますので、ぜひ、それはですね、皆さんとしっかり協議して、間違いのないように進めていただきたいと思います。</p> <p>そして、それが決定したならばですね、ぜひ、報告もお願いしたいというふうに思います。この件については、以上で終わりたいと思います。</p> <p>次にですね、岩屋、大行司、宝珠山の3つの駅の整備について考えられておりますけれども、これは、協議会の中では優先順位として、宝珠山駅から先に行くということが、村長言われてましたので、この方法、どういった形でやっていくのか、それから、今の進捗状況をちょっとお尋ねしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>3駅の振興の部分につきましては、協議会のほうでお話を進めているとおりでございます。</p> <p>基本構想を昨年度作成をいたしました。それに基づいて基本計画を作るという今年度の取り組みの中で、1日でも早く形になるもの、これが短期的な視点から考えたときに、どういう形で取り組めるかという部分の話の中で、駅舎自体の整備をどうするか、また、駅周辺の整備をどうするかという形を考えたときに、一番早く取り組めるというか、早く実現できるところは宝珠山駅ではないかというところで提案を差し上げて、先日の協議会の中でですね、進めるということを確認したところでございます。</p> <p>宝珠山駅については、駅舎と駅周辺、あと駅の周りに1haほどの、JRさんと村の敷地がございます。これについては基本計画の中で協議をいただいて、少し、あと</p>

	<p>1年、2年はかかるかなというふうには思っておりますが、まず、駅舎と駅舎周辺の整備をですね、今年度から来年度にかけて整備をし、実現したいという形で、ちょっと形を作りたいというふうに思っております。</p> <p>大行司駅については、駅前の賑わい、駅前のさまざまな、議員さんのほうから前回もご質問ございました。ちょっと崩れているところをどうするかとかですね、そういった部分をきちんとやっていくところ。あとはバリアフリーと言いますか、そういった部分の整備を行う。これについても、ほんと方針が決まれば県のほうと協議を進めて、あとは交付金とかですね、そういった財源を探さなければいけません、早い実現を行いたいと思っております。</p> <p>岩屋駅については、今、現況の建物等もございまして、こういった部分の協議、また、地域がその建物に対しての運営や利用者に向けての設定と言いますか、協議と言いますか、利用者、どういう機能を持たせるかという部分が非常に重要になってきますので、ここについては、やはりもう少し検討したうえで、最も良い施設という形で作り上げていきたいという形で、優先順位という形を取ったようにしてですね、整備を進めていきたいというふうに思っているところでございます。</p>
議長	9番 黒川隆康議員
9番	<p>今と関連した次の質問になると思うんですけども。</p> <p>整備計画の中でですね、県の予算で沿線振興計画、沿線振興基金が10億円設立されております。</p> <p>この事業はですね、1事業につき5,000万円の上限で、10年計画という制限が設けられていると記憶しておるんですけども、現在も変更はないと、継続されていると理解していいのでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>要綱上の規定はですね、当初のままから変わっておりません。</p> <p>先ほど議員さん言われたとおり、期間としては概ね10年。10年という制限があったかどうかは、ちょっと自分もあれなんですけど。</p> <p>ハード事業については2分の1補助で上限が5,000万円、ソフト事業については3分の2補助で上限が1,000万円、特に認めるものという形で、駅に直接関係ある部分ですね、については10割の補助という形は、当初から変わっていないというところでございます。</p>
議長	9番 黒川隆康議員
9番	<p>この5,000万上限というのがですね、この前の協議会が終わった後、参事さん言ったのは、そういうのはないんだというようなことを、ちょっと聞いたんですよ。</p> <p>いえ、僕らはそういうふうに5,000万、1事業上限が5,000万だということを知っていたんで、それは絶対に5,000万だということでは言ったんですけども。「いや、それは」というようなことを言っていましたんで、ちょっと心配というか、そのところ確認を今、したところなんですけど。間違いはないですね。</p>
議長	村長
村長	<p>すみません。そのやり取りは自分もおりましたので、分かりませんでした。もう要項にですね、きっちり5,000万という上限は書かれています。</p> <p>特に昨年度、添田町がフォレストアドベンチャーとかですね、ハード事業を行った分、あれについても、もう上限の5,000万という形で支出がされておりますので、実質的にも要綱上でも変更はされていないというふうに認識しております。</p>
議長	9番 黒川隆康議員
9番	<p>そういうことで、私たちもちょっと、県の代表の方がそうやって言っておられたんで、ちょっと心配したんですけども。</p>

	<p>今、村長がおっしゃったように、上限が5,000万ということは、もう確定されているということですので。</p> <p>それと、そのときに言われてたのが、ハード事業でも国のほうからのお金を使えるんだ、というようなことをおっしゃってましたよね。そういう補助金等の引張りというか、そういうことは考えられているんですか。</p>
議長	村長
村長	<p>国の交付金、国の補助金の関係もこの前の会議のときに県の方が言われました。</p> <p>これについては、従前からですね、基金というものは10億円という原資に限りがございますので、それを有効に使うため、基金が作られるときに、自分はまだ村長ではございませんでしたが、やはり2分の1だったら村がですね、2分の1負担をしなければいけない。それはちょっとおかしいんじゃないかとかいう要望もしてたところでありましたが、これについては要綱の制定の中でさまざまな経緯があつて、今の要綱の金額になっているところでございますが。</p> <p>少しでもこの財源、基金をですね、有効に使うために、県のほうの意向としても、事業に関して国の交付金、国の補助金に該当する分があれば、もうどんどんその補助金を獲得して、その補助金の残額に対する2分の1を基金から充てるという形でやりたいという方針で、今も村の事業関係の中で県のほうがですね、村と一緒に、村が勝手に見つけてくださいというのではなくて、県と一緒にですね、この事業であれば、国のこういう補助金が使えて、申請については、いつぐらいの時期に行う。国のほうとも調整というか、確認してもらって、いつぐらいに出さなければいけない。</p> <p>その申請の書類の様式についてもですね、県が作ってくれるというわけではございませんが、これまでのさまざまな過去の書類とかございますので、そういった部分を一緒に考えて、書類の作成等についても支援をいただいている。こういう形で、できるだけ国の財源を活用しながら、県のこの日田彦の基金をですね、有効に使うという形で行っているというところでございます。</p>
議長	9番 黒川隆康議員
9番	<p>いろんな形で検討して、一番いい方法を探して、整備していただきたいというふうに思います。</p> <p>村民みんな、何と言いますかね、見てますので、しっかりとした事業として進めていきたい。私たちもできるだけ頑張っていきたいと思っておりますので、お互いに協力しながらやっていきたいと思っております。</p> <p>これで、私の質問を終わります。</p>
休憩	
議長	10時5分まで休憩します。
	(9時57分)
再開	
議長	休憩前に続き、会議を再開します。
	(10時05分)
議長	4番 高倉美紀恵議員の質問を認めます。
	4番 高倉美紀恵議員
4番	<p>美しい村連合について、質問いたします。</p> <p>東峰村を美しい村として発信していくための環境整備をどう考えますか、ということをお伺いした。令和4年3月の定例会において質問いたしました。</p> <p>環境美化巡視員を配置して巡視している。看板については、十分前向きに検討するという答弁がございました。</p> <p>そこで環境美化巡視員の活動内容を教えていただけますか。</p>

議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>環境美化巡視員につきまして、現在、環境美化巡視員は2名ほどおります。大字宝珠山と大字小石原に1名ずつですね。</p> <p>月2回の巡視を行っておりますが、これが国道それから県道、村道、林道、すべての巡視を組み入れております。その中で巡視をしながらごみ収集を行っている状況でございます。それが終わりましたら、都度報告書の提出を受けまして、実績を確認しているところでございます。</p>
議 長	4番 高倉美紀恵議員
4 番	<p>月2回巡回してらっしゃるということですが、この環境美化巡視員には年間38万9千円、2地区で分けても19万、1カ月に1万6千円余りの手当というか、そういう活動費というものが充てられているようです。</p> <p>と言いますのが、民陶祭前に、同僚議員が小石原方面に、塔の元からずっと小石原方面をごみを収集してくださいました。そのときに、東峰村のごみ袋、青いごみ袋に2袋、ごみが散乱してて。</p> <p>これで、大変私も驚きましたけども、これで美しい村と言えるのだろうか、そういう思いもしましたので、環境美化巡視員さんが国道から県道、村道、農道、まわってらっしゃっても、そのごみに気付かない。そういう、月に2回廻っても、ごみは国道に散乱しています。</p> <p>そういう状況の中で、美しい村を発信していくのに、いかなものなのかなというふうなことを考えますので、ちょっとお尋ねしてみました。</p> <p>月2回廻ってれば、十分にごみを集めることができると、私は理解しますが、こちら辺の指導はいかなされますか、今から。</p>
議 長	村長
村 長	<p>環境美化巡視員の活動については、先ほど課長が申し上げたとおり、旧宝珠山、旧小石原をエリアとして2名の巡視員さんが巡回、またごみのですね、拾える分については拾っていただくという活動を行っていただいております。</p> <p>ただ、活動の実績として、宝珠山庁舎にありますけど、宝珠山の巡視員さん、朝来て夕方までしっかり廻っていただいて、小石原のほうが、ちょっと実情が日報、報告書に基づく報告の状況でございますので、終日活動していただいておりますので、報酬については妥当なほうかなというふうに思っております。</p> <p>ただ、活動が実際にどれぐらいのごみを確認をして、どれぐらいのごみを拾ってきました。また、大きいごみについては、当然できませんので、これについては村のほうの対応という、今の巡視員さんの活動というのはなんですけど、前の巡視員さんはそういう形でやっていただいておりますので、もう一度活動の内容と報告のやり方、報告にあたって、どこまでの分をやっていただくのか。</p> <p>1日の活動の中で、どれほどの業務量を配分するのかという部分もですね、きちんと巡視員さんのほうと打ち合わせをして、やはりできない部分については、どうやってフォローというかですね、していくか。そういった部分もきっちり村と担当課、また巡視員さんと併せて協議と申しますか、内容を確認しなければいけないというふうに、今、ちょっと思っているところでございます。</p>
議 長	4番 高倉美紀恵議員
4 番	<p>月2回巡視すればかなりのごみを、私は収集できると思います。だから、活動に期待をいたします。</p> <p>それから、看板の件ですが、あの時にもお願いをいたしましたけど、美しい村を謳っているわが村であれば、今、毎日歩いてても山は緑で、工事が終わりましたので、川は澄み切ってととてもきれいです。</p>

	<p>その中に産業廃棄物らしきものも落ちてはいますけども、もうずいぶん改善して、本当に美しい村だなというふうに思います。</p> <p>そして今、特に、鶴から今道辺りにかけて、国道に沿って樹木を伐採して下さっています。それも今日もきれいに片づいています。こんなに気持ちの良い国道を進むのは久しぶりだなというぐらい、今朝もきれいでした。</p> <p>ですから、やっぱりそこいら辺を、労務班とかそういう方もいらっしゃいますし、山の樹木は切ってらっしゃるのかもしれませんが、国道、特に県道の観光地に繋がる道とかそういうものは、やっぱりきれいにして、本当に美しい村だなと思えるような、そんな環境をつくらないかぎり、人は散らかっていると捨てていくものなんですね。私はそう考えますので、どうか環境美化巡視員の方にもご活躍いただいて、2回で月に1万6千円、私は、これは割りかし高いかなという気がしておりますが、終日仕事しているとは、私は思えません。</p> <p>その瞬間だけでも、これがどうのこうのは言いませんけども、きれいにしていただければそれで結構です。そういうことを指導していただけるとありがたいなと思っています。</p> <p>それから、看板につきましても、見てみますと、なんら看板も立ちませんでした。けど、こちらから、塔の元のほうから杷木のほうに向かうところの、いつもごみがたくさん捨ててあるところに「ポイ捨て禁止」という看板が2枚ほど立っております。これは朝倉市の分ですね。</p> <p>そして、東峰村を見てみますと、そういう幟も看板もどこにもございません。</p> <p>そして、「立しょんべん禁止」、それはあっちこっちで見ます。あります。東峰村と書いてあります。だから、立小便する人がたくさんいるのかなというふうに思っています。</p> <p>どうか啓発という意味でも、あまり仰々しく看板を立てたり幟を立てたりすることは、美しい村とは言えないと思いますけども、ごみが散乱、特に釜床から南の原の上り口、そこいら辺まではすごくごみが、誰も人家もないもんですから、たぶん捨てていくものだと思います。</p> <p>そこいら辺に、美しい村であるということの幟なり看板なりを立てていただくとか、前回も申しましたが、宝珠山の入口、塔の元の入口、嘉麻からの小石原の入口辺りに、わが村は美しい村なんですよということを啓発できるように、そのようにしていただけると、私は、こんな美しい村は本当はない。</p> <p>先日も棚田の火祭りを見に行きましたが、すばらしいものです。こういうところに観光客を来ていただくには、やっぱり環境を整えるべきだと思います。どうか、そのような気持ちでおりますが、村長、いかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>大変貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>看板については、ちょっと過去の経緯にはなりますが、災害前にですね、結構老朽化した看板も目に付くということで、1回村のほうですべて確認をして、撤去をする、付け替える、そういった協議をするというところで、調査まではした経緯がございます。</p> <p>その後のいくつかの分については撤去とかしたんですけど、その後の災害の中で、ちょっと滞っていたというか、そのままになってた分もございます。</p> <p>あと1つありますのが、去年の答弁の中でもですね、大きな看板は要らない。美しい村にしても、大分県で言えば温泉県とか書いた小さい看板がありますけども、それぐらいのもので、アイキャッチ看板と普通自分は言っていますが、パッと目に付くような小さい看板をですね、ガードレールとかに付けられるんじゃないかという話をし</p>

	<p>たところはですね、記憶にある。ただ、それが実現できてないという部分。</p> <p>また、前回からですね、サイン計画の作成をする。看板を全体的に見直そうという考えの中、そういった部分もちよっと絡んでまいります、やっぱり今ある看板が、どういうものがあるのかというのを、やっぱりまず、前回の調査のデータもあると思いますけど、現時点の分でどういう状態なのか、きれいにすれば使えるのかとかですね、そういった部分についての調査をさせていただいて、サイン計画の絡みもございまして、看板についてはどういう形で設置をするか。</p> <p>不法投棄禁止、ごみ捨て禁止、ポイ捨て禁止等については、やはり言われるとおり、できるだけ早く対応させていただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議長	4番 高倉美紀恵議員
4番	<p>どうか、本当に心から美しい村であるということ誇れるような、そんな村づくりをよろしく願いいたします。</p> <p>次に、新・放課後子ども総合プランというものにつきまして、質問いたします。</p> <p>今年の3月の定例会におきまして、同僚議員が共働き家庭の「小1の壁」について質問し、今回も一般質問の中でも何件もそういうお話が出ておりますが、「小1の壁」について、3月には答弁で「対応しない」というふうなことのお話でした。</p> <p>非常に移住を促進しているわが村にとって、その移住の目的というのは、複式学級を避けたいとか、そういうものもあって、子どものいる家庭、そういう方たちを、移住を求めていると思うんですね。</p> <p>その方たちというのは、共働きの若い夫婦だろうと思います。その方たちが移住して来て、「小1の壁」に限らないですが、その「小1の壁」があって、わずか何日の間預けられなければどうなるか。そういうふうなことを考えたとき、非常に「これは移住して来れないな、この村には」と、いうふうな考えが浮かびました。</p> <p>そこで調べましたら、国も平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」というものを、文科省とか厚生労働省の子ども家庭局長とかから出してまして、その見直しが「新・放課後子ども総合プラン」というので、平成30年9月14日に公表されていまして。</p> <p>その中にも「小1の壁を打破しなさい」というふうなことが書かれてまして、それからもう既に何年も経っています。</p> <p>子どもたちの抱える、今、国も首相が4月こども家庭庁も発足し、異次元下の子育て、子ども真ん中、子どもは宝、そんなふうにキャッチフレーズは並べられておりますけども、わがこのちっちゃな村、東峰村で「小1の壁」というか、何日間が見ることができない。</p> <p>本来、たぶんこの村を考えたときに、おじいちゃん、おばあちゃんたちのいる家庭の中で育ってきた私たちでもあります。ですから、たぶん誰かが、そういう場面にあたって誰かが見てくれてたと思うんですね。</p> <p>ところが、共働きで今頑張っている人たちは、そのおじいちゃん、おばあちゃん連れて来てませんでね、だから、そこいら辺で非常に悩んで、それは即ち子どもに不安になっていくんじゃないかなと思います。</p> <p>だけど、こども館の充実とか。そういうものを、私も東峰村はすごいと思って見ております。だけど、この何日間の間、たくさん的人数の子どもではないと思う。そこを先駆けて、これをOKと言えるような、そういうことができないものかお尋ねいたします。</p>
議長	教育課長
教育課長	昨日の教育長の答弁にかぶる部分があるかと思いますが、私のほうから答弁をさせ

	<p>ていただきたいと思います。</p> <p>文科省の「新・放課後子ども総合プラン」につきましては、共働き家庭との児童の更なる上昇が見込まれておるために、学校や地域の施設を活用して、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の充実を図り、小1の壁の打破や待機児童の解消に向けて、関係機関が一体的に取り組むというふうに理解をしております。</p> <p>実際、今現在、移住促進の前に、東峰村の子育て家庭の方を見ますと、働き方も多様化しており、また、同様にいろんな問題を抱えておられるご家庭も見受けられます。やはりそういった働き方や問題を抱える保護者の皆様に対して、何らかの支援を検討するという事は、移住のことも含めて、この村にとって大きな課題の一つと考えております。</p> <p>本村の現状としまして、現在、厚生労働省の管轄の放課後児童クラブですとか、文科省管轄の子ども教室といったものは設置しておりません。</p> <p>それに代わる事業としまして、こども館等を設置しまして、放課後の子どもさんたちの居場所として提供を行っているというような状況でございます。</p> <p>実際に、そういった小1の壁の、4月1日から入学までの期間となると、いろんな市町村を調査させていただいた中で、やはりそこは学童の役割として対応していただいているのが現状でございます。</p> <p>小さな村で、なぜこども館で預かれないのかというような疑問は、やっぱり今後も続いていくかと思っております。</p> <p>現在ですね、この場で、「その期間こども館で預かります。」という発言は、私の立場ですることではできませんが、敢えて言わせていただきますと、子育て家庭の親御さんの立場での対応というのもとても大事なことです。その方たちが自信を持って安心して働きながら子育てをやっていただくということは、そこに国が支援するという事は、本当に必要なことだと思っております。</p> <p>ただ、子どもの側のことを敢えて申し上げるとするならば、子どもにとって大事でない時期というのはないんですけれども、この入学前の時期というのは、幼児期から学童期というものを迎えて、移行する大事な制度の狭間でもありますが、子どもにとっても大事な移行の時期でもございます。</p> <p>この入学前の時期だからこそ、保護者の方と家庭でできるスキンシップというか、この時期にしっかり取っていただくことで、今後の子どもさんが、保護者との分離不安等を持つことがないように、その関わりをしっかり持つことが、子どもさんの今後の入学後の心の安定に繋がるというふうに聞いておるものでございます。それが、今後の子どもさんの自立の一步に繋がるとも聞いております。</p> <p>私が敢えて、教育の専門家でもない私が、敢えてこのようなこの場で申し上げることではないのかもしれないんですけれども、子ども側の、やっぱりどんなに時代は変わっても、譲れない子どもの成長の発達段階の1つだと捉えて、そこを、誰も制度を支援しないということはもちろん言いませんし、何がしかの支援を検討することは必要だとは思っておりますが、どうぞ子どもさんの側の、大事な成長の一過程だというふうに捉えていただきながら、そのようなことを念頭に置きながら、全体としての支援を関係機関で検討することが重要だと考えております。以上でございます。</p>
議長	4番 高倉美紀恵議員
4番	<p>ごもつともなことです。</p> <p>ですが、その何日間を、子どもと親とのスキンシップがそれはもう大事なことで、いつでもいつでも大事なことだと思う。</p> <p>だけど、その1週間もしくは10日間、そこに預ける人もいない、親御さんの環境、そこいら辺でそんなに多くいるわけではない、毎年毎年いるわけでもない、そうであ</p>

	<p>れば、そこいら辺を大きな心で、やっぱりいつでも預かれます。預かる方はそういう趣旨を言ってらっしゃることで、親御さんは、それはできる範囲ではすると思います。</p> <p>それでもできないときOKと言えるような、そんな制度を作っていただきたいと、そういうふうに願っているわけですね。</p> <p>岸田首相の話ですれば、親の就労を問わずに保育園などを利用できる「子どもだれでも通園制度」とか、それも訳の分からんことを言ったりされてます。どうなっているんだ、これだと思うようなこともあります。こういう思い切ったそういう制度をね、作っていただけると、私は、この時期に持つ親御さんは、非常に安心してね、そういうふうに暮らせるんじゃないかな、子どもとも不安なく暮らせるんじゃないかな。そこに10日間スキンシップをはかったところで、ずーっと一緒に親御さんいるわけだから、常々スキンシップで抱きしめる。そういうふうなことをしながらやっていただきたいと思うので、どうか、まだ、今始まったばかりです。来年の3月に向けて、新年度に向けて、どうか前向きな検討をお願いして、子どもが安全に安心して預けられる場所をつくっていただきたいなというふうに考えます。</p> <p>これで、私の質問を終わります。</p>
議長	村長
村長	<p>大変ありがとうございます。</p> <p>先ほどちょっと議員さん言われました「いつでも保育園」ですかね、あれはたぶん先日福岡市が発表したと思いますが、1日1,000円で預けられます。ただ、定員の範囲内とかですね。</p> <p>そういった部分についての支援、うちでもできないのかなと、ちょっとあのとき素直に思ったことでしたけど。国もそういうことを考えているのかなというふうに思いました。</p> <p>基本的な考え方として、教育委員会としては、学校が終わった後、やっぱり誰もいない家に帰るんじゃなくて、子どもの居場所づくりということで、今、こども館をつくられているというところ。</p> <p>ニーズといたしまして、先ほど、前の議会からですね、さまざまご質問いただきました。</p> <p>共働きの方でどうしても土曜日に子どもを見れないという方の子育て支援をどうするか、その視点での取り組み、これについても、思いとしてはいろいろと言う分がございますが、実際に定住促進で子育て環境の充実とかを言うときに、やはり学童とか、そういった分については、やはり絶対的なニーズの数というものがですね、学童にしても運営には、やはり民間ベースというか、任意的な形でやって、その経費については、やはりある程度の負担をしていただいて、自治体が支援をするという立付になっておりますので、そういった形の中で、そういった支援ができないのかという部分をですね、ちょっと今回いろいろ、たくさんお気持ちをいただきましたので、実現に向けての、どういう形ができるのか、できないのか、そういったことについて、行政のほうで協議をさせていただいて、最終的にはいろんな形での、それぞれの民間の方と言いますか、のご協力がないことには、たぶんできない制度でございますので、ちょっとそういった部分の情報提供を図りながら、協議を進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。</p>
議長	引き続き、1番 和田将幸議員の質問を認めます。 1番 和田将幸議員
1番	<p>私の質問は、大きく2つ質問させていただきます。</p> <p>まず、1つは、BRTひこぼしライン開通に向けての質問です。</p> <p>先日、JRから運行ダイヤが発表されました。添田・日田間の駅が12駅から36</p>

	<p>駅に増え、筑前岩屋から日田駅の所要時間が、鉄路のときの33分から59分に変更になっています。</p> <p>以前から、通勤通学の時間帯に快速等の要望を村として出していたと思いますが、その要望がなぜ採用されなかったのか、村としてJRに強く要望を出し、協議したのか、運行ダイヤが決まるまでの経緯を教えてください。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>運行ダイヤの決定につきましては、先日の協議会の中でもちょっと、自分がいさつの中でも申しました。</p> <p>これまでBRTが決まった中で代行バスが運行されている、この中でもやはり添田駅、夜明駅の接続をきちんと考えたうえでダイヤの設定をしてほしいという部分と、いわゆる快速、駅を飛ばして行く分ですね、時間を短縮する。これについての要望というのは、文書で出していたところでございます。</p> <p>これは当初の頃、2年前ぐらいから出していた部分でもございますし、口頭の中でも協議を行ったところであります。</p> <p>ただ、これについて、最終的に、それからどういうふうに考えているという協議は、JRのほうからなかったというのが現実でございます。</p> <p>この前ダイヤの発表がございました。ダイヤについては、やはり添田駅との接続を第一に考えているのかなという率直な感想を持つダイヤでございましたが、ダイヤの設定前に各自治体との協議を行うと、やっぱりそれぞれの自治体の都合がいっぱい出てくるので、JRについては、やはり限られたバス、運転手の中での運行のあり方、あと接続を最大限有効にするためという形でされたのであるというふうに、自分としては推察をするところではございますが、やはり決定にあたって、そのプレスの中にもございましたが、運行にあたっては運行状況により、またダイヤ改正等での改善もあるというふうには書いていたところですが、やっぱり運行にあたって、やはり夜明駅との接続があまり考慮されてなかったというのは現実としてございますので、そこについては村としても強く抗議と言いますか、申し入れと言いますか、は行ったところでございます。</p> <p>ちょっと事前になかったことについては、自分も苦言を申し上げたところではあったんですけど、やはりもう公表されておりますので、今後の改善に向けてきっちり運行をしていただくというのと、バス停の数もちょっと多すぎるんじゃないですかということも言っております。実際乗ってないところがあったら、改正の中で少しでも、1分でも早く走れるようなですね、運行形態をお願いしたいというところは、もうこの後でもありますが、事前にも社長にも言った話でもございますけど、それでもやっぱり社内の事情があったのかなというふうに推察はするところですが、経緯については、このような形でダイヤが決定されているということでございます。</p>
議長	<p>1番 和田将幸議員</p>
1番	<p>このBRTに決まるまで、住民で署名を集めたり、鉄路廃止の反対運動をしたり、村全体で公共交通を守るために頑張ってきました。</p> <p>このBRT開通が、東峰村にとって本当に良かったと思えるように、JRとは対等の立場で、住民の意見や要望をJRときちんと協議してもらっていきたいと思います。</p> <p>次の質問にまいります。</p> <p>トンネルや踏切、眼鏡橋等を通過する際の安全性や線路敷きのアスファルト舗装による雨水の一極集中による豪雨の影響など、住民がBRTに対して不安に思っていることへの説明を、何もまだしてもらってないかと思います。</p> <p>何回もお願いしているのですが、開通間近になった今でも説明がないのはどうなっ</p>

	ているのか、伺います。
議 長	村長
村 長	<p>安全性等についての説明会の開催についてのご質問でございました。</p> <p>J Rのほうにもですね、いろんなさまざまな協議会の場でもですね、議員さんのご意見等があって、それを再三申し入れてはおります。</p> <p>その中でも、協議の中ではですね、トンネル、踏切、橋の上を通る、その安全性、それについては反射板とか照明を付けて運転しやすくするとか、安全標識や遮断機を設ける。そういった形の個別には伺っております。</p> <p>それと排水等に関する部分で、影響を受けるところについては、関係者や地域からの声を受けですね、個別に説明を行っているというところで、J Rとしては、全体的な説明会の開催は予定していないというところで、回答というか、返事を受けているところがございます。</p> <p>村としては、説明会の開催について、住民の方の声を伝えているところではございますが、今のところJ Rとしては、そういう形での回答があつているというところが実情でございます。</p> <p>安全性についてはですね、もちろんJ Rのほうで確保、担保するのが当然でございますし、一般の交通との安全については、踏切に遮断機があつた岩屋と延田の地区については、専用道側に遮断機が付くとかですね、そういった形の安全走行に係る部分、また、昔の四種踏切、遮断機のない分については、安全確認を促す看板を設置するなどの対策は行うという形で、これは開通前にきっちりやるということですね、看板については村のほうで設置する。村道側に設置をするという形でやっているところがございます。</p> <p>また、線路敷きの排水については、既存の谷やですね、排水路に流れるように、アスカーブと言って水がこぼれないようなやつを設置をしてやっておりますというところ、また、先日100ミリ以上の雨が降ったときの状況を見ても、今のところそれほど部分はない。</p> <p>それ以上の雨が降ったときの状況については、まだ確認が取れておりませんが、そういった部分の悪い箇所については、悪いというか、実際の雨量に対しての改善が必要な場所については、きちっと対応をしていくという形での回答は受けておりますが、議員さん言われるような説明会という形での開催は、J Rとしては、現状考えてないというところが、今の回答でございます。</p>
議 長	1 番 和田将幸議員
1 番	<p>J Rからの説明会はしないという回答は貫つているのであれば、村のほうから村民に対して、不安に思っていることを、説明会まではしなくてもいいと思うんですけども、報告はしないのかと思います。</p> <p>こういう議会のテレビを見る人たちとかいろいろ調べる人、SNSとかで拾ってくる人にはそういう情報は流れているんですけど、そういうことをなかなか見ない高齢者の方たちは、ただ不安に思っているだけでずっと今まで来てますので、一度分かりやすく開通する前に、安全性とか仕組みとかですね、こういうものが BRT だとか、そういうことを説明するような広報を行ってもらえれば嬉しいと思います。そういうことは可能でしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>工事の進捗等で1回東峰テレビで流したということはございますけど、それ以降ありませんでした。</p> <p>今、ちょっとJ Rさんと打ち合わせしているのが、今、工事のほうはですね、大体ほぼ終了して、あとは検査が来月の頭にあるということでございますので、実際にど</p>

	<p>ういうふうな風景で、その BRT の専用道を走れるのか、そういった部分についての情報を東峰テレビで流せないかというところは1つ、これは前向きな分の話ですね。</p> <p>あと、先ほど議員さんが申されました、こういう形で安全対策は取っておりますとかいう部分の、村で説明できる部分については、説明会というよりは、説明会はやはり人数に限りがございますので、広報紙で、何かこれまで出して、工事の状況は出してたですが、開通に向けてですね、皆様に安心してご利用いただくための説明という形で、お出しできる分について出したい。</p> <p>それについては、JRさんはですね、説明会という形ではあんまり考えていませんでしたが、そういった情報提供については、当然説明というか義務がございますので、これについてもやっぱり村として、JRとして、広報紙等を通じて情報を提供と言いますか、情報を出すというところはですね、取り組ませていただきたいと思っております。</p>
議 長	1 番 和田将幸議員
1 番	<p>住民たちも全然分からないで不安なところがありますので、なるべくお年寄りにも分かりやすいような広報をしてもらいたいと思います。</p> <p>続いての質問ですが、沿線の観光振興で、3 駅の整備の質問をしますが、同僚議員も質問したと思いますが、これから5年後、10年後、BRT を利用する人が減れば、ダイヤも削減されます。そうやって廃線に向かう可能性もあります。今、注目を浴びているときに、少しでも早く魅力ある東峰村をつくらなければいけないのではないかと、私は思いますが、3 駅周辺の、3 駅、岩屋駅、大行司駅、宝珠山駅、順番にしていくような回答でしたけども、10年後、20年後、BRT が今のまま賑わっていいのか、そういうところがちょっと疑問でもあります。</p> <p>それで、なるべく早くですね、5年後、10年後じゃなく、早く少しでも注目を浴びているときに魅力のある東峰村づくりをしていかなければいけないのではないかと、思いますが、村長の意見をお伺いします。3 駅の開発です。すみません。</p>
議 長	村長
村 長	<p>BRT の利用促進にあたってのですね、考え方と言いますか、やはり持続できる BRT、どういった形で利用するか。</p> <p>住民の利用ばかりを考えておりましたら、やはり人口が減っていく中で厳しい。その中でも、やはり BRT に乗ることに対する価値、それを今関心のあるうちにどう魅力を高めていくか。</p> <p>先ほど議員さん申されました、村の魅力はもちろん地方創生、いろんな形の中で取り組んでおります。観光アクションプランの中でも、外部からの関係人口の増加のためにどういうことをするか、体験プログラムをするかとか、そういった形で取り組んでおります。これをどう BRT と絡めていくか。</p> <p>絡めていかない、そういうストーリーづくりをしないと、結局は車で来ました。BRT 使いませんでしたという形になりかねませんので、それをどう BRT と絡めていくかというところのですね、仕掛けづくりとストーリーづくり、これが一番重要ではないかなというふうに自分としては思っているところです。</p> <p>あと、3 駅の周辺整備でございますが、昨年基本構想という形で、ほぼ同時にスタートしたような形ではありますが、やはり開通までに何ができるのかという部分の中でのハードでの整備がなかなか見えなかった。</p> <p>これについてもですね、県のほうと協議を行いながら、やはり添田町が昨年いくつかハード事業を行ったという部分もあります。村としては、やはり駅の周辺整備、少しでも早く実現できる部分についての方針を整理した中で、宝珠山駅の駅舎ですね、それと宝珠山駅に人が集まる、そこを起点にして、県境の駅という PR 効果もありま</p>

	<p>すので、そこを起点として村の中に入って行くストーリーづくりと、これを BRT で博多駅とかから来れるという仕掛けづくり、これを行うというのが、やっぱり宝珠山駅を先に取り組むという理由の1つにはなっているところです。</p> <p>あと、順に行うというところよりはですね、取り掛かれるところについてはすぐに取り掛かっていく、例えば、大行司駅のバリアフリーについては、今のところですね、最初はスロープとか、いろんな検討をしておりましたが、やはりスロープ化、もしくはエレベーターというところで、今のところ2つで、どちらのほうがいいかというところで、一応内部としては話しているところでございます。</p> <p>まだ他の可能性もあると思いますが、やはり安全性と運行のオペレートの仕方とかですね、そういった形で方針が決まればもう、あとは設計して設置するだけです。それについても、やはりそれに財源がございまして、財源の関係の協議をするためには、できるだけ早く決定をしなければいけないわけですが、これについても計画の中で方針を決めて、できるだけ早く財源の確保をして整備を行いたい。</p> <p>岩屋駅についても、これはもう少し協議関係、地元との協議、現有施設の管理する方の協議、これがある程度現実としてございまして、そういった部分について、後手後手に回るのはなくて、やはり早めに合意形成をしたうえで、そこについても、岩屋駅については水をどう活かすか、そこが一番のテーマにはなるんですけど、そういった部分を踏まえながら計画の中で、一番最後だから5年後ですよとかいうことではございません。整い次第、事業については取りかかりたい。</p> <p>ただ、先ほど申しましたとおり、財源の関係がありますので、財源の協議がもう随時行っているわけではありませんで、ある程度財源の締め切り等の関係もあって、それを照準に向けた協議の進め方というのは必要であるというふうに思っているところでございます。</p>
議長	1番 和田将幸議員
1番	<p>3駅周辺の整備はいろいろ考えてもらっていると思いますけども、スピード感ですかね、それをもう少し早くできるというか、考え方を考えてもらえないかなと思ひまして、それも、自分も先日行われた日田彦山線沿線地域振興協議会に出席してはいたんですけども、県の政策支援課の方が強く言ってたんですよ。知事も心配していると。</p> <p>それを聞いて、自分たちもちょっと不安になるというか、県と村の考え方が、少しずれがあるのかなという思いがありまして、もう一度沿線の振興に対しての考え方をですね、一度スピード感とかですね、考え直していかなければならないのではないかと思います。</p> <p>村長のお考えをお伺いします。</p>
議長	村長
村長	<p>沿線振興また日田彦の基金を使いました事業、日田彦山線に係る振興事業につきましては、令和3年からですね、いろんな事業に取りかかっているところでございます。</p> <p>特に令和3年、令和4年について、なかなかハード事業的なものが、なかなか進んでいなかった。特に景観整備事業についても、もっと早く取り組めたはずだったんですけど、いろんな調整の関係で、少し後手後手に回っていたという現実がある中で、先ほどの県知事云々という、心配されているという話になったものでございます。</p> <p>事業については、当然村が主体となって行うものでありますので、県が計画を策定するものではありません。</p> <p>ただ、村の中で、ちょっと人員の関係、さまざまな要因の中で、少し計画がですね、予定どおり進んでいないという部分が、令和4年度は現実としてありましたので、5年度については4月の時点で、もうほんと掛かれる分について、5月、6月から掛かって、9月ぐらいにはある程度の形を、9月、10月ぐらいには、形を作らなくても</p>

	<p>いいんですけど、ある程度見えるような形にしないと、来年度の県の基金の申請というか、調整ができない、ちょっとまた後手後手になって遅れるという形にもなっていますので、先ほど議員さん言われたスピード感、見直し、スケジュールの再確認をしながら、着実に進めていく。</p> <p>これをですね、今年度しっかり確認をしながら進めていくというところで、今ですね、5年度事業を進捗を図っているところでございます。</p>
議 長	1 番 和田将幸議員
1 番	<p>3 駅の周辺、スピード感を考えながらもうちょっとやっていってください。</p> <p>次に、現在、駅周辺には農産加工施設等、村の特産物を守っている古い施設が何軒あります。今後こういう施設を新しくし、農産加工品や農産加工を作るお母さんたちの技や伝統を守っていかなければいけないと思いますし、令和6年の6月から営業許可を取らないと漬物等が販売できなくなるということもありますので、そのことを踏まえて、村長の考えを聞かせてください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員さん言われるとおり、駅の周辺にはさまざま既存の施設がございます。この施設については、先ほど来から申し上げているとおり、調整と合意形成を行いながら施設の整備方針を固めなければいけない、これは申し上げているとおりであります。</p> <p>特に、農産加工については、先ほど申しました食品衛生の関係については、村としても、ここに限らず村全体でですね、いろんな漬物等を作られている方の課題になっておりますので、これについては、この駅周辺整備の中で取り組める分については、合同の加工所という形もできるかもしれませんが、現在のところでは、それぞれの地域で作られている方に対して何らかの支援ができないかというところはですね、課と執行部のほうで検討しているところであります。</p> <p>これについては来年6月以降、法律の関係で決まってしまうので、来年6月に整備、ハードものが間に合うということはありませんので、そういった部分で、やはりいろんなところで、1カ所に加工所を造るとなると、結局作ったものを家に置くというのができないという話もありますので、やっぱり何軒か共同ですとか、最終的には本当、コミュニティばかり言ってもいけないんですけど、そういったところに、そういう集落で造る加工施設とか、そういった整備とかですね、そういったものも将来的には考えられるのかなと思いますが、やはり個人とか数軒で集まってやりたいとかいう方に対する支援策をですね、考えているというところで、現状でございます。</p>
議 長	1 番 和田将幸議員
1 番	<p>農産加工施設等もいろいろあるので、それを活用しながら、村の魅力を失わないように、駅周辺だけでなく、この BRT 開通のときに守って、村外に発信していけたらと思っています。</p> <p>次の質問に入ります。</p> <p>最後に、河川の災害に関するごみについて、お聞きします。</p> <p>河川の災害復旧もかなり完了しています。一部はまだ時間がかかりそうですが、村全体の河川の中で災害ごみがかかなり目立ちます。黒いトンパックやコルゲート管、土のうパック等の工事資材が岩の下に下敷きになり、住民の手では撤去できません。</p> <p>東峰村にも少しずつ村外の人が足を運んでくれています。東峰村の自然を求めて、これからも東峰村に多くの人に来てくれるでしょう。</p> <p>そんなときに、きれいな川の中に災害ごみとかが散乱していれば村にとっても良くないし、同僚議員が言ったように、美しい村として発信できるよう何か対策をしていかなければと思っています。村の対応策をお伺いします。</p>
議 長	農林建設課長

農林建設課長	<p>河川の中の災害ごみ等、確かに、県の管理である宝珠山川とか大肥川もちろんそうですし、あと村の管理している河川等もごさいます。</p> <p>やはり今、議員おっしゃられたように、確かにトンパック、黒いビニールですとか、あと、ほんと管がグルグルとほつれてしまって、それから河川の岩ですとか橋にかかっているといったような状況が、私のほうも確認しているところのごさいます。</p> <p>実際今、これはどのような形でという形なんですけれども、実際、災害の工事等については、もう今、県さんほとんど河川の中については終わっているような状況のごさいます。</p> <p>そういう中で、まださらに川の中に散乱しているということのごさいますけども、川の工事、あと治山ですね、山を守る工事、それとか道路関係の仮設道を造ったときにそういったものを使っておるんですけども、そういったのが大雨とかで流されて、それが最終的に川に今流れ込んできているというところのごさいます。</p> <p>県さんもですね、河川工事等で実施している付近にあるごみ等についてはですね、回収をされたりというようなことは、実施いただいているところは聞いているところのごさいます。</p> <p>正直な話、これを、川の中にあるものをですね、1つずつ取って動くという工事については、もうほとんどその川の中に入るといのが、全部進入路を造ってから入っていくようなところがほとんどのところのごさいますので、箇所箇所そういったものを設けてというのが、なかなか現実的なことではないところのごさいますので、そこを今、県さんと一緒にですね、どこにそういったごみがあるのか、といったところの情報共有をさせていただきながらですね、例えば、川の工事が入るといったときには、そこ周辺にもし岩の下にあるような、例えばトンパックのかけらとか、そういったものを取り除くようなことはですね、引き続き情報共有をさせていただきながらですね、取っていききたいというふうなことは、県さんと話をしているところのごさいます。</p> <p>我々も橋梁の工事だとか、そういったものも入っていくこととなりますので、そういったところについてはですね、そこを、村の工事以外だからということなく、川の近くにそういったものがあればですね、撤去していくようなことを進めていきたいというふうに考えているところのごさいます。</p> <p>引き続きですね、どこにこういったのがあるよ、とかという情報を村にいただけますと、県さんと情報共有を図りながらですね、どちらのほうで協力してやれるかといったものを詰めていききたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。</p>
議 長	1 番 和田将幸議員
1 番	<p>どこにごみがありますとかのレベルじゃなく、川に下りたら周りにいっぱいあるんですよ。</p> <p>この間の河川愛護のときにちょっと川に下りたんですけども、そこだけでも5、6個、いっぱいあります。</p> <p>一度全体をどうにか、重機が入って行かないとかも分かるんですけども、どうにかして取れる分だけでも一度清掃に、河川の清掃にかかるとか、そういうことができないでしょうか。</p>
議 長	農林建設課長
農林建設課長	<p>そのような実態が、ものすごくごみがあるというような実態のごさいますならば、ちょっと私も現地をですね、また、県さんともですね、県さん、やっぱり見てはいただいているんですけど、やっぱり見る方向がある程度一方方向だったりするとなかなか気づかないというのが事実としてごさいますので、そういったところを私のほうもしっかりとお伝えしてですね、どのようにして回収すべきか、ほんと見るに余るようなものでごさいましたら、その辺をしっかりと伝えてまいりたいというふうに思いま</p>

	す。
議 長	1 番 和田将幸議員
1 番	<p>よろしくお願ひします。</p> <p>最後になりますけども、先日、地域住民の人と話したときに、地域住民の方が「BRT 開通は村にとって歴史的なことなので、自分たちも一緒に盛り上げんといかんね」って言うてくれました。</p> <p>鉄道が初めて通ったときも、BRT が初めて開通するときも、村の大きな歴史と、住民の方は捉えています。それを、村民も盛り上げたいと言ってますので、村と住民と J R で一緒に東峰村にとってより良いものになるように盛り上げていけたらと思います。</p> <p>これで、私の質問を終わります。</p>
休 憩	
議 長	<p>1 1 時 1 0 分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(1 1 時 0 3 分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(1 1 時 1 0 分)</p>
議 長	<p>7 番 大蔵久徳議員の質問を認めます。</p> <p>7 番 大蔵久徳議員</p>
7 番	<p>今回はですね、大きく 3 項目について、質問したいと思います。</p> <p>まず、行財政改革について、質問いたします。</p> <p>3 月の定例会におきまして予算審査特別委員会がありました。そのときに私質問の中で、災害で予算が膨らんでおりましたけれども、終ってからでもまだ予算の額が大きいということで、縮小する必要があるんじゃないかと質問いたしました。</p> <p>このとき村長は、行革等を行いながら縮小していくと、そういった答弁をいただきました。</p> <p>それで、今回村としてですね、行政改革を、これまでどんなことを行い、今後どういったことを行いながら進めていくのか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>行政改革と一括りにしても非常に範囲が広がります。3 月議会のときにも、そういった形で少し触れたところではございます。</p> <p>これまで行ってきたことにつきましては、過去、合併以降ですね、集中改革プラン等を作って行革推進室を設置して、それはあくまで財政面での改革を主にテーマとして行ってきたところではございますが、その中での取り組みといたしましては、地区担当職員を設置した、また、5 S での庁舎周辺での整備、また、そういった部分をですね、主に取り組んできたところ。</p> <p>あと、歳出をどう削減するかという部分で、なんですかね、聖域なき構造改革ではございませんが、あらゆるものを総点検しようということで、この後質問にもあると思いますが、そういったシートを作って確認を行ったというところではございます。</p> <p>ただ、その後ですね、自分が村長になってからと言いますか、そういった分については、まだ災害復旧・復興、また日田彦山線の関係等も控えておりましたので、今できることということで、機構改革を行い、職員の仕事をですね、どう効率的に行えるか、その中での意識改革や業務改善ですね、こういったところを課の中できっちりやっけていきながら、全体の中でどう仕事を進めていくか、そういう業務効率化のほうでですね、改革という形で行っていただいております。</p> <p>今後のことにつきましては、事業が落ち着いてきたときに、あのときに適正規模は</p>

	<p>何億ぐらいかというやり取りもしたところではございますが、さまざま福祉の関係、扶助費、経常経費、そういった部分が、国も自治体も膨らんでいる中、また、今のところはまだ災害がもう少しある、日田彦山線関係もまだ数年、住宅施策等もですね、行わなければいけない。</p> <p>その中で経常経費について、どう減らすことが、減らすというか削減することができるのか、また、収入をですね、どう増やすことができるのか、これについては、村の取り組みの中でできることというのは、やはり寄附金等の部分が多ございますので、ふるさと納税をですね、どう広げていくか、そういった部分をですね、現在もやっておりますが、今後取り組まなければいけないと思っておりますのでございます。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>高倉元村長のときですかね、その頃集中改革プランを行ってございました。</p> <p>そういったように、プランを作ったり、次の質問にいきますけれども、行政改革大綱なり計画を作って、そして行革を進めていく。そういったことが私は大事だと思いますけれども、村長は、これについてどう思いますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>現在、策定するという目標、予定はない、というのが今の現状ではございますが、やはりそういった目標ですね、目標を設定して、それを共有して、それにどういうふうに取り組むか、これをまとめたものが大綱になり得ると思っておりますので、特に今、総合計画の中での効率的な行政組織づくり、財政運営の効率化、行政サービスの高度化、そういった部分はずっと取り上げられている分でございますが、それをいかに絡めていって、改革と申しますか、を進めていくかという部分について、ある程度と言いますか、大綱とまでかしまらなくても、やはり一定の指針というものは示すべきものがあるなというところは感じておりますが、ちょっと現在にそれを、いつするという予定、スケジューリングとしてはですね、まだ未定というのが現在のところでございます。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>目標を作ることは大事でありまして、何をしたいというだけじゃなくて、数値的な目標も必要だろうと思えます。そういった意味で計画を作る必要があると言っているわけでもございまして、これをですね、効率的にやるためにも、なんでも村で行う場合は何とか計画を作って、それから行っているようでもございますけれども。</p> <p>この行革の計画については、どうしてそんなに作らないのか、そこ辺をお聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど申された計画等については、やはり法に根拠がある、また、計画を実施する補助金等を活用するにあたって必須のものとなっている、というのが計画を作るのほぼほぼの理由になっていると思えます。</p> <p>行革に関してはそこまで、ちょうど集中改革プランができた頃というのが、国のほうのお示しもあって、自治体ほぼほぼ大体横並びで作ったという時期でもございました。</p> <p>この行革に関する部分については、やはり村、自分というか執行部のほうが一定の目標を示した上で、やはり職員の皆さんがそれぞれ自分の立場で、どこができるのかというのをすることが重要だと思っておりますので、計画書の作成というのが目標ではないというふうにちょっと考えておりますので、計画書を作る、作らないではなくて、そういう考え方をですね、きっちり持っていただかなければいけない。そういうふうに思っているところでございます。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員

7 番	<p>私は、計画を作ることが最終目標とは言っていないです。</p> <p>計画を作って、行革をしっかりやってくださいということで、計画を作ってくれと言っているだけであって。</p> <p>よその自治体においてはですね、行政改革大綱とは言わなくても、計画というものはあると思うんですよ。</p> <p>敢えて作らないというか、そこが最終目標じゃないとか、そうじゃなくて、行政改革をするためには計画が必要じゃなかろうかと言っているんです。</p> <p>もう1回、答弁をお願いします。</p>
議長	村長
村長	<p>行政改革大綱については、令和4年、昨年福岡県も作っております。</p> <p>他の自治体、作っているところというのは、数からいくと、現在はそんなに多くはないんですけど、やはり計画という形、指針という形、形はですね、どういう形になるにしろですね、そういう目標というか、行革に対する目標とその分野、内容としては大綱とあまり変わらない形にはなると思いますが、その作成については、必要だということは思っております。</p> <p>ただ、現時点でそれを作る、いつまでに作るという目標と言いますか、いつまでに作るという予定が、ちょっと今のところはないということで、計画の必要性というのは十分、自分としても必要だというのは思っておりますので、すみません。その分について、説明が足りなかった部分がありましたら申し訳ございません。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>ぜひとも早急に計画を作っていただきたいと思います。</p> <p>次の質問にいきます。</p> <p>以前、これも高倉村長の頃ですかね、事務事業評価が行われておりました。そして、職員がですね、それについて評価を下したり、また外部評価もあったようでございます。</p> <p>こういったことは今、行ってないわけでございますけれども、今後ですね、この行政評価を行ったり公表する考えはあるか、お聞きします。</p>
議長	村長
村長	<p>先ほど議員さん申されますとおりですね、過去の事績によると、平成20年から22年、その頃に事務事業評価という形で行政評価の手順を行っていたという経過がございます。</p> <p>その後についてはですね、行われなかったようでございますが、主要な事業については、平成27年度からまち・ひと・しごと総合戦略が策定されております。これに基づく事業については、皆さんご存じのとおりと思いますが、評価を、きっちり外部検証委員会等を設置して行っているところでございます。</p> <p>そういったところで、結果をホームページで公表したりしております。その分をやっているというところは、一応事務事業評価という括りではないと思いますが、1つのそういった改善に向けての評価の、いわゆるPDCAサイクルの取り組みの1つではないかと思っております。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>地方創生関係のKPI値ですか、そういったことを出すということで、前、私も質問したことがありますけど。</p> <p>その評価、検証委員会の結果がですね、議会になかなか示されない。そういったことで行政評価になるのかなと思うわけですね。主要事業は地方創生でやっている。それ以外のこともあるわけですね。地方創生じゃない事務事業も。</p> <p>そういったことに責任を持って、こういった事業をしましたということのために</p>

	も、行政評価が別の意味でですね、必要だろうと思いますが、その辺りどう思いますか。
議 長	村長
村 長	<p>公表については、現在、新型コロナの部分についてはホームページで公表している。その他、災害等で少し中断したという部分で、平成30年度以降、その分については、今のところ外部評価委員会までは終わっていて、その分の整理と公表がまだ終わっていないというところで、まだ議員さんのほうにも報告ができていないのかなというふうに思っておりますので、これについては、外部評価自体は令和3年度まで終わっておりますので、これについての報告については、早急にさせたいというふうに思っております。</p> <p>他の事務事業に関する部分については、どこまでの事業をするのかというところで、平成20年度、21年度、22年度、過去の分を見ると、当初は金額で分けたりとか、先に事業を指定したりとかですね、そういった形でやられていたこともございますが、どういうところまでするのか。形というのはある程度フォーマットが決まっておりますので、手順としては、前例を見ながら行うという形、予算がどうなっているのか参加者がどうなっているのか、その評価がどうなっているのか、それに基づいて継続とか縮小とか拡大とか、そういった評価を行っていくものは、他の自治体も現在取り組まれているところも、そういった手順になっていると思っております。</p> <p>その部分、どこまでの部分をするかというところが、ちょっと今のところ方針として示されていませんので、先ほどのまち・ひと・しごとの部分の検証、また、一般の事務、また補助事業、教室とかですね、そういった部分、何をするのかというところを考えなければいけないというところで、この評価自体、PDCAというサイクルの中で行わなければいけないというふうに思っておりますが、ちょっと自分のほうが、まだ追いついてないというところが現状でございますので、これについては、実施にあたっての検討をさせていただきたいという答弁に留まるようになりますが、そういう形になっておるところでございます。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>これを行うことによって、職員の方のスキルアップにも、私は繋がるんだろうと思います。ぜひとも行政計画とこの行政評価、これぜひとも今後行っていただきたいと思っております。</p> <p>次の質問にいきます。</p> <p>ホームページを開きますと、財政情報が載っているんでしょうけれども、私が見つけきらんのかどうか知りませんが、財政情報が少なく思いますが、村ではどのくらいの公表をやっていきますか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>村のホームページで公表している部分と県のホームページで公表している部分、それはもう各自治体が横並びで公表している分がございます。</p> <p>村のホームページで出している分については、毎年秋口に皆様にお配りしております財政状況ですね、財政事情、これの公表、令和4年度、昨年の分がまだアップされてないようございました。</p> <p>その部分と、統一した会計基準というやつは公会計における財政状況ですね、そういった部分についての公表を行っているところでございます。</p> <p>あと、県のほうについてはですね、普通交付税とかの算定における様々な財務指標とか、結構詳しい、もう10ページぐらいにわたる部分の財政がそれぞれの自治体ごとに置かれておりますので、詳しい財政事情部分については、そちらのほうの情報を持って来れるかどうか分からないですけど、一応県のほうで結構詳しい情報もありま</p>

	すし、村のほうでもそういった形での財政状況の公表は行っているというところでございます。
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	<p>先ほど村長が言われたように、こういったやつですね、貰っています。ただ、こういうのは置いといたらもう見らんですね。</p> <p>だから、ホームページに、何回でも見れるように、載っければいいなと思ってこういった質問をあげておりました。</p> <p>その中で、県のですね、たまたま見つけたんですが、福岡財務支局からの財務状況把握の結果がホームページに載っておりました。それに、最後のほうに今後の財政運営について載っております。ちょっと読み上げます。</p> <p>災害復旧事業への対応に伴い地方債残高は増加し、財政調整基金の取り崩しにより積立金が減少している。今後も同様の傾向が続き、実質債務はプラスに転じ、人口減少による収入減少、公共施設等の更新費用増加等により、収支は悪化していくと見通している。</p> <p>そしてまとめには、健全かつ安定的な財政運営を行うことが望まれるとあります。</p> <p>今のところ村は、財政は安定しているんでしょうけれども、将来こんな危惧されているところがありますので、ぜひとも、先ほど言いました行財政改革を行っていただきまして、健全に運営をしていただきたいと思います。</p> <p>そして、次の質問にいきます。</p> <p>次に、景観整備について、質問いたします。</p> <p>先ほどから BRT についての質問が出ておりました。8月に会議をするということでございます。線路も撤去されてアスファルト道路になっております。</p> <p>そして、よく見るとところが寺村地区におきましては、防草シートをかけてですね、整備をされておるんでしょうけれども、どうも殺風景だなと思うところがございます、そういった意味で JR のほうにですね、あの防草シートじゃなくて、桜なりの植栽ができないか、JR に提案できないか、お聞きします。</p>
議長	村長
村長	<p>沿線沿いの植樹については、JR としては、直接聞いたわけではございませんが、これまでの経過といたしましても、岩屋地区でツツジを植栽したりとかいう部分についても、やっぱり地元が行って、地元が管理という形で植栽をしている状況の中で、要望はできると思いますが、ここで結論づいたことは言えませんが、あそこに防草シートを敷いたという経過につきましても、やはり草刈りですね、草刈りの要望が地区から、やはりしてくれという JR に。それを村からも JR に要望した中でも、やはり限られた人材の中で計画的に行っている中で、やっぱり毎年1回というのもなかなか難しいという中で、防草シートを張ることについて、地元との了解を得て行ったということの経過がございます。</p> <p>これについて、やはり風景的というのは確かに感じるものではございますが、その部分のですね、植えるのか、JR に一旦申し入れという形で行い、その回答を受けたうえで地域がどう考えるのか。そういったところで、ちょっと今後 JR とですね、少し協議をさせていただきたいと思っております。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	<p>防草シートを剥いで植樹をせれということじゃなくて、今後ですね、たぶんあれも老朽化して雑草が生えてくるだろうと思います。</p> <p>先ほどの沿線振興基金ですかね、こういったものもありますし、駅周辺だけに限らず、この路線の周りの景観整備等々にですね、その基金が使われないか、そこ辺はどうでしょうか、お聞きします。</p>

議 長	村長
村 長	<p>振興計画基金事業の中で、現在取り組んでおります景観整備、これについては、まずは BRT のバスからの景観、眼下に広がる村の風景を見てもらうということで、伐採をまず行うこととしております。</p> <p>その後、どれぐらいの規模になるか分かりませんが、一部植栽も計画の中には上げているところで、今のところはゾーニングを行っているだけで、どこにどういう木を植えるとか、基本的に高木、桜とか、大きい木についてはですね、沿線沿いは難しいかなとは思いますが、ちょっと低木についての植栽は、前から話の議題としては上がっているところでございます。</p> <p>この基金を活用するという部分は、十分活用可能だというふうには考えております。</p> <p>最終的にどこが管理をするか、この分がきちりやっておかないと、また後々ですね、景観上の見た目が悪いとか、そういう話にもなってきますので、それについては、この整備事業の中で進めさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>可能みたいですので、ぜひともよろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、次の質問にいきます。</p> <p>災害復旧でですね、河川工事もほぼ終わりまして、ただのコンクリートじゃなくてですね、玉石の積んだ工事で随分お金がかかったんだろうと思えますけれども、どうしても災害復旧ですので、緑がなくなって殺風景に思うところでございます。</p> <p>河川にですね、先ほどと一緒にですけど、桜なりツツジなりですね、植樹したらですね、随分美しくなると思いますが、その辺りはどう思いますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今、河川管理道の話だと思っておりますが、県管理の河川であります大肥川・宝珠山川沿いに、災害復旧に合わせて管理用道路が整備されております。</p> <p>現在、アスファルトの舗装工事と転落防止の柵、必要なところですね、要望があったところについては、設置工事が県により進められているところでございます。</p> <p>この河川沿いの道に何かの植樹ができないかというところでございますが、管理道も河川という扱いになりますので、河川沿いの植樹については河川法の許可が必要になるということでございます。</p> <p>また、河川堤防自体へのですね、土羽とかへの植樹については、やはり木の根っことか倒伏等により堤防本体を損傷するような恐れがあるとかですね、治水上の安全性等に影響があるかなとか、そういう部分で、許可にあたっては、国からの通知に記載があるというところで、詳しくはここにありませんが、そういう通知の要件を満たして、実施主体が村、要望する村になると思っております。</p> <p>管理も実際に、県が造りましたが、村が管理するという形になっておりますので、村が確実に維持管理を行うという場合のみ認められるというふうには聞いておりますので、これについては、現実的にはですね、河川沿いの管理道の土羽に植樹というのは難しいなというところは感じております。</p> <p>ただ、草が生えたときに、河川愛護のときに、切らないかんのかとかですね、結構低いところはいいんですけど、高いところについては危険じゃないとか、そういう話等もあっておりますので、植樹ではなくても、何かそういった管理的な面でもっといいもの、景観というかですね、を含めた何かアイデアがないかなというところを考えておりますが、何かそういった部分もあればご教授いただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員

7 番	<p>災害復旧の道路で植えられないというのは、私もこう見てですね、ここに全体を並べてすればちょっと厳しいかなと思うわけですが、ポンポンとすることができないかと思っていました。</p> <p>大鶴のほうに下って行けばですね、河川沿いに桜並木が見事にありますね、何kmも続いて。そういったことを見て、東峰村でできないかといったことで質問しましたが、村主催で、村がすることも可能だということであればですね、どうにかできる方法を考えていただいでですね、並木にはしなくてもですね、桜なり他の植物がですね、見事に育つと、そういったことができればと思って質問してはいたけれど、これは、今後執行部のほうで考えていただきたいと思います。</p> <p>次の質問にいきます。</p> <p>災害復旧ですね、田畑もほ場も回復しております。この前、高倉議員も言いましたが、竹棚田の火祭りもありまして、やはり田植えが終わって非常に美しい田園が広がっております。村内全域ですね、田植えが終わって本当に美しいと思うわけでございますけれども。</p> <p>国県道沿いなんです、耕作放棄地を見ますと、やはり残念だなと思うところがあります。そういった意味で、村のほうでですね、この耕作放棄地の整備ができないか、お聞きします。</p>
議長	村長
村長	<p>耕作放棄地、農地であればですね、中山間とかの関係でですね、集落で荒廃を守るという取り組みは行われているところでございます。</p> <p>一義的にはやっぱり所有者がやらなければいけないというところでございますが、村が耕作放棄地の整備という、その整備がどういうものかというのが、ちょっと今、想定ができませんので、ちょっと明確な答えができかねるんですけど、ちょっと村が直接というのは、具体的な内容をできれば教えていただければと思います。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>当然個人の土地でありますので、村が整備できないかということは、村が音頭を取って誰かにさせることができないかということでございましたけれども、たぶんそれも難しいと思います。</p> <p>私、これを挙げた本当の理由は、農業振興をしっかりとやってくれといったことです。耕作放棄地が増えないように、去年の6月にも私はこの農業振興について質問をいたしました。</p> <p>敢えてこんな書き方をしたんですけども、本当は農業振興をやっていただければ耕作放棄地は増えない。あそこは景観上も良くなるといった意味でございました。</p> <p>ちょっと質問の仕方がおかしかったかもしれませんが、耕作放棄地を増やさなような農業振興を、去年と今年変わってないと思いますけども、新しく耕作放棄地を増やさなような施策を考えておるか、お聞きします。</p>
議長	農林建設課長
農林建設課長	<p>先ほど議員さん言われたように、農業の振興というところでの整備ということでございます。</p> <p>今、国の方針としてですね、やはりこういった荒廃の農地とかが増えないような形でということで、地域計画といったものをですね、策定していきましょうというようなことは、国の方針として出ております。</p> <p>やはり担い手のですね、農地利用の集約ですとか、集積といったものを地図にまた載せていくというような形でですね、地域の計画の図というのを作っていかなくちゃいけないというふうになっておりますので、これもですね、今年度からですけども、村としましてもですね、農業委員会の皆様と一緒に地域計画といったものを作ってい</p>

	く、目標地図というようなものなんですけども、そういったものを作っていきたくですね、農地の現状の把握というものを、まず先にやっていきたいというようなことで考えておりますので、今年度の早い段階です、そういった形で地域に入っていければというようなことを考えているところでございます。
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	ぜひともよろしく願いいたします。 次の質問にいきます。 医療体制について、質問いたします。 そのいずみ館に診療所が開設してございましたけれども、今、閉まっているようでございますけれども、今後どうなるのか、お聞きします。
議 長	村長
村 長	いずみ館のところの診療所でございますが、経緯としてはですね、令和4年の9月から院長の申し入れにより休診をしているという状況で、現在も続いているところでございます。 年度明けまして、再開する意思確認とかですね、それにあたっての課題の整理とか、そういうものを行っているところが、協議を行っているところが現状で、具体的な方針としては、まだ定まっていないというのが現状でございます。
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	当時ですね、村のお金をかけて改装し、そして、村のお金をかけて医療器具等々も買ったんだろーと思います。 向こうの言うとおりにじゃなくて、強い要望を言って、開業をしてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。
議 長	村長
村 長	再開についての、村の希望もお伝えはしているところでございますが、経費面とか、そういった部分について、ランニングコストと言いますか、そういった部分についても、ちょっと課題としてあがっている分がございまして、その部分を含めても、どうするかという部分について、ちょっと今、協議をさせていただいているところが、現状ということでございます。
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	いずみ館はですね、非常に人が集まる場所で、あそこをもし使わなくなるのなら、もう早めに撤退してもらって、あそこを有効に使ったほうがいいと思いますので、ぜひとも先生のほうと早急に話を進めて、結果も早く出したほうがいいだろうと思いますので、その辺りよろしく願いいたします。 次の質問にいきます。 宝珠山地区が、前から言ってますけど、地域の要望でお医者さんを呼んでくれということがありました。そういった関係で、井上先生があそこに出しておったわけでございますけれども、今閉まっておるわけでございますが、今後宝珠山地区の医療体制をどう考えておるのか、お聞きします。
議 長	村長
村 長	医療体制につきましては、さまざまな要望とですね、どういった診療科目とか、そういった課題もあると思いますが、村としては、3つの考え方があるというふうに思っております。 まず、1つは、現状のいずみ館の診療所の再開、これをどうするか。 ただ、現状というか、当初から週に1回、半日だけという営業の中で、住民の方のニーズに答えられているかどうかですね、その分について、ちょっとまだ分からないというか、十分満たすことができるのかという課題があると思っております。

	<p>もう1つについては、現在村の中に開業している病院、村立診療所になりますが、村立診療所への利用が考えられるところでありますが、宝珠山地区からでしたら、少なくとも10kmから15kmの距離がある。10kmあれば、もう杷木のほうとあまり距離も変わらないとかですね、そういった課題もあるところでございます。</p> <p>もう1つについては、これは全体的なことになりますが、小石原地区、宝珠山地区ではなくて、村全体の診療体制を長期的な視野において、また、医療検討委員会等の設置によって、村の医療体制をどうするかという協議をしなければならない時期になってきているのかなど。</p> <p>前から村立診療所についても、道の駅の関係で、数年後には方針を決めなければいけないとかいう話があっておりました。</p> <p>これについても数年後にはまた、どうしなければいけないかという話にはなっておりまして、その辺を含めて、全体の中で考えていく必要もあるのかなどと思っております。</p> <p>村立診療所については、地域交通の中での利用促進とか、そういった課題もですね、1つの手としてはありますが、やはり診療所等に通う方は、基本的には高齢者の方が多いので、現状としてはそれぞれ、今、村立診療所またいずみ館の診療所に来ていただいている鶴川堂の先生が往診という形で対応していただいておりますが、そういった部分も含めてですね、持続できる医療体制というものをしっかり考えていかなければいけないというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	<p>やっぱり予算のことまで考えればですね、宝珠山地区に新しく1つというのも大変厳しいことだろうと思います。</p> <p>また、村民を見ますと、杷木、日田に私たちが行けば何人もお会いするような感じで、ここの病院が好きだから行っているというところもありますのでね、そんなに急ぐ必要はないのかもしれませんが、住民の中には、ぜひとも村に造ってほしいという方もいらっしゃいますのでですね、そういったお話も聞いて、今後医療体制について、病院を造るなり、診療所にタクシーで運ぶなり、そういったことを考えて、住民の要望に応じていただきたいと思います。</p> <p>以上です。答弁はいいです。</p>
議長	以上で、一般質問を終了します。
散会	
議長	<p>これもちまして、本日の会議を終了します。</p> <p>明日15日は、午前9時30分から開会いたします。</p> <p>本日は、これにて散会します。</p> <p style="text-align: right;">(11時46分)</p>

第3回 東峰村議会定例会会議録

令和5年6月15日
(第 3 日)

東 峰 村 議 会

令和5年第3回東峰村議会定例会議事日程

令和5年6月15日開議

開会宣言

議事日程報告

- 日程第 1 議案第 2 1 号 東峰村村民センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 2 2 号 東峰村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2 3 号 東峰村損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 4 議案第 2 4 号 令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第3号）について
- 日程第 5 議案第 2 5 号 令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- 日程第 6 報告第 1 号 令和4年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告
- 日程第 7 報告第 2 号 令和4年度東峰村事故繰越し繰越計算書報告
- 日程第 8 同意第 4 号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 同意第 5 号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第 10 同意第 6 号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第 11 同意第 7 号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第 12 同意第 8 号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第 13 同意第 9 号 東峰村農業委員会委員の任命について

- 日程第 1 4 同意第 1 0 号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 5 同意第 1 1 号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 6 同意第 1 2 号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 7 同意第 1 3 号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 8 同意第 1 4 号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 9 同意第 1 5 号 東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 日程第 2 0 同意第 1 6 号 東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 日程第 2 1 同意第 1 7 号 東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 日程第 2 2 同意第 1 8 号 東峰村教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 3 発議第 1 号 東峰村議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程第 2 4 閉会中の各委員会継続調査の申出について

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達していますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
議 長	これより、各議案の質疑、討論、採決を行います。
日程第1	
議 長	<p>日程第1 議案第21号「東峰村村民センター条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第21号「東峰村村民センター条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 議案第22号「東峰村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第22号「東峰村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 議案第23号「損害賠償の額を定めることについて」を、議題といたします。</p>

	説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第23号「損害賠償の額を定めることについて」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第4	
議 長	日程第4 議案第24号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第3号)」 を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 ご意見はございませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第24号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第3号)」を、お諮り いたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第5	
議 長	日程第5 議案第25号「令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補 正予算(第1号)」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第25号「令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第 1号)」を、お諮りいたします。

	<p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第6	
議長	<p>日程第6 報告第1号「令和4年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありますか。 (質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 報告第1号「令和4年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告」を、終了いたします。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 報告第2号「令和4年度東峰村事故繰越し繰越計算書報告」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありますか。 (質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結し、報告第2号「令和4年度東峰村事故繰越し繰越計算書報告」を、終了します。</p>
日程第8～ 日程第18	
議長	<p>日程第8 同意第4号から日程第18 同意第14号「東峰村農業委員会委員の任命について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑については、一括質疑といたします。 質疑はありますか。 (質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結します。 採決します。 同意第4号「東峰村農業委員会委員の任命について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定いたしました。</p>
議長	<p>日程第9 同意第5号「東峰村農業委員会委員の任命について」 質疑は終わっていますので、採決をいたします。 お諮りします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第10 同意第6号「東峰村農業委員会委員の任命について」を、採決します。 お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>

議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定いたしました。
議 長	日程第 1 1 同意第 7 号「東峰村農業委員会委員の任命について」 質疑は終わっていますので、採決をいたします。 お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定いたしました。
議 長	日程第 1 2 同意第 8 号「東峰村農業委員会委員の任命について」 質疑は終わっていますので、採決します。 お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定しました。
議 長	日程第 1 3 同意第 9 号「東峰村農業委員会委員の任命について」 質疑は終わっていますので、採決をいたします。 お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定しました。
議 長	日程第 1 4 同意第 1 0 号「東峰村農業委員会委員の任命について」 質疑は終わっていますので、採決を行います。 お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定いたしました。
議 長	日程第 1 5 同意第 1 1 号「東峰村農業委員会委員の任命について」 質疑は終わっていますので、採決をします。 お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定いたしました。
議 長	日程第 1 6 同意第 1 2 号「東峰村農業委員会委員の任命について」 質疑は終わっていますので、採決をいたします。 お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定しました。
議 長	日程第 1 7 同意第 1 3 号「東峰村農業委員会委員の任命について」 質疑は終わっていますので、採決をいたします。

	<p>お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>日程第18 同意第14号「東峰村農業委員会委員の任命について」 質疑は終わっていますので、採決をいたします。 お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定いたしました。</p>
日程第19～ 日程第21	
議 長	<p>日程第19 同意第15号から日程第21 同意第17号「東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑については、一括質疑とします。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 採決します。 同意第15号「東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>日程第20 同意第16号「東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」を、お諮りいたします。 質疑は終わっていますので、採決をします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>日程第21 同意第17号「東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」 質疑は終わっていますので、採決をいたします。 お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定いたしました。</p>
日程第22	
議 長	<p>日程第22 同意第18号「東峰村教育委員会委員の任命について」を、議題といたします。</p>

	<p>説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 6番 高橋弘展議員</p>
6 番	<p>教育委員の任命についてですが、選任の基準について、お伺いしたいと思います。 現在、東峰村教育委員さん、4名いらっしゃるかと思います。そのうちの4名のバランスについて、お伺いしたいと思います。男女であったり職業、年代、そういった部分に関しての教育委員さん、選任されるにあたっての基準等がありましたらお尋ねしたいと思います。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>資格要件でございますが、1点目は、まず、何はともあれそういった資質をお持ちの方、というのが1つあります。 2点目は、やっぱり地域性、特に東峰村の場合は、地域性は考えます。 そしてもう1つは、保護者枠というのがあります。その保護者枠という観点から、今回の人選を行っております。以上です。</p>
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>3つの大きな基準項目というか、おそらく東峰村としての考え方だと思います。 昨年もこの教育委員の任命の際にも質疑をさせていただきました。 今回留任というかですね、再任ということでの形なんですけれども、となりますと、年代的な部分が固まってないかなという部分、1年前にも質疑をさせていただきました。その部分に関しては、どのように選任される側としての考えがあるのでしょうか、お尋ねいたします。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>年齢的なもの、前回、40代後半から50代というところで、固まりすぎではないかということなんです。 基本的に、教育委員のいろんな会議とか、いろんな活動するにあたりまして、非常に、結構研修とか出ることが多ございます。 そういった面で、ある程度落ち着いたと言いますか、なかなか仕事を空けにくい方よりも融通が利くというところもありまして、それぐらいの年齢に落ち着いたということでございます。総合的に考えての選考であるというふうにお考えいただけたらありがたいです。以上です。</p>
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>もう1点、委員さんの職業ですね。 先ほどの教育長の答弁の中にも繋がる部分があるかと思いますが、研修であったりとか対外的な行事に出やすいという部分の配慮から、自営業の方が3名ほど入られているかなと思います。 職業についても、おそらく東峰村の分布と言いますか、職業に合わせてそういうふうな形というのものもあるのかなとは思いますが、最近はサラリーマンの方も増えてきてたりという中で、教育委員さんの多様性という部分に関してはどのように考えられていますでしょうか、質問です。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>もちろん今の、昨今の状況から考えますと、多様性が一番重んじられると思います。 ただ、やはりかなり出事も多ございます。そういった面で、やはりある程度柔軟な、フレキシブルな働き方ができる方のほうを、仕方なく優先せざるを得ないという面はございます。 どうしてもサラリーマンというか、一般の時間に拘束される場合だと、なかなか出られませんという形になりますので、その辺りは他の自治体でも、なかなかいろいろ苦</p>

	慮している部分だと思います。以上です。
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>選任の基準等々については、今、教育長から説明があったので、ある程度理解はするんですが。</p> <p>この方をどうのと言うつもりは全くありませんけれども、同じ方が何期もするということの弊害と言ったら言い過ぎになるかもしれませんが、特に教育委員会辺りは、いろんな方の教育に対する意見も必要ですので、同じ方が長くするというよりも、やっぱりある程度期限を切って、いろんな方を委員として選んだほうが活性化にも繋がるんじゃないかと思いますが、その辺りいかがでしょうか。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>確かに、いろんな活性化のためにも、いろいろ変更していくことも大事だとは思いますが。</p> <p>ただ、なかなか今回、コロナ禍の中で3年間いろいろ動きにくかった状況がございます。そういったことも勘案しまして、今回は選任、また再任という形を取らせていただいております。いろんな意味から今後はですね、やっぱりいろんな考え方、刷新をしていきたいとは思っておりますが、いかんせん村全体の母集団が少のうございますので、その辺りは大変苦慮しているところでございます。</p> <p>ただ、今回選任されている4名につきましては、大変適任な人材を登用していると、私自身は思っております。以上です。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>教育長、言われるのはよく分かるんですが、しっかり探せばですね、人口が少ないと言っても、おられると思いますので、ぜひ、これからしっかり人材育成を含めて探していただきたいと思います。いかがでしょうか。</p>
議 長	<p>意見じみた質問はやめてください。質疑をしているだけですから。</p> <p>一応今回答えてもらいますが、その辺りは注意してください。</p> <p>教育長</p>
教 育 長	<p>言われることは、もうしっかり把握しているつもりです。</p> <p>今後そういうふうには刷新できるような方向でですね、人選なり人材育成とかをやっていききたいと思います。</p> <p>ぜひ、議員さん方におかれましても、そういった教育行政に関しての参画者を掘り起こしていただけたらありがたいと思います。以上です。</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>同意第18号「東峰村教育委員会委員の任命について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、同意することに決定いたしました。</p>
日程第23	
議 長	<p>日程第23 発議第1号「東峰村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>補足説明を提出者 黒川隆康議員に求めます。</p> <p>9番 黒川隆康議員</p>
9 番	<p>発議第1号「東峰村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり東峰村議会会議規則第14条の規定により提出する。</p> <p>令和5年6月13日提出、提出者 黒川隆康、賛成者 大蔵久徳。</p>

	<p>提案理由、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、東峰村議会における個人情報の取扱いに関し条例の制定が必要となったためであります。</p> <p>次のページをお開きください。</p> <p>東峰村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について 東峰村議会の個人情報の保護に関する条例を、次のように定める。</p> <p>目的、第1条、この条例は、東峰村議会における個人情報の適正な取り扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としております。</p> <p>19ページから20ページをご覧ください。</p> <p>第53条から第57条にかけて罰則規定が設けられております。罰則の定めのある条例の制定については、福岡地方検察庁との協議が必要であり、その結果、特段の意見がなかったことを報告いたします。</p> <p>附則、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。以上です。</p>
議長	<p>補足説明が終わりましたので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>発議第1号「東峰村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第24	
議長	<p>日程第24 「閉会中の継続調査申出書」を、議題といたします。</p> <p>本件につきまして、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会、議員定数調査特別委員会からの閉会中の継続調査申出がなされております。</p> <p>お諮りします。</p> <p>委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。</p>
閉会	
議長	<p>以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。</p> <p>村長よりあいさつの申し出がっております。これを許可いたします。</p> <p>村長</p>

<p>村 長</p>	<p>閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。</p> <p>6月13日から本日まで、令和5年第3回東峰村議会定例会を開催し、議員皆様の慎重審議をいただき、執行部より提案をいたしましたすべての議案について、原案どおりご可決いただきましたことを厚くお礼申し上げます。</p> <p>審議の中でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の行政運営に生かしていく所存であります。</p> <p>さて、出水期に入り、これからの雨の降り方について、緊張感をもって対応してまいります。来る6月25日には防災訓練が行われます。コロナウイルス感染症の影響もまだ完全になくなったわけではありませんが、皆様のご参加をお願いするものであります。</p> <p>今回の訓練は、3地区が訓練終了後に防災・防犯に係る訓練や学習会をすると伺っております。区長さん、議員さんをはじめ地区のサポーターや消防団の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、訓練の積み重ねが被害を最小限に抑えることに繋がりますので、一人でも多くの参加をお願いするとともに、来年度は各地区での工夫を凝らした訓練を行っていただきたいと考えているところです。</p> <p>7月5日は、平成29年九州北部豪雨から6年となります。予定として7月5日の午前10時にサイレンを吹鳴し黙とうを捧げることとしております。式典は行いませんが、筑前岩屋駅前に献花台を設置し黙とう式を行いますので、参加できます方は、筑前岩屋駅に10時までにお集まりいただければと思っていますところでございます。</p> <p>また、7月は福岡県同和問題啓発強調月間でもあります。村でも7月7日に、人権教育推進協議会総会と研修会を開催いたします。研修では、福岡県人権啓発情報センター館長 谷口研二さんによる講演を行います。皆様のご参加をお願いするものです。</p> <p>これからますます暑さが厳しくなってまいります。議員各位におかれましても、熱中症対策、感染症対策、健康管理に十分注意いただきお過ごしいただきますようご祈念申し上げます。私の閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>これをもちまして、令和5年第3回東峰村議会定例会の全日程を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10時01分)</p>

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するために署名する。

議 長

議 員

議 員